

部活動の地域展開における

地域クラブ活動



創設・運営

ガイドブック



スポーツ庁



CONTENTS

目次

- 3 ガイドブックの位置付け
- 4 ガイドブック読み進め方の例

1

- 7 用語集
- 8 部活動改革の背景や目的
- 13 地域クラブ活動に関する認定制度

はじめに



2

- 19 コラム Vol 1 >> 地域クラブ活動に取り組む意義や効果
- 20 地域クラブ活動 創設・運営における地方公共団体の役割
- 23 地域クラブ活動における創設・運営のステップ
- 24 取組ページの見本
- 25 STEP 方針 > 取組の大きな方向性の検討に係る段階
- 39 STEP 準備 > 具体的な取組内容や計画策定に係る段階
- 55 コラム Vol 2 >> 対話と共創で築く、新しいスポーツ環境
- 57 STEP 実行 > 地域クラブ活動を実施する段階
- 72 コラム Vol 3 >> 地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体への支援について考える
- 73 STEP 検証・改善 > 振り返り・発展的な活動を推進する段階
- 84 コラム Vol 4 >> 地域で取り組まれる多様な活動

地域クラブ活動における創設・運営 進め方



3

- 86 関連資料
- 90 参考文献
- 91 執筆者

参考情報



ガイドブックの位置付け

本ガイドブックは、部活動の地域展開を進めるにあたり、地域クラブ活動の創設や運営に必要な手順や留意点を整理したものです。行政、学校、地域、関係団体等の皆様が、部活動改革を円滑に進めるための参考資料として御活用ください。

凡例

 部活動改革等に係る国としての基本的な考え方や具体的な取組方針 等

 現場における取組の情報

 資料格納先



「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ (令和7年5月) ★ 以下、本ガイドブックでは「最終とりまとめ」という。

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/039_index/index.html

- 「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」における議論をとりまとめた資料です。
- 改革の理念から今後の改革の進め方、個別課題への対応等に至るまで幅広く整理されています。



部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン (令和7年12月) ★ 以下、本ガイドブックでは「国のガイドライン」という。

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00025.htm

- 令和8年度から令和13年度までの「改革実行期間」における部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、国としての基本的な考え方や具体的な取組方針等を示しています。
- 地域クラブ活動に関する認定制度や兼職兼業の許可に関する要綱のひな型も掲載しています。



本ガイドブック (令和8年3月公表)

- 部活動の地域展開における地域クラブ活動の進め方や留意点等をまとめた資料です。



令和6年度実証事業事例集※ (令和7年8月公表)

- 令和6年度にスポーツ庁委託事業として実施した「地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業」における各地方公共団体の取組事例をまとめた資料です。
- 全国の地方公共団体で実施されている多様な取組を確認することができます。

※事例集は、令和3年度より継続的に公表されています。



部活動改革ポータルサイト

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1372413_00003.htm

- 部活動改革に関する情報がまとめられたサイトです。改革推進期間に実施された実証事業における各地方公共団体の成果報告書や事例集、動画コンテンツ等、部活動改革に関連した資料を閲覧することができます。

ガイドブック読み進め方の例 ①

～ ガイドラインの「地域展開の円滑な推進に当たっての対応」に即して読みたい方 ～

国のガイドラインでは、地域展開の円滑な推進に当たっての対応が示されています。 関連する内容を抜粋して読みたい方は、以下の掲載ページ※を読み進めていただくことにより、関連情報のみを確認いただくことが可能です。

なお、本ガイドブックは、あくまでも地域クラブ活動に係る取組内容を例示しているに留まるものですので、各地域で取り組みたい内容や地域の実情に合わせて、多様な取組が展開されることを期待しています。

※地域クラブ活動の創設・運営における具体的な取組内容を示しているp.26以降を抽出して示しています。

← 国のガイドラインにて示されている
「地域展開の円滑な推進に当たっての対応」の項目 →

掲載箇所	内容	運営団体・実施主体の整備等	指導者の確保・育成	活動場所の確保	活動場所への移動手段の確保	生徒の安全・安心の確保	障害のある生徒の活動機会の確保	生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参加促進等	大会やコンクールの在り方※	財源の確保※
p.28-29	地域内の現状把握	●	●	●	●		●	●	●	●
p.30-31	地方公共団体内の体制整備	●								
p.32-33	コーディネーターの配置	●								
p.34-35	地域資源の把握	●		●	●					
p.36-37	推進計画の策定	●	●	●	●			●		
p.42-43	運営体制の整備	●	●	●	●					
p.44-45	運営計画の策定	●	●	●	●				●	
p.46-47	活動計画の策定	●		●				●	●	
p.48-49	関係者との連携体制の構築	●	●	●	●	●		●		
p.50-54	安全管理体制やルールの整備	●	●	●	●	●		●		
p.60-61	指導者等の確保・配置	●	●			●				
p.62-65	運営資金の準備・管理	●						●		●
p.66-67	参加者の募集	●						●		
p.68-69	地域クラブ活動の実施	●	●			●	●	●		
p.70-71	運営団体・実施主体への支援	●				●				
p.76-77	持続的な運営資金の確保	●								●
p.78-79	運営の効率化	●	●	●						
p.80-81	活動の振り返り・改善	●				●	●	●	●	●
p.82-83	活動の継続的な発展	●					●	●	●	

※国のガイドラインの「Ⅲ 地域展開の円滑な推進に当たっての対応」以外の項目から抽出している事項

ガイドブック読み進め方の例 ②

～ 地域クラブ活動の認定要件に留意しながら取組を進めたい方 ～

本ページでは、国のガイドラインで示す「地域クラブ活動に関する認定制度（以下「認定制度」という。）」における認定要件に関連する内容の掲載ページを一覧化しています。特に認定制度に関連する内容を重点的に読みたい方は、以下の掲載ページ※を読み進めていただくことにより、関連情報のみを確認することが可能です。なお、認定制度に関する情報を全て掲載しているものではないため、国のガイドラインの別冊資料も併せて参照ください。

※地域クラブ活動の創設・運営における具体的な取組内容を示しているp.26以降を抽出して示しています。

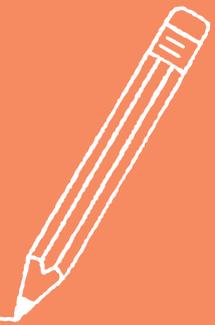
本ガイドブックでは、国のガイドラインで示されている「地域クラブ活動に関する認定制度における認定要件」を以下のように表記しています。

No.	認定制度における認定要件の確認事項	本ガイドブックでの表記	No.	認定制度における認定要件の確認事項	本ガイドブックでの表記
1	学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること	① 生徒の豊かで幅広い活動機会の保障	4	適切な指導の実施体制が確保されていること	④ 適切な指導体制の確保
			5	適切な安全確保の体制が確保されていること	⑤ 適切な安全確保体制の確保
2	適切な活動時間や休養日が設定されていること	② 適切な活動時間や休養日の設定	6	適切な運営体制が確保されていること	⑥ 適切な運営体制の確保
3	活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること	③ 参加費等の設定	7	学校等との連携が適切に行われていること	⑦ 学校等との適切な連携

国のガイドラインにて示されている
 「地域クラブ活動に関する認定制度における認定要件」に関連する項目

掲載箇所	内容	① 生徒の豊かで幅広い活動機会の保障	② 適切な活動時間や休養日の設定	③ 参加費等の設定	④ 適切な指導体制の確保	⑤ 適切な安全確保体制の確保	⑥ 適切な運営体制の確保	⑦ 学校等との適切な連携
p.28-29	地域内の現状把握							
p.30-31	地方公共団体内の体制整備							
p.32-33	コーディネーターの配置							
p.34-35	地域資源の把握							
p.36-37	推進計画の策定	●						
p.42-43	運営体制の整備							
p.44-45	運営計画の策定						●	
p.46-47	活動計画の策定	●	●					
p.48-49	関係者との連携体制の構築					●		●
p.50-54	安全管理体制やルールの整備					●		
p.60-61	指導者等の確保・配置				●			
p.62-65	運営資金の準備・管理			●			●	
p.66-67	参加者の募集							
p.68-69	地域クラブ活動の実施							
p.70-71	運営団体・実施主体への支援							
p.76-77	持続的な運営資金の確保			●			●	
p.78-79	運営の効率化							
p.80-81	活動の振り返り・改善							
p.82-83	活動の継続的な発展						●	

はじめに



1



用語集

地域クラブ活動に関係する主要な用語について、スポーツ庁が公表している各種資料をもとに、以下のように整理します。

部活動の地域展開^{※1}

- ・生徒のスポーツ・文化芸術活動を学校部活動から地域クラブ活動に展開すること

部活動の地域連携

- ・学校部活動において部活動指導員等の配置や合同部活動等を実施すること

地域クラブ活動

- ・部活動の地域展開により実施される生徒のスポーツ・文化芸術活動
- ・学校以外の団体等が主体となって実施されるもの
- ・学校部活動の意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることで新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を目指す

地域クラブ活動の運営団体^{※2}

- ・各地域クラブ活動（実施主体）を統括し、運営・管理業務の中核部分を担う団体

地域クラブ活動の実施主体^{※2}

- ・運営団体の統括の下、個別の地域クラブ活動を実施する主体

認定地域クラブ活動

- ・国のガイドラインにおいて示す地域クラブ活動の認定要件や認定手続等に基づき、市区町村等が認定した活動（認定要件に沿って、市区町村等が自ら運営する地域クラブ活動を含む）

「認定地域クラブ活動指導者」登録制度

- ・認定地域クラブ活動において、指導者による暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の不適切行為の防止等を徹底し、認定地域クラブ活動に参加する生徒が安全・安心に活動に取り組めるよう、指導者が認定地域クラブ活動で行うために必要となる登録や研修等に関する基準を示すもの

※1 ①学校内の人的・物的資源で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支える、②地域に存在する人的・物的資源を活用しながら、地域全体で支えることによって可能となる新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とするという改革の理念等をより的確に表すため、従来の「地域移行」という名称を「地域展開」に変更しています。

※2 運営団体と実施主体の役割分担の在り方は多様であり、柔軟に連携・協力を行うことが重要です。一つの団体（体育・スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブ等）が「運営団体」と「実施主体」の両者の役割を兼ね備える場合には、団体内の部署・機能として、「運営団体」は管理部門、「実施主体」は実施部門と捉えられます。



部活動改革の背景や目的

1

学校部活動を取り巻く環境の変化

学校部活動の意義

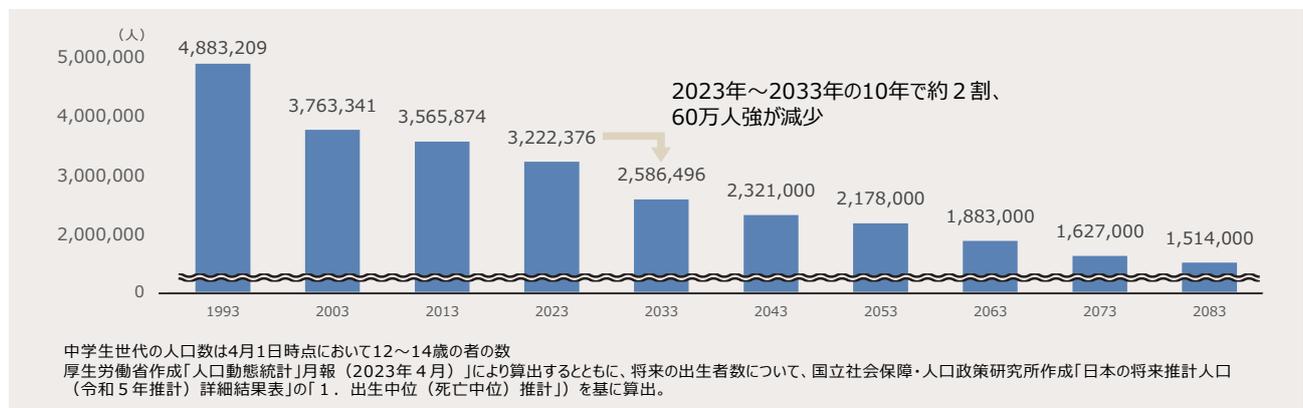
現在まで広く取り組まれてきた学校部活動は、様々な教育的な意義を担ってきました。具体的な例としては、

- スポーツの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てる
- 体力の向上や健康の増進、感性・創造性・表現力の育成につながる
- 自主性、協調性、責任感、連帯感等を育成する
- 自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす
- 互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながる等が挙げられます。

人口の減少

急激に少子化が進み、学校の規模が小さくなる中、1つの学校だけでは、チームを組めず大会に出場できない、チームスポーツを中心に日常の活動そのものが難しくなっているといった課題も生じています。

■ 中学生年代の人口予測



学校における働き方改革

学校における働き方改革の必要性が高まる中、学校の教師のみに頼る指導体制は維持できなくなってきています。

生徒のニーズの変化

生徒のニーズは多様化してきており、地域の多様な人材や専門的知見を活用し、地域全体で関係者が連携して支えることで、地域の特色を生かした、より豊かで刺激的な学びの機会を子供たちに提供することが可能となります。





部活動改革の背景や目的

2

部活動改革の理念

学校部活動を取り巻く環境の変化を踏まえ、将来にわたり全ての生徒たちが継続的にスポーツや文化芸術活動に親しむ機会を確保すること等を目的として、部活動改革が開始されました。部活動改革の理念や方向性は以下のとおりです。

継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実する

- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を保障するために、部活動改革が不可欠です。

地域全体で関係者が連携し、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障する

- これまで、学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して、支えることで、生徒の豊かで幅広い活動を保障することが必要です。

全ての生徒が多種多様な活動に参加できる環境を整備する

- 障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒がそれぞれの希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することが重要です。

地域スポーツ全体の振興や地域活性化等に繋げる

- 中学生等の生徒のみならず、全ての人々のスポーツ・文化芸術活動の充実に繋げていくという視点も重要です。各地域のスポーツ・文化芸術に関する施策を総合的に推進する中で、部活動改革も計画的に進められることが期待されています。
- また、部活動の地域への展開等を通じて、子供や大人、高齢者や障害者等の参加・交流も促進され、スポーツ・文化芸術活動を楽しむ人の広がりや増加のほか、スポーツ・文化芸術活動を通じた人々のウェルビーイングの向上や、健康長寿社会の実現、地域社会の維持・活性化等に繋がることも期待されています。



部活動改革の背景や目的

3

部活動改革のイメージ

部活動の地域展開とは、学校部活動の意義を継承・発展させつつ、生徒のスポーツ・文化芸術活動を学校部活動から地域クラブ活動に展開することを指します。

学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を目指していきます。

学校部活動

学校教育の一環（教育課程外）

位置づけ

指導者	当該校の教師
参加者	当該校の生徒
場 所	当該校の施設
費 用	用具、交通費等の実費
補 償	災害共済給付*

中山間地域や離島をはじめ、特殊な事情により地域展開に困難を伴う場合等には、当面部活動指導員の配置等を推進※1

学校部活動の地域連携

部活動指導員等の適切な配置や合同部活動の導入により生徒の活動機会を確保

指導者	部活動指導員等、関係校の教師 (アスリート・アーティスト等の人材を含む)
参加者	当該校の生徒
場 所	当該校の施設
費 用	用具、交通費等の実費
補 償	災害共済給付※2

※1 学校における働き方改革の推進及び質の高い指導の実現等のために重要な役割を担っていると同時に、地域展開に至る前段階の取組として実施している地方公共団体もある

※2 独立行政法人日本スポーツ振興センターが運用する医療費、障害見舞金又は死亡見舞金等を支給する制度



地域クラブ活動

学校以外の地域の多様な主体が実施するスポーツ・文化芸術活動（法律上は社会教育等）
学校部活動の意義の継承・発展 + 新たな価値の創出

位置づけ

運営団体・実施主体	①地方公共団体 (複数地方公共団体の連携を含む) ②多様な組織・団体 (総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、プロチーム、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部 等)
指導者	地域の指導者(希望する教師の兼職兼業)
参加者	地域の生徒 (他の世代と一緒に参画する場合を含む)
場 所	学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ文化施設、地域団体・民間事業者等が有する施設
費 用	可能な限り低廉な参加費、保険料、用具等の実費
補 償	各種保険 等

地域クラブ活動の運営体制(イメージ)

例1 地方公共団体の方針に基づき、関係団体が地域クラブ活動を運営するパターン

```

graph TD
    A[地方公共団体] --> B[運営団体: 体育・スポーツ協会]
    A --> C[実施主体: 競技団体等]
    B <--> C
    B --- D[総合型地域スポーツクラブ]
    C --- D
    subgraph "地域クラブ活動"
        B
        C
        D
    end
            
```

例2 地方公共団体が直轄で地域クラブ活動を運営するパターン

```

graph TD
    A[地方公共団体] --> B[競技団体]
    A --> C[総合型地域スポーツクラブ]
    subgraph "地域クラブ活動"
        B
        C
    end
            
```

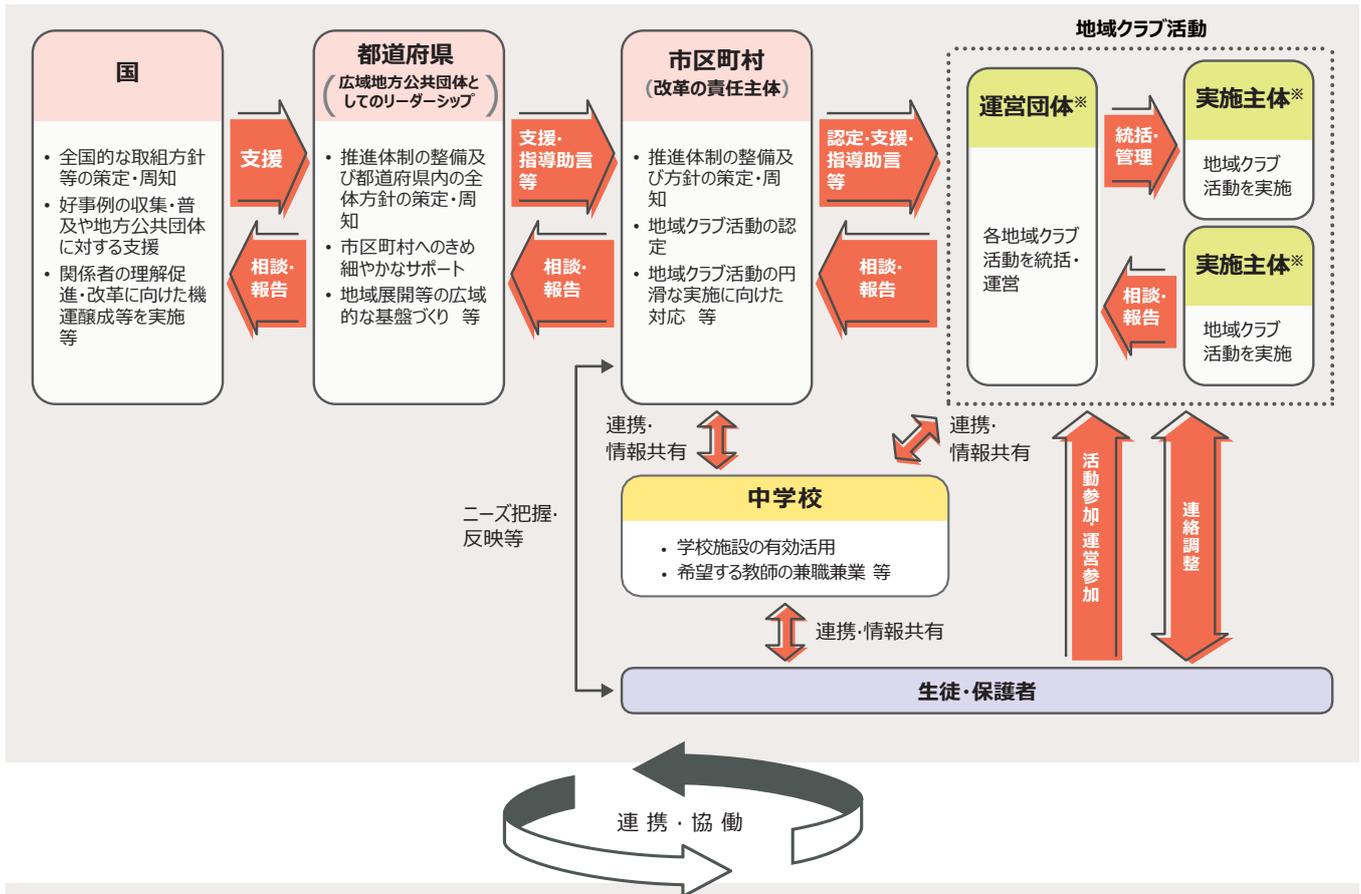


部活動改革の背景や目的

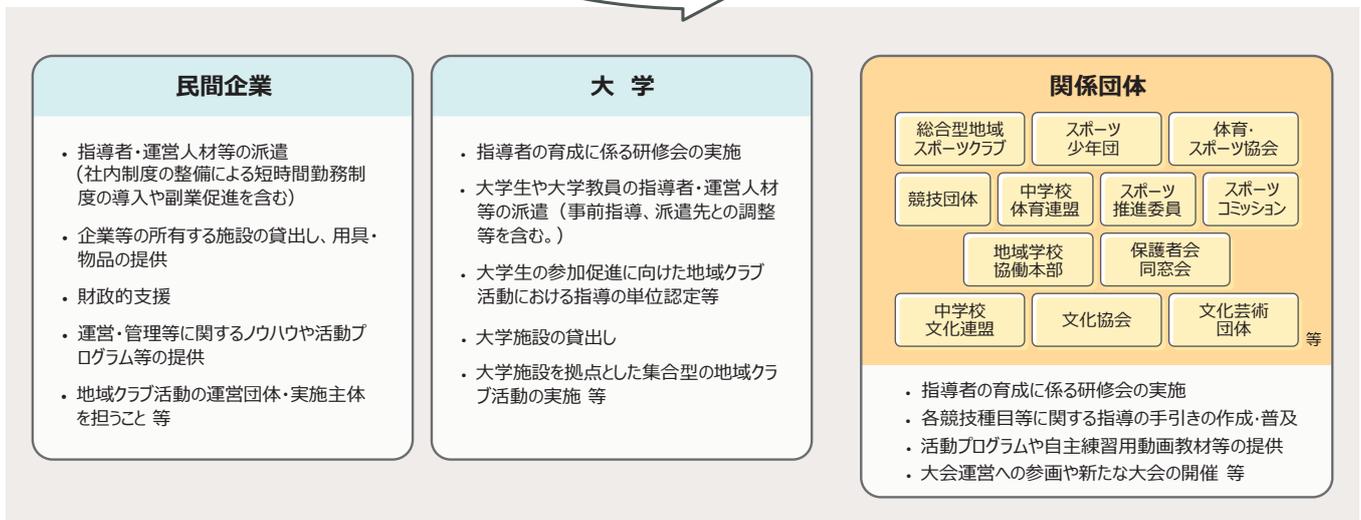
4

部活動改革における関係者の役割や連携のイメージ

部活動の地域展開では、地域に存在する人的・物的資源を活用しながら取組を推進することがポイントとなります。以下にイメージを例示していますが、地域での実情に合わせて様々な連携方法が想定されます。



はじめに



※運営団体と実施主体の役割分担の在り方は多様であり、柔軟に連携・協力を行うことが重要です。一つの団体（体育・スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブ等）が「運営団体」と「実施主体」の両者の役割を兼ね備える場合には、団体内の部署・機能として、「運営団体」は管理部門、「実施主体」は実施部門と捉えられます。



部活動改革の背景や目的

5

地域クラブ活動※において実現が期待される新たな価値の例

生徒のニーズに応じた多種多様な体験

アンケート等による
子供のニーズ調査

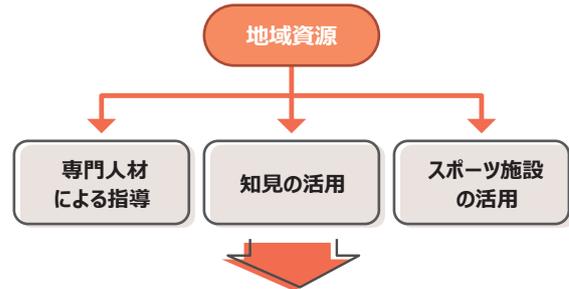


ニーズに沿った活動の実現
複数の競技種目等に取り組む
マルチスポーツやレクリエーション的な活動

等...

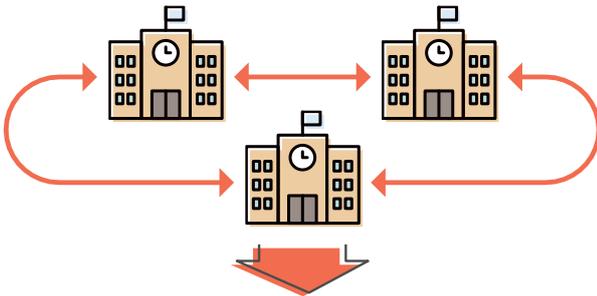
子供たちのニーズを反映!

生徒の個性・得意分野等の尊重



多様な活動機会から選択可能に!

学校等の垣根を超えた仲間とのつながり



地域の幅広い生徒とのつながり強化!

地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流



幅広い世代・属性間の交流を促進!

適切な資質・能力を備えた指導者による 良質な指導

必ずしも競技の
専門家ではない
指導者



専門知識を有する
指導者



専門性の高い指導が可能に!

学校段階にとらわれない継続的な活動 及び地域クラブ活動指導者による一貫的な指導

(例)

小・中・高校生が合同で活動できる地域クラブ活動の実施

小学生

中学生

高校生

引退のない継続的な活動が可能に!

※ 地域クラブ活動は、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が生涯にわたってスポーツや文化芸術活動を楽しむために必要な資質・能力等を育てることを主な目的とするものであることに留意すること。また、学校部活動と同様、地域クラブ活動は、あくまで生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることに留意すること。



地域クラブ活動に関する認定制度



地域クラブ活動に関する認定制度

1 趣旨

- 部活動の地域展開により実施される「地域クラブ活動」について、競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等の観点から、国が示す認定要件及び認定手続等に基づき、市区町村等において認定を行う仕組みを構築します。
- 認定された活動については、「認定地域クラブ活動」と呼称します。

2 認定要件

- ① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること
- ② 適切な活動時間や休養日が設定されていること
- ③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
- ④ 適切な指導の実施体制が確保されていること
- ⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること
- ⑥ 適切な運営体制が確保されていること
- ⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

※各認定要件を満たしているか否かについては、市区町村等が具体的な確認事項を踏まえて判断します。

➔ 具体的な確認事項はp.14

3 認定制度の構築手順（イメージ）

① 推進計画等の策定

- 平日・休日を通した活動を包括的に企画・調整した上で、部活動の地域展開の方針を示します。
- 地域の実情（生徒数、ニーズ、施設状況等）を踏まえ、認定するクラブ数や競技種目等を定めるとともに、各地域クラブ活動の参加対象となる生徒の居住する対象区域（エリア）を定めます。

| 対象区域の設定に当たり考慮すべき観点

- 地域の子供たちは地域で育てるという意識の下で地域の関係者が連携して活動を支えること
- 生徒の在籍する中学校等との連携を図ること
- 活動場所への移動に過度な負担が生じないよう配慮すること
- 競技種目等に応じて過多・過少な人数とならないよう適切な参加人数規模にすること

⇒ 中学校区単位で加入する地域クラブ活動が明確になるように設定することが考えられる。

| 対象区域設定の例

- 中学校区ごとに十分な参加人数が見込める競技種目 ⇒ **単一の中学校区**
- 単一の中学校区では十分な参加者が見込めない競技種目 ⇒ **複数の中学校区**
- 複数の中学校区では十分な参加人数を見込めない場合や生徒のニーズに応じた多種多様な体験の機会を提供する活動 ⇒ **当該市区町村の全域、複数の市区町村**

② 認定制度要綱の制定

「認定制度要綱」において、認定要件、認定要件の具体的な確認事項及び認定手続き等を規定します。

- ➔ 文部科学省において、地域クラブ活動に関する認定制度に係る要綱のひな型を作成しています。地方公共団体におかれては、こちらも御活用の上、関係規程等の整備をお願いします。

部活動改革に関する新たなガイドライン：スポーツ庁

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00025.htm



地域クラブ活動に関する認定制度

認定要件の具体的な確認事項

事項	主な内容
1 活動の目的・理念	<ul style="list-style-type: none"> 学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障（選抜等を行わず、参加を希望する生徒を幅広く受け入れることを含む）
2 活動時間・休養日	<ul style="list-style-type: none"> 平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内 週2日以上休養日を設定（休日のみ活動する場合は、原則、土日どちらかを休養日に設定）
3 参加費等	<ul style="list-style-type: none"> 活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等を設定（国が示す目安を踏まえる）
4 指導体制	<ul style="list-style-type: none"> 暴言・暴力・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の防止徹底（日本版DBSの活用を含む） 市区町村等が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導※ <p>※「認定地域クラブ活動指導者」登録制度を構築（研修メニュー例、登録要件・手続等、不適切行為への対応等について規定）</p>
5 安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 生徒の健康状態や気温等を考慮した適切な活動、施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備 怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入（参加者及び指導者等）
6 運営体制	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理、営利を主目的とせずに運営
7 学校等との連携	<ul style="list-style-type: none"> 活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有

その他、地域クラブ活動に関する認定制度の詳細については以下の資料を御参照ください。

「ガイドライン 別冊資料① 地域クラブ活動に関する認定制度」

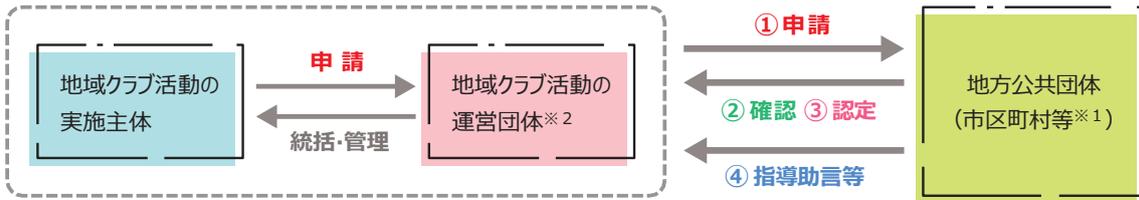
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00025.htm



地域クラブ活動に関する認定制度

4 認定手続

推進計画及び認定制度要綱に基づき、「認定地域クラブ活動」を認定します。



- ① 地域クラブ活動の実施主体からの**申請**（運営団体でとりまとめて申請）
- ② 地方公共団体による**確認**（必要に応じてヒアリングや現地確認等を実施）
- ③ 地方公共団体による**認定**
- ④ 地方公共団体による認定後の**指導助言等**（必要に応じて認定取消し）

※1 **基本的に市区町村等が認定等を実施。**都道府県立学校等に関する地域クラブ活動については都道府県が認定等を実施。国が示した認定要件に沿って、**市区町村等が自ら運営・実施する地域クラブ活動（市区町村等が事業者等に委託して地域クラブ活動を実施する場合を含む）**については、**認定したものとみなす。**

※2 **認定の有効期間は、最長3年間の範囲内**で、地域の実情に応じて**市区町村等において設定。**

5 経過措置

地域クラブ活動の認定制度の導入や準備等に当たり、特に、認定要件の④「適切な指導の実施体制が確保されていること」及び⑥「適切な運営体制が確保されていること」等については、地域クラブ活動が所定の要件を満たすのに一定の期間を要すると考えられることから、**市区町村等が、当該地域クラブ活動の実施主体等に対して適切な指導助言等を行うことにより、原則として、令和8年度末まで※に限り、当該地域クラブ活動は、認定を受けたものとみなすことも可能です。**

※例えば、部活動の地域展開に新たに取り組む市区町村等において課題の検証等のために試行的に実施する場合等、特別な事情がある場合は、改革実行期間の前期が終了する令和10年度末まで、認定を受けたものとみなすことも可能とする。

6 想定される認定の効果（メリット）

安全・安心な活動機会の提供や生徒・保護者等の関係者の理解促進等を図るとともに、認定地域クラブ活動に対して、次の取組を促進します※。

- ① **生徒・保護者等に対する市区町村等による情報提供**
- ② **地域クラブ活動の運営等への公的支援**
- ③ **地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業**
- ④ **生徒の大会・コンクールへの円滑な参加**

※地域の実情等に応じた、生徒の多様な選択肢を確保する観点から、上記①市区町村等による生徒・保護者等への情報提供を中心に支援する場合には、市区町村等が本ガイドラインに沿った活動とすることを担保した上で独自に緩やかな要件を満たした活動を登録する仕組み等を別途設けることも妨げない。



地域クラブ活動に関する認定制度

2

「認定地域クラブ活動指導者」登録制度

1 趣旨等

- 認定地域クラブ活動において、指導者による暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の不適切行為の防止等を徹底し、認定地域クラブ活動に参加する生徒が安全・安心に活動に取り組めるよう、**指導者が認定地域クラブ活動で指導を行うために必要となる登録や研修等に関する基準を示す**ものです。
- 本制度に基づき、**市区町村等が定める研修を受講し**、市区町村等に登録された指導者を「**認定地域クラブ活動指導者**」と呼びます。
- **登録の有効期間は、最長4年間**です。

※登録制度導入に当たっての経過措置は、「地域クラブ活動に関する認定制度」と同様。

2 登録要件

次の全ての要件を満たす者を、**市区町村等において**、認定地域クラブ活動指導者として登録します。

- (1) **中学生年代を対象とし、学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動である地域クラブ活動で指導することを理解し、そのために必要な資質・能力を備えた者（市区町村等が定める研修を受講した者）**
- (2) **暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約した者**
- (3) **以下のいずれにも該当しない者**
 - ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 暴力団・暴力団員を始めとする反社会的勢力等である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者
 - ③ 過去に、暴力・暴言・ハラスメント等の行為や性犯罪歴等がある等指導者として不適切な者

3 不適切行為への対応

(1) 禁止される不適切行為

- ① 認定地域クラブ活動指導者は、認定地域クラブ活動の実施に関連して、**暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の不適切行為を行ってはけません。**
- ② 上記のほか、暴力団員或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等となること又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係等を有することを含め、**各種法令違反等の行為や指導者としての地位の濫用等を行ってはけません。**

(2) 不適切行為への対応

- ① 認定地域クラブ活動指導者による不適切行為の事案が生じた場合には、**運営団体・実施主体が、当該指導者及び被害等を受けた参加生徒その他の関係者から事案の事実確認等を行い、運営団体・実施主体等のルールに基づき、事案に応じた適切な対応を行うとともに、市区町村等に報告**します。なお、報告を受けた市区町村等において、必要に応じて、改めて事案の事実確認等を行うことや市区町村等に設置された通報・相談窓口等において、事案の事実確認等を行うことも考えられます。
- ② 上記のほか、**市区町村等に設置された通報・相談窓口等において、事案の事実確認等を行うことも考えられます。**
- ③ **市区町村等においては、報告等により把握・確認した事実関係等に基づき、適切に、認定地域クラブ活動指導者に対する注意、登録取消等の措置を講ずるもの**とします。

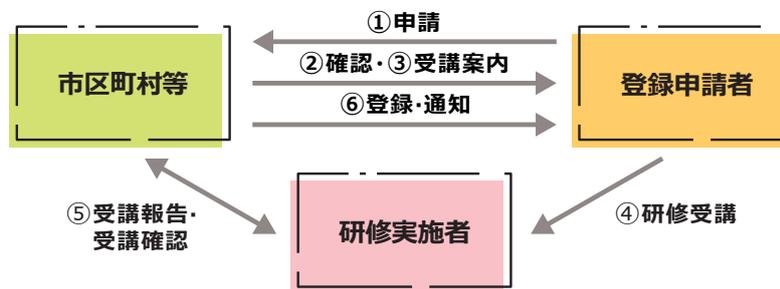


地域クラブ活動に関する認定制度

4 市区町村等が定める研修（研修実施者）

- ① 市区町村等が自ら行う研修
- ② 当該市区町村が所在する都道府県が行う研修
- ③ 認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体が行う研修
- ④ 市区町村等が認めたスポーツ・文化芸術団体、大学等が行う研修

5 登録手続き



地域クラブ活動指導者に求められる資質・能力例及び研修メニュー例

項目	研修メニュー例
1 総論・制度	部活動の地域展開の理念や地域クラブ活動の在り方（認定地域クラブ活動の活動方針等含む）
2 基本姿勢・ 服務規律	生徒の人格を傷つける暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止
	生徒や保護者等の信頼を損なうような行為の禁止
	生徒同士による暴力・暴言・いじめ等の防止（適切な集団づくり等）
3 生徒への指導	中学校等段階の生徒の特徴や配慮事項等
	生徒の発達段階に応じた科学的な指導（適切な休養、効率的・効果的なトレーニングの実施等）
	生徒とコミュニケーションを十分に図った上での指導
	女子生徒の健康課題や障害のある生徒等への配慮
4 安全管理・ 事故対応等	生徒に対する安全・障害予防に関する知識・技能の指導
	事故防止（施設・設備・用具の点検や活動時における安全対策等）
	事故等が発生した際の現場対応（応急手当、関係機関への連絡等）
5 保護者や学校 との連携	保護者との連絡調整等
	生徒が在籍する中学校等との連携

- ※ 1 指導補助者や見守り者、参加生徒、その保護者等に対しても、その役割等に応じて、生徒の人格を傷つける暴言・暴力・ハラスメント（性暴力等含む）の防止や、事故防止、事故等が発生した際の現場対応等の必要な研修を実施することが考えられる。
- ※ 2 教員免許を有する者や、スポーツ・文化芸術団体の公認指導者資格保有者等については、上記の中から全部又は一部を受講したとみなすことが考えられる。その際、保有する免許・資格の種類や活動歴等を考慮して免除の範囲を決定することが考えられる。
- ※ 3 なお、指導に当たっては、地域クラブ活動における適切な指導の参考となる手引き等が作成されるまでは、「運動部活動での指導のガイドライン（H25.5）等を参考とする」とともに、技術的な指導に当たっては、中央競技団体等が作成している指導手引きの活用のほか、スポーツ・文化芸術団体の公認指導者資格の取得により知識・技能を学ぶことも考えられる。

地域クラブ活動における
創設・運営の進め方



2

地域クラブ活動に取り組む意義や効果



木間 奈津子

独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）総合企画部専門職。スポーツ政策に関する地方公共団体との連携ネットワーク「JAPAN SPORT NETWORK」運営を担当。部活動の地域展開等、スポーツ政策に関する情報提供やセミナー開催等に取り組む。

- 地域クラブ活動について、国では、「将来にわたって子供たちが継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保する」だけでなく「ウェルビーイングの向上」や「健康長寿社会の実現」、「地域社会の維持・活性化」につながることを示しており、「ひと」の人生に影響をもたらす意義深い取組です。
- 子供たちはもとより、地域スポーツの発展、さらには社会課題の解決等のプラスの影響をより確実なものにするためにも、本改革を先導する地方公共団体担当者の視点・視座・視野はとも重要となってきます。

部活動改革の先に何をみるか

今回のように政策課題としてテーマを与えられると「どのように部活動を地域クラブ活動へ展開するか（HowやWhat）」という手段をまず先に考えてしまい、「何のために？どう在りたい？（Why／Being）」が、薄れがちになります。また、部活動改革を先導する立案者の立場（視座）や視野（見通し、見識の広さ）によってもビジョンが変わってきます。部活動改革を通して、どのような未来を実現したいのか。改革そのものを目的ではなく手段とした場合、人口減少や少子化が進んだ未来を見据えて、子供たちの活動環境も含めた地域住民の持続可能で豊かな地域スポーツ活動環境（上位目的）をどう実現するかといった地域全体のスポーツ環境を考える視座にもなります。

熊本県南関町では、6・7年後にはさらに少子化が進み、中学生が半減する予測から、中学生を対象としたワークショップを開催し、「中学生が活動の創り手になる経験」を企画しました。地方公共団体担当者は「焦らず、長期的な視点・視野で計画を立てることが重要。将来を見据えると、大人になってからではなく、今から子供たちにも積極的に地域スポーツに関与してもらう必要がある。目の前にいる子供たちのなかに将来のスポーツ推進委員や指導者、関係者がいると思って3年間の企画を考え、まずは自分たちが主人公となる部活動を本質から理解し、考え、企画し、評価する経験を用意した。中学生には地域との関わりを意識してもらいたい。」と話しています。

→ スポーツ庁「令和6年度地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業 事例集（熊本県南関町）」

また、地域クラブ活動は、中学生の活動の場・機会を地域へ展開すると同時に地域の「ひと」とより関わり合う時間が増える機会と捉えることもできます。平日・休日の部活動が地域展開された先には、日頃から子供たちと地域の人との関わり合いが確保され、地域における信用・信頼の構築に影響をもたらすことが想像できます。人口減少時代において、多くの地方公共団体が多様化する社会課題の担い手不足にも苦慮していますが、地域クラブ活動の推進を通して、より関わり合いの深い時間を地域社会で過ごす経験は、中学生に限らず、関わる全ての人たちのソーシャル・キャピタル[※]の醸成・向上につながる可能性が高いと考えられます。

先々のまちづくりやスポーツ推進の担い手を意識し、積極的に子供たちの意見を取り込みながら、部活動改革を進めてみてはいかがでしょうか。



※ アメリカの政治学者であるパットナムによれば、ソーシャル・キャピタルとは「社会的なつながりとそこから生まれる規範・信頼」であり、共通の目的に向けて効果的に協働行動へと導く社会組織の特徴とされる。

自助・互助・共助・公助からみた地域包括的なスポーツシステム

岐阜県羽島市では、市内で活動する3つの総合型地域スポーツクラブが各エリア内で取組を実施した結果、生徒数の少ない学校では選択肢の充実が困難であることが明らかになりました。このことを見逃さず議論を重ね、3クラブを統括する上位組織「スポーツクラブ840」を新たに設立し、市内5中学校の生徒が様々な種目を選択できる環境を実現しています。また、これにより、小学生年代も含め9年間を見通したスポーツ環境づくりに着手できたわけです。市担当者がワールド・カフェ形式でエリアや立場を越えて自由に意見交換できる機会を創ったことは、結果として市民がこの課題を自分事として向き合うプロセスとなり、より良い方策を選択することが想定されます。公助と共助・互助の役割分担の中で皆が少しずつ力を分け合い、相互扶助の中でスポーツ環境の整備に取り組んでいます。

また、担当者は「先駆けて地域クラブ活動への移行を進めた際の中学生が今年度、指導者として地域クラブ活動に携わっていることは大変嬉しい」「地域全体のスポーツ環境を考える視点は欠かせない。」

→ スポーツ庁「令和6年度地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業 事例集（岐阜県羽島市）」

部活動改革ではなく、地域スポーツ改革だ」と話しています。部活動改革の中長期的なアウトカムには、市民のスポーツ環境の整備、社会参加、地域活動の活性化等があり、中学生を対象とした部活動の地域展開だけではなく、「部活動改革を活用したまちづくり」と捉えた場合、視座や視野、視点も異なってくるかもしれません。

スポーツと関わる場や機会は、目的やニーズあるいは年齢や能力等様々ですが、多くの人々が生涯にわたってより良く関わっていく未来をイメージしながら、人とスポーツとの関わりにおけるウェルビーイング

（Well-being）等につながる制度や仕組みづくりに取り組んでいきましょう。





地域クラブ活動 創設・運営における地方公共団体の役割

ここでは、地域展開の円滑な推進に当たって地方公共団体の果たすべき役割等を見ていきましょう。

部活動の地域展開等に関する法律上の規定

令和7年のスポーツ基本法改正により、中学校の生徒が継続的にスポーツに親しむ機会の確保に関する条文が新たに盛り込まれ、部活動の地域展開等の取組が法律に基づくものとして明確化されました。

スポーツ基本法（令和7年改正）（抜粋）

- 1 第十七条の二 地方公共団体は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下この項において同じ。）の生徒の数の減少及びこれに伴う中学校の部活動の実施に係る状況を踏まえ、中学校の生徒が継続的に多様なスポーツに親しむことができるよう、地域の実情に応じて、学校、住民が主体的に運営するスポーツ団体（第二十一条及び第二十二条第一項において「地域スポーツクラブ」という。）その他の団体との緊密な連携の下に、**中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。**
- 2 国は、地方公共団体に対し、前項の施策の円滑な実施のために必要な**助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。**

都道府県と市区町村等の役割

都道府県

- 都道府県は、広域地方公共団体として改革に向けたリーダーシップを発揮し、都道府県全体としての改革方針を示すとともに、市区町村等に対するきめ細やかな支援を行います。
- また、一つの市区町村等では対応が難しく、広域での実施がより効果的・効率的な取組を中心に、地域展開等に向けた広域的な基盤づくりを行います。

主な役割

- ① 推進体制の整備及び全体方針の策定・周知等
- ② 市区町村等へのきめ細やかなサポート
- ③ 地域展開等に向けた広域的な基盤づくり

都道府県の具体的な取組

都道府県の取組の具体的な内容については右ページで詳しく解説しています。

市区町村等

- 市区町村等は、改革の責任主体として、幅広い関係者との連携・協働の下、地域展開等の円滑な実施に向けて包括的な企画・調整を行います。
- 特に、地域クラブ活動の位置付け（学校部活動が担ってきた意義の継承・発展＋新たな価値の創出）を十分に踏まえ、豊かで幅広い活動が実現されるよう、地域クラブ活動の認定等や、運営団体等への支援・指導助言等を丁寧に行います。

主な役割

- ① 推進体制の整備及び方針の策定・周知
- ② 地域クラブ活動の認定等
- ③ 地域クラブ活動の円滑な実施に向けた対応

市区町村等の具体的な取組

市区町村等の取組の具体的な内容については、創設・運営のステップに関するページで詳しく解説しています。

➔ p.11～「3. 地域クラブ活動における創設・運営のステップ」へ



地域クラブ活動 創設・運営における都道府県の役割

都道府県が担う3つの柱

推進体制の整備及び全体方針の策定・周知等

都道府県全体での改革推進に向けた体制整備

事例 地域クラブ活動推進会議の設置（岐阜県）

県、総括コーディネーター、スポーツ協会、市町村関係機関担当者等が参加する「地域クラブ活動推進会議」を定期的に開催し、意見交換を実施。

都道府県全体としての改革方針を示す推進計画の策定

事例 新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針（山口県）

県としての方針を記した「山口県新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」を作成。

都道府県内全体への周知・広報

事例 多様な取組の情報発信（千葉県）

千葉県部活動地域展開実行委員会の主催事業等について、ホームページ等により県内全域へ積極的に情報を発信。

市区町村へのきめ細やかなサポート

市区町村等の取組状況の把握及び伴走支援・指導助言等

事例 巡回及び指導助言（群馬県）

県の担当者・コーディネーターによる市町村の巡回訪問及び市町村・関係団体への指導・助言を実施。要望のあった市町村の会議等へ出席し、講演・指導助言を実施。

複数の市区町村による広域連携の取組に当たっての調整

事例 研修会の開催（茨城県）

県内の地区別担当者を対象とした近隣市町村による広域連携の可能性をテーマにした研修会を実施。

地域展開等に向けた広域的な基盤づくり

都道府県内の企業や大学、関係団体等との連携体制の構築

事例 協力企業による支援（富山県）

部活動や地域クラブ活動を実施する学校や団体に、指導者の派遣や運営支援を行う企業等を募集し、応援企業として登録する制度。応援企業は、企業のイメージアップや社員のウェルビーイングの向上等のメリットを享受。

指導者確保に向けた仕組みづくり

事例 人材バンクの活用（北海道）

人材バンクを積極的に周知し、潜在的な指導者の発掘を行い、学生から社員まで幅広い人材が登録。

指導者研修や運営・リスク管理研修の実施

事例 指導者研修の実施（佐賀県）

オンデマンド型の研修コンテンツと参集型の研修会を開催し、研修終了後は受講証明書を発行し、指導者の資質向上や安心して活動を推進できる体制を整備。

大会への円滑な参加の促進

事例 大会参加規程の見直し（高知県）

県と中学校体育連盟が連携し、県中体連大会参加規定の見直し及び拠点校部活動参加規定の策定を実施。



推進計画の策定

都道府県は、国のガイドライン等に沿って、改革方針や具体的な取組の内容、スケジュール等の推進計画を策定しましょう。



市区町村等の取組状況の把握及び伴走支援・指導助言等

市区町村を伴走支援するには、都道府県の計画や方針を共有し、共通理解を図ることが重要です。

また、市区町村が各地方公共団体の実情に応じた計画や方針を検討できるよう、都道府県が寄り添って支援することが望めます。

都道府県の計画や方針、ビジョン

↑ 共通理解、
擦り合わせ

A町の計画や
方針、ビジョン

B市の計画や
方針、ビジョン



都道府県内の企業や大学、関係団体等との連携体制の構築

企業や大学、関係団体と連携することで、財政面や指導者、施設の確保等で支援を受けられる可能性があります。

改革を円滑に進めるためには、民間企業、大学、総合型地域スポーツクラブ、競技団体、文化団体、社会教育施設、中学校体育・文化連盟、スポーツ推進委員等、幅広い関係者と協働し、一体となって取り組むことが重要です。



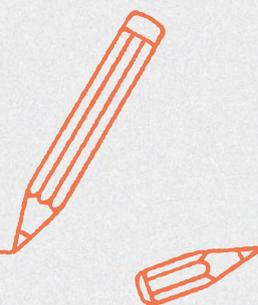
都道府県の取組に関する事例

事例の詳細に関しては、部活動改革ポータルサイトからご確認ください。

➡スポーツ庁「部活動改革ポータルサイト（事例集・全国の取組紹介）」



地域クラブ活動における
創設・運営の進め方



地域クラブ活動

創設・運営における取組



地域クラブ活動における創設・運営のステップ

地域クラブ活動の創設・運営の流れを4つのステップに分け、取組内容をリストアップしました。必ずしも記載順どりに進める必要はありません。現状に応じて、取り組みやすい内容から活用してください。

方針

POINT > 取組の大きな方向性の検討に係る段階

地域クラブ活動の前提となる方針や計画等を整理し、地域における今後の取組の方向性を決定します。

Check List

地域内の現状把握

- 部活動の現状を把握する
- ニーズを把握する

地方公共団体内の体制整備

- 地方公共団体内の検討・連携体制を整備する
- 協議会を設置する

コーディネーターの配置

- コーディネーターの役割を整理する
- 人材を選定・配置する
- 地方公共団体・関係者との連携体制を整備する

地域資源の把握

- 運営に係る域内のリソースを整理する
- 活用可能な施設を把握する
- 移動手段を把握する
- 近隣地方公共団体と情報交換を行いリソースを把握する

推進計画の策定

- 推進計画案を作成する
- 多様な意見を取り入れる
- 推進計画の理解促進を図る

準備

POINT > 具体的な取組内容や計画策定に係る段階

地域クラブ活動を実施するために、どのような取組をどのような体制で実施するか決定します。

Check List

運営体制の整備

- 運営団体を確保する
- 運営業務を整理する
- 研修機会を確保・充実する

運営計画の策定

- 運営の理念や方針等を作成する
- 運営団体の規約を作成する
- 年間運営計画を作成する

活動計画の策定

- 活動計画を作成する
- 年間スケジュールを作成する
- 関係者へ周知する

関係者との連携体制構築

- 関係者間での責任の所在を明確にする
- 学校等との連携体制を構築する

安全管理体制やルールの整備

- リスクを整理する
- 参加者等に対し保険への加入を徹底する
- ガイドラインやマニュアルを整備する
- 必要なサポート体制を整備する
- 相談窓口の設置・対応方法を整理する
- 施設・備品利用のルールを整備する

検証・改善

POINT > 振り返り・発展的な活動を推進する段階

これまでの取組内容を検証し、地域クラブ活動の一層の充実等に向け、改善や発展的な内容を検討します。

Check List

持続的な運営資金の確保

- 短期的・長期的な運営コストを分析・確認する
- 参加者ニーズに対応できる体制を構築する
- 継続的な支援を確保する

運営の効率化

- 活動に合わせて指導者の配置を最適化する
- 運営に合わせて業務を効率化する
- 環境の変化に対応する組織づくり

活動の振り返り・改善

- ヒヤリハットや事故事例を整理する
- 地方公共団体の枠組みを越えた連携を図る
- 計画の達成状況を確認する
- 更なる改革を検討する

活動の継続的な発展

- 成果発表の機会を設ける
- 多世代の活動を促進する
- インクルーシブな活動環境を確保する

実行

POINT > 地域クラブ活動を実施する段階

検討・策定された計画等に基づき、実際に地域クラブ活動を実施します。

Check List

指導者等の確保・配置

- 人材確保に向けた指針・制度を整備する
- 指導者等を配置する
- 研修機会を確保・充実する

運営資金の準備・管理

- 収支計画を立てる
- 参加費を決定する
- 参加費の支援制度を構築する
- 外部資金を獲得する
- 適切な経理事務を行う

参加者の募集

- 募集案内を作成する
- 関係者に周知する
- 体験会やイベントを実施する

地域クラブ活動の実施

- 活動当日の流れを整理する
- 当日の流れをまとめ周知する

運営団体・実施主体への支援

- 支援の仕組みや役割を検討する
- 地域クラブ活動支援人材等を確保・育成する
- 支援を実施するチームの体制を整備する

取組ページの見本

26ページ以降、地域クラブ活動における創設・運営のステップのCheck Listで紹介した内容について、取組内容ごとに確認することができます。アクションに取り組む際のポイントに加え、関連する情報の補足等、見本ページを参考に読み進めてください。

- 方針
- 準備
- 実行
- 検証・改善

のステップを表します。

Check Listにおける取組内容の概要。

Check Listにおける取組内容の詳細なアクションの内容及び取り組む目的等。

アクションに取り組む際に特に重要となる観点やポイント。

ポイントに関連する具体的な進め方や関連情報の例示。

主にアクションに関わることが想定される関係者を3段階の濃淡で例示。

- 最も濃い：関わる度合いが最も高い関係者
- 中間：最も濃い関係者に続き関わる度合いが高い関係者
- 最も薄い：関わる度合いが低い関係者

関連する資料の名称や詳細な情報の掲載先を → で提示。

ページ左側のポイントに関連する補足情報。

アクションに取り組む際や関係者から想定される質問に対する回答、関連する情報媒体

ポイントや例示に付随する事項

地域クラブ活動に取り組む上で留意する事項

地域クラブ活動の認定要件に関連する事項

STEP 1
方針

地方公共団体内の体制を整備する

改革の責任主体である市区町村等が、地域展開等の円滑な実施に向けた基本方針を示すことが必要です。そのためには、担当部署だけでなく、関係部署との連携体制を強化することが不可欠です。本取組は、スポーツ活動機会の保障だけでなく、まちづくり全体にもつながる取組であることを意識し、関係者を巻き込んでいきましょう。

ACTION
地方公共団体内の検討・連携体制を整備する

基本方針について検討や策定を行うため、地方公共団体内の体制を整備しましょう。

POINT
 担当部署を決めるだけでなく、関係部署を巻き込んだ、行政内での検討・連携体制を早い段階から整備し、理念や情報を共有することが重要です。

地方公共団体内での検討・連携体制整備までのフロー（例）

① 準備・現状整理
現状や課題に対する共通認識を形成

② 関係部署の洗い出し
関係する部署を横断的に整理

③ 役割の確認
各課と打合せを実施し、課題や認識の共有、担う可能性のある役割を確認

④ 主管部署の調整
担当部署を明確化する

stakeholder
 地方公共団体、運営団体、実施主体、学校、指導者

Q 関係部署にはどんな部署がありますか？

A 教育、スポーツ、文化、福祉、まちづくり、財政等様々な部署が一体となり推進することが重要です。

国のガイドラインでは、新しい地域スポーツ・文化芸術創造等を進めたいにあたっては、地域における資源を最大限活用し、持続可能なスポーツ・文化芸術環境を整備していくために、教育、スポーツ、文化、福祉、まちづくり、財政等を担当する様々な部署が一体となり取組を進めていくことが重要であると示されています。

→ 国のガイドライン p.101 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

専門部署の新設

取組が進んでいる地方公共団体の中には、幅広い関係者の理解と協力の下、改革を円滑かつ継続的に進めるため、部活動改革に関する専門部署や専門の役職（総括コーディネーター）が設置されるケースも見られます。

CASE STUDY

新潟県長岡市

取組内容 **部局横断の専門部署の設置**

専門部署の概要と取組例

- ◆ 専門部署である「部活動地域移行室」を教育委員会学校教育課内に設置
- ◆ 担当する職員が教育委員会部局と首長部局の関係部署を併任し、連携を強化
- ◆ 定期的な関係部署とのミーティングにより行政内調整を円滑化
- ◆ 市・教育委員会・スポーツ協会・芸術文化振興財団の四者協定を締結し、連携を強化することで、資源の整理や提供を効率的に実施

部活動地域移行室の体制図

新潟県長岡市の「部活動の地域展開」

長岡市は、部活動の地域クラブ活動への移行を推進するため、学校教育課内に部活動地域移行室を設置し、専任の職員を配置しています。この専門部署の設置により、長岡市は地域クラブ活動への展開準備を円滑に進め、令和7年9月に休日の部活動を完全に地域展開し、新たな地域クラブ活動「ながおがCome100クラブ活動」を開始しています。

基本情報（令和6年度）

- ◆ 人口 256,731人
- ◆ 公立中学校数 27校
- ◆ 公立中学校生徒数 6,402人
- ◆ 部活動数 241部活

30

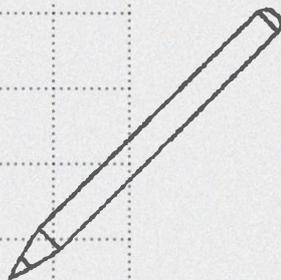
アクションに関連する地方公共団体における取組事例の紹介（概要）。

24

STEP 1

方針

地域クラブ活動
創設・運営における取組



取組の大きな方向性の検討に係る段階

部活動の地域展開の前提となる方針や計画等を整理し、地域における今後の取組の方向性を決定するステップです。具体的には基本方針の策定やコーディネーターの配置、資源の把握等、計5つの内容を取り上げています。

地域内の現状を把握する

持続的な地域クラブ活動を実施するためには、地域の現状や関係者のニーズを取り込みながら推進していくことが重要です。それらの情報を把握する際のポイントを確認していきましょう。

Check list

□ 部活動の現状を把握する

新たな地域クラブ活動体制を構築するにあたり、把握することが推奨される内容等について解説しています。

→ 詳細は p.28 へ

□ ニーズを把握する

ニーズを把握することの重要性や、調査方法等について解説しています。

→ 詳細は p.28 へ

地方公共団体内の体制を整備する

関係者とのような方向性で進めていくか、大きな方向性を検討・整理し、部活動の地域展開を推進していくことが重要です。関係者との連携体制構築等におけるポイントを確認していきましょう。

Check list

□ 地方公共団体内の 検討・連携体制を整備する

地方公共団体内部での検討・連携体制を準備する上での重要なポイントや、体制整備の進め方等について解説しています。

→ 詳細は p.30 へ

□ 協議会を設置する

協議会設置までの進め方や、協議会において検討したほうが良いと想定される内容等について解説しています。

→ 詳細は p.31 へ

コーディネーターを配置する

部活動の地域展開における一連の取組を円滑に進めることや、継続的な取組とするためには、中核となるコーディネーターを適切に配置していくことが重要です。人材の配置や関係者との連携体制構築時のポイントを確認していきましょう。

Check list

□ コーディネーターの役割を整理する

コーディネーター配置のメリットや、取組進行段階に沿ったコーディネーターの役割例等について解説しています。

→ 詳細は p.32 へ

□ 人材を選定、配置する

コーディネーターを選定する上で重要なポイントや、配置までの進め方等について解説しています。

→ 詳細は p.32 へ

□ 地方公共団体、関係者との 連携体制を整備する

地方公共団体と関係者間の連携体制整備における重要なポイントや、体制例等について解説しています。

→ 詳細は p.33 へ

地域資源を把握する

地域クラブ活動を実施するためには、運営団体や実施主体、活動場所等の域内のリソースを十分に把握し、地域の資源を効果的に活用していくことが重要です。それらを把握し、必要な資源を確保する際のポイントを確認していきましょう。

Check list

運営に係る域内のリソースを整理する

運営に係る関係者の例や、関係者とのコミュニケーションを図る際のポイント等について解説しています。

→ 詳細は p.34 へ

活用可能な施設を把握する

地域クラブ活動における活動場所の例や、活動場所を選択する際のポイント等について解説しています。

→ 詳細は p.34 へ

移動手段を把握する

移動手段を整理する際の観点や、地域クラブ活動への移動手段を検討する上で考慮すべきポイント等について解説しています。

→ 詳細は p.35 へ

近隣地方公共団体と情報交換を行いリソースを把握する

一つの地方公共団体のみではリソースを確保することが難しい状況も想定されるため、近隣地方公共団体との連携時のポイント等について解説しています。

→ 詳細は p.35 へ

推進計画を策定する

地域クラブ活動を持続的に実施していくためには、活動の基盤となる推進計画が重要です。多様な意見を取り入れながら計画を策定することや、関係者へ推進計画に対する理解促進を図ることが大切なため、それらのポイントを確認していきましょう。

Check list

推進計画案を作成する

推進計画策定時の重要なポイントや、推進計画に記載する項目例等について解説しています。

→ 詳細は p.36 へ

多様な意見を取り入れる

多様な意見を取り入れる上での留意点や、多様な意見を収集する方法等について解説しています。

→ 詳細は p.37 へ

推進計画の理解促進を図る

関係者への理解促進における重要なポイントや、理解促進に向けた1年間のスケジュール等について解説しています。

→ 詳細は p.37 へ

地域内の現状を把握する

地域クラブ活動の創設に向け、まずは学校部活動の現状を知ることが大切です。地方公共団体の部活動等に関するガイドラインや各学校の部活動方針等を確認するとともに、部活動の設置数や参加生徒数、活動時間等の活動状況を把握しましょう。

ACTION

部活動の現状を把握する

部活動の状況や課題を把握し、新たな地域クラブ活動の体制構築の検討に役立てましょう。



➤ 域内の部活動については、ガイドラインや活動方針、生徒数、部活動数等の現状把握に加え、課題を整理することが重要です。

学校部活動の現状把握リスト

学校部活動の活動方針	都道府県のガイドライン
	市区町村のガイドライン
	各学校の部活動運営方針や指導指針
各学校の活動状況	生徒数、今後の生徒数
	特別な教育的支援を必要とする生徒数
	部活動数、部員数、活動日数・時間
	対外試合（域内で開催されている種目ごとの大会数）
	合同部活動等の有無
	部活動顧問の状況（経験年数、指導希望等）
	保護者の関わり方
	部活動指導員・外部指導員配置状況

stakeholder



改革は課題解決のチャンス

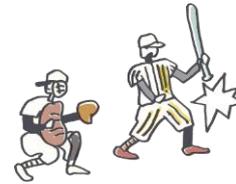


部活動の地域展開は、部活動が抱えていた課題を解決するチャンスでもあります。

（例）

- 部活動種目の選択肢の差の解消
- 保有する備品等の偏りの解消
- 人数不足の解消 等

現状を把握し、生徒や保護者等のニーズに応じた新たな環境を構築しましょう。



ACTION

ニーズを把握する

多様な関係者のニーズを丁寧に把握することで、部活動や地域クラブ活動を円滑に進めることができます。



➤ 生徒のニーズだけでなく、保護者や指導者、学校（教師等）、関係団体等のニーズも把握することが重要です。

対象	目的	調査例
生徒、保護者、学校（教師等）	・現状把握 ・希望調査 等	・アンケート調査 ・説明会等でのグループワーク ・ワークショップ
スポーツ関係団体、民間企業、プロチーム、社会体育団体 等	・改革への関わり方 ・支援の可能性 等	・ヒアリング調査

stakeholder



Q なぜ生徒以外の関係者のニーズを把握することが必要なのですか？

A 中学生を含めた地域全体のスポーツ環境を充実させるためです。

国のガイドラインでは、「部活動改革を機に、中学校等の生徒のみならず、全ての人々のスポーツ・文化芸術活動の充実につなげていくという視点も重要」であることを示しています。様々な世代やスポーツ関係団体のニーズも把握することで中学生を含めた地域全体のスポーツ環境を充実させることにつながります。

ニーズの把握の重要性



地域クラブ活動を安定的・持続的に実施するためには、一定数の参加者が必要です。ニーズを踏まえた地域クラブ活動の種目や活動内容とすることで、参加者の確保につながります。

ニーズを把握するためのアンケート項目



生徒や保護者、学校の教師等を対象に実施するアンケートについては、本アクションとともに、ステップ「検証・改善」においても実施することが想定されます。それぞれ位置付けが異なりますが、関係性を踏まえて、アンケート項目を設定しましょう。

事前アンケート（例）

生徒や保護者、学校の教師等を対象に、地域クラブ活動を検討している段階における、現状把握や希望調査等を目的に実施するアンケートについては、以下のような項目が設問として想定されます。

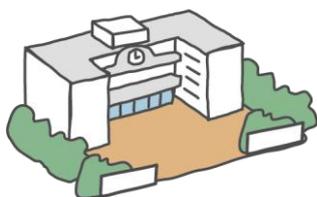
- 1 部活動等でのスポーツ・文化芸術活動の状況
- 2 地域クラブ活動の種目・活動内容の希望
- 3 地域クラブ活動の活動時間・活動日数の希望
- 4 地域クラブ活動への参加目的（身に着けたい資質・能力を含む）
- 5 地域クラブ活動への不安・懸念
- 6 地域クラブ活動の指導者に期待すること 等

フォローアップアンケート（例）

本アクションである、「地域内の現状を把握」する場面では不要ですが、地域クラブ活動を開始したあとは、フォローアップとして、以下のような項目でアンケートを実施することが考えられます。

- 1 地域クラブ活動の満足度
- 2 地域クラブ活動に参加して良かったこと（自らの成長等を含む）
- 3 地域クラブ活動の課題・改善点・困りごと
- 4 地域クラブ活動の継続意欲
- 5 中学校卒業後のスポーツ・文化芸術活動の継続意欲
- 6 将来的な地域クラブ活動の運営・指導への参画希望 等

→ p.81 STEP検証・改善「計画の達成状況を確認する」



CASE STUDY

静岡県浜松市

取組内容 理想の地域クラブ活動のアイデア出し（ワークショップ）

ワークショップの概要

- ◆ 浜松市に住む中学生や小学5・6年生を対象に、令和8年9月から始まる地域クラブ活動「はまクル」の理想のかたちやアイデアを出し合うワークショップを開催
- ◆ ワークショップのテーマとして、『こんな「はまクル」に参加したい！』を設定し、「こんな競技や活動があったらいい」や「こんな雰囲気の良い活動がいい」、「こんな目標をもって頑張れるクラブがいい」、「こんな指導者に教わりたい」等について、グループで語り合った
- ◆ ワークショップには、小学生は保護者同伴とする等、市内での取組の発信機会としても活用



📍 静岡県浜松市の「部活動の地域展開」

浜松市では、令和5年5月に「休日の部活動の地域移行に向けた取組方針」を策定し、2026年9月以降、休日の部活動を地域クラブ活動に随時展開していくことを公表しています。2023年7月には、学校教育や市民部、地域スポーツ・文化芸術団体、地域、学校、保護者等の関係者による「地域クラブ活動協議会」を設置し、方向性を協議しています。また、浜松市が定めた要件を満たした団体を地域クラブ活動として認定する制度構築を検討しており、子供を対象としたワークショップを開催し、ニーズの収集等に取り組んでいます。

📍 基本情報（令和6年）

- ◆ 人口 785,210人
- ◆ 公立中学校数 49校
- ◆ 公立中学校生徒数 19,840人
- ◆ 部活動数 473部活

地方公共団体内の体制を整備する

改革の責任主体である市区町村等が、地域展開等の円滑な実施に向けた基本方針を示すことが必要です。そのためには、担当部署だけでなく、関係部署との連携体制を強化することが不可欠です。本取組は、スポーツ活動機会の保障だけでなく、まちづくり全体にもつながる取組であることを意識し、関係者を巻き込んでいきましょう。

ACTION

地方公共団体内の 検討・連携体制を整備する

基本方針について検討や策定を行うため、地方公共団体内の体制を整備しましょう。



- 担当部署を決めるだけでなく、関係部署を巻き込んだ、行政内での検討・連携体制を早い段階から整備し、理念や情報を共有することが重要です。

地方公共団体内での検討・連携体制整備までのフロー（例）



stakeholder



関係部署にはどんな部署がありますか？

教育、スポーツ、文化、福祉、まちづくり、財政等様々な部署が一体となり推進することが重要です。

国のガイドラインでは、新しい地域スポーツ・文化芸術創造等を進めていくにあたっては、地域における資源を最大限活用し、持続可能で豊かなスポーツ・文化芸術環境を整備していくために、教育、スポーツ、文化、福祉、まちづくり、財政等を担当する様々な部署が一体となって取組を進めていくことが重要であると示されています。

➔ 国のガイドライン p.10「Ⅲ 地域展開の円滑な推進に当たっての対応」

専門部署の新設

取組が進んでいる地方公共団体の中には、幅広い関係者の理解と協力の下、改革を円滑かつ継続的に進めるため、部活動改革に関する専門部署や専門の役職（総括コーディネーター）が設置されるケースも見られます。

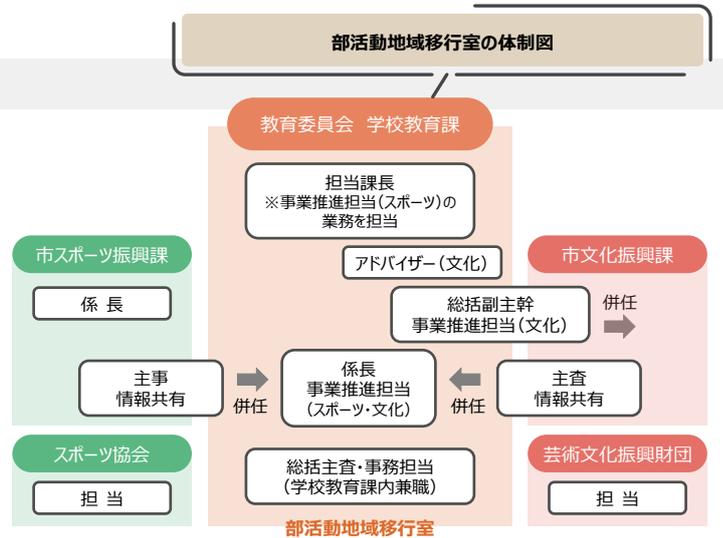
CASE STUDY

新潟県長岡市

取組内容 部局横断の専門部署の設置

専門部署の概要と取組例

- ◆ 専門部署である「部活動地域移行室」を教育委員会学校教育課内に設置
- ◆ 担当する職員が教育委員会部局と首長部局の関係部署を併任し、連携を強化
- ◆ 定期的な関係部署とのミーティングにより庁内調整を円滑化
- ◆ 市・教育委員会・スポーツ協会・芸術文化振興財団の四者協定を締結し、連携を強化することで、資源の整理や提供を効率的に実施



出典 | スポーツ庁「令和6年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業事例集(新潟県長岡市)」を基に作成

新潟県長岡市の「部活動の地域展開」

長岡市は、部活動の地域クラブ活動への移行を推進するため、学校教育課内に部活動地域移行室を設置し、専任の職員を配置しています。この専門部署の設置により、長岡市は地域クラブ活動への展開準備を円滑に進め、令和7年9月に休日の部活動を完全に地域展開し、新たな地域クラブ活動「ながおかCome100クラブ活動」を開始しています。

基本情報（令和6年度）

- ◆ 人口 256,731人
- ◆ 公立中学校数 27校
- ◆ 公立中学校生徒数 6,402人
- ◆ 部活動数 241部活

ACTION

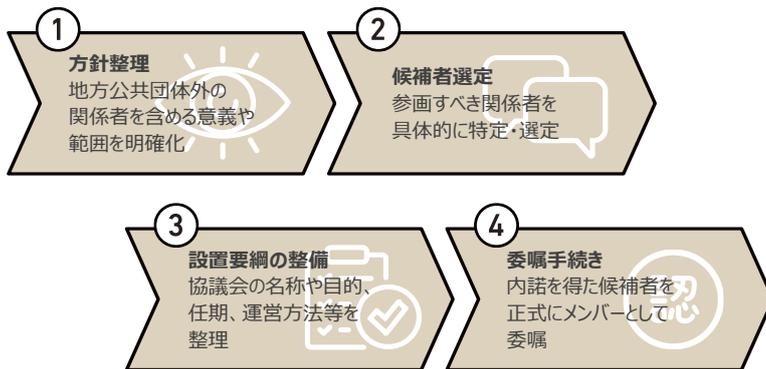
協議会を設置する

方針や計画の検討、地域クラブ活動実施後の点検・評価・改善等を実施するために、地域内の関係団体（ステークホルダー）を巻き込んだ協議会を設置しましょう。



- 地域内にどのようなステークホルダーがあるか確認し、整理した上で、構成メンバーを検討することが重要です。

協議会の設置までのフロー（例）



- 協議会では部活動の地域展開の方針や在り方の検討、地域クラブ活動実施後の点検・評価・改善等について検討します。

協議会での検討プロセス（例）

開催時期	検討内容
令和3年度	学校部活動改革の方針確認、地域クラブ活動の基本理念や目的の確認、他の地方公共団体の事例確認 等
令和4年度	地域クラブ活動の制度設計の詳細化、先行的に実施する地域の選定、活動方針の検討、学校や生徒・保護者への説明の準備 等
令和5年度	推進計画の検討・策定、取組開始に向けた工程の検討、事務局体制の検討、地域クラブ活動で実施する種目の選定 等
令和6年度前	指導者要件の検討、活動場所の検討、地域クラブ活動への入会制度の検討、会費の検討 等
令和6年9月	地域クラブ活動を開始

➔ スポーツ庁「令和6年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業 事例集（茨城県神栖市）」

stakeholder

地方公共団体

運営団体

実施主体

学校

指導者



協議会とはどんなメンバーで構成されるのが望ましいですか？

地方公共団体、学校、保護者、スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ等様々なメンバーが想定されます。

メンバーの例※



地方公共団体

- スポーツを所管する部署の意思決定者
- 教育を所管する部署の意思決定者
- まちづくりを所管する部署の意思決定者 等



学校関係者

- 校長会の代表
- PTAの代表
- 学校運営協議会の代表 等



地域団体

- 中学校体育連盟の会長
- スポーツ協会の代表
- 競技団体の代表
- 総合型地域スポーツクラブの代表
- スポーツ少年団の代表 等



専門家

- スポーツ科学や教育学を専門とする大学教員
- マネジメントや地域スポーツ等を専門とする大学教員 等

※ 意思決定者や代表、会長等を例示していますが、必ずしも組織の長である必要はありません。当該分野に精通している担当者等も想定されます。

協議会での地方公共団体の役割



- 客観的データや事実にもとづいて議論を展開できるように、アンケート調査の結果を報告しましょう。



- 協議会参加者それぞれが発言、意見できるように、ファシリテートしましょう。



- 協議会の内容を次のアクションへ反映させることを意識しながら検討内容を設定しましょう。



地域クラブ活動の開始後は協議会は開催しなくても良いのでしょうか？

地域クラブ活動開始後も協議会は継続的に開催しましょう。

地域クラブ活動開始後の協議会の役割として、地域クラブ活動の実態把握（参加生徒数の推移、課題・トラブルの有無、各ステークホルダーからの意見等）を行い、必要な改善策の検討を継続的に行っていくことが求められます。

➔ p.81 STEP検証・改善「更なる改革を検討する」

コーディネーターを配置する

地域クラブ活動を円滑に準備・運営し、改善・継続していくためには、ステークホルダーをつなぎ、調整する役割を担う「コーディネーター」の配置が重要です。経歴や関係者とのつながり等を踏まえて適切な人材を選び、地域の実情に応じて配置方法を工夫しながら、改革を着実に進めましょう。

ACTION

コーディネーターの役割を整理する

取組の段階によって、コーディネーターの役割は変化します。コーディネーターの役割を整理しましょう。



- 取組の進行段階ごとに役割を整理し、必要な人材を適切に配置することで、域内の取組を効果的に進めることができます。

取組初期の主な役割イメージ（準備期）

調整	推進計画や方針決定に向けた関係団体等との調整 等
調査	子供たちへのアンケート実施 等
会議体の運営	会議体の設置や運営（ファシリテーター） 等

取組3年目の主な役割イメージ（実践・試行期）

人材確保・育成	指導者の確保や研修、運営人材の確保 等
広報活動	保護者等への取組の周知
実態把握	地域クラブ活動状況の視察、課題の聞き取り、改善提案 等

→ p.70 STEP実行「支援の仕組みや役割を検討する」

ACTION

人材を選定、配置する

地域クラブ活動が円滑に準備、運営、改善、継続されるように、ステークホルダーの「つなぎ役」や「調整役」となるコーディネーターを配置しましょう。



- コーディネーターに求められる役割を理解し、どの人材にどの役割を担ってもらうかを整理した上で、関係部署と協議しながら人材の選定や配置を進めることが重要です。

コーディネーターの採用／配置までのフロー（例）



stakeholder



Q コーディネーターを配置するメリットは何ですか？

A 学校と地域をつなぐ「つなぎ役」として機能し、活動の調整や人材の発掘を円滑に進められる点です。

コーディネーターがいることで、継続的に地域と学校等が協働する仕組みを構築できます。これにより、地域クラブ活動の安定的な運営が可能になります。

種目別のコーディネーターの配置

種目別のコーディネーターを配置し、種目ごとの活動エリアの調整や関係競技団体との連絡調整、指導者への助言・指導等に取り組んでいます。

各種目のステークホルダーとつながりのある人材をコーディネーターとして配置することで、当該種目の裾野の拡大や競技力向上、指導者ネットワークの構築、大会運営の在り方検討等、種目内の組織力向上につなげることができます。

stakeholder



コーディネーター人材のバックグラウンド

コーディネーターは元教師や総合型地域スポーツクラブの役員、スポーツ協会役員、民間事業者等、地方公共団体によって多様な人材が配置されています。

地域における幅広いネットワークをもち、関係者をつなぎ調整する能力に長けていることが求められます。



Q コーディネーターは何人必要ですか？

A 地域の実情に応じて人数や配置方法を工夫するため、様々なパターンが考えられます。

（配置の例）

- 1名を配置し、広域的かつ網羅的に取組を実施
- 中学校区やエリアごとに複数名を配置
- インクルーシブな取組や多世代連携、種目等、目的に応じて複数名を配置 等

ACTION

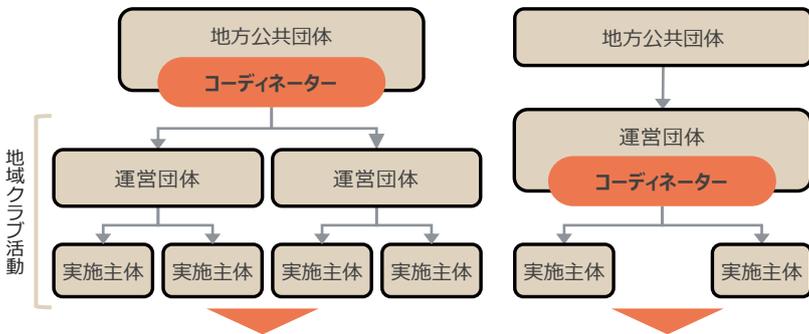
地方公共団体、関係者との連携体制を整備する

コーディネーターが多様なステークホルダーによる連携・協働を促進するハブ的存在となり、地方公共団体、関係者との連携体制を整備しましょう。



- 地方公共団体、運営団体、実施主体、学校、指導者とコーディネーターの連携方法や役割分担を整理し、定めておくことが重要です。
- 地域クラブ活動の開始後もコーディネーターを継続配置し、配置先や関係者間の連携体制を適宜見直しながら活動の改善を進め、持続可能性を確保しましょう。

体制の一例



運営団体が複数存在する地域クラブ活動体制の場合は、地方公共団体内にコーディネーターを配置することで運営団体間の調整等を行うことができます。

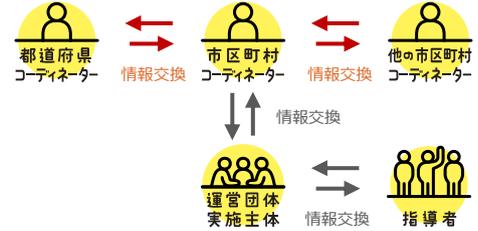
1つの運営団体が域内の地域クラブ活動を総括する場合は運営団体内にコーディネーターを配置することで、運営業務に関わりつつ各実施主体間の調整等を行うことができます。

stakeholder



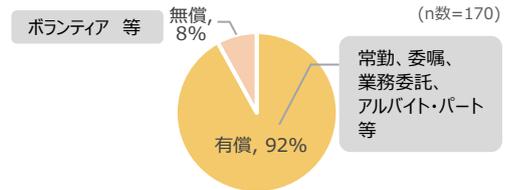
都道府県コーディネーター等との連携

都道府県のコーディネーターや近隣市区町村のコーディネーターとは、定期的に情報交換を行うことが有効です。広域的な視点や他の地域の取組事例を取り入れることで、自らの地方公共団体の取組に役立てることができます。



コーディネーターの雇用形態

コーディネーターの雇用形態は、地域によって様々です。スポーツ庁の実証事業に取り組む地方公共団体に配置されているコーディネーターのうち、92%は有償で従事しています。(令和7年12月時点)



出典 | スポーツ庁調査結果(令和7年度)を基に作成

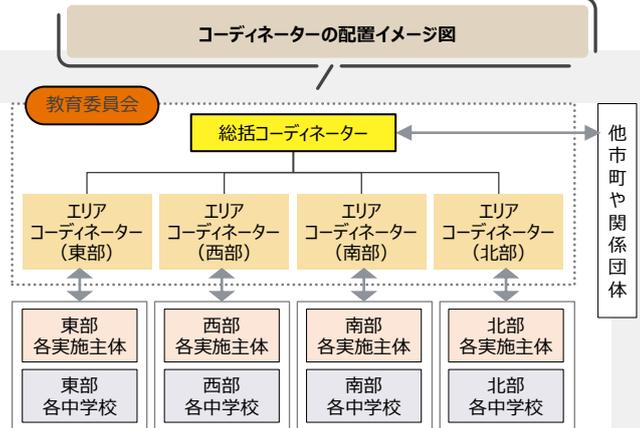
CASE STUDY

福井県福井市

取組内容 複数コーディネーターの配置

各コーディネーターの役割

- ◆ 総括コーディネーターとエリアコーディネーターを教育委員会に配置
- ◆ 総括コーディネーターは、他市町や競技団体・学校等の関係団体との連絡調整を担う
- ◆ エリアコーディネーターは、市内4エリアの学校を拠点に、地域クラブ活動の実施主体や各学校との連絡調整を担う
- ◆ 役割の異なるコーディネーターを配置することにより、各学校における部活動の現状や今後の見通しの把握が円滑に進んでいる



出典 | スポーツ庁「令和6年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業成果報告書(福井県福井市)」を基に作成

福井県福井市の「部活動の地域展開」

福井市では、令和7年度末までに休日の部活動を地域のスポーツ団体等が実施する地域クラブ活動へ展開することを目指し、部活動の地域展開を推進しています。令和6年度より、総括コーディネーターに加え、エリアコーディネーターを配置することにより、地域クラブ活動の立ち上げや新規団体の発掘を積極的に推進し、令和6年度から令和7年度にかけて、モデル事業に取り組む団体が大幅に増加しました。

基本情報 (令和6年)

- ◆ 人口 253,803人
- ◆ 公立中学校数 23校
- ◆ 公立中学校生徒数 6,378人
- ◆ 部活動数 161部活

地域クラブ活動における創設運営の進め方

地域資源を把握する

地域クラブ活動を円滑に進めていくためには、活動に必要な地域資源の確保が重要です。具体的な活動を始める前に、ステークホルダーの理解を促し、協力を得られる体制を整えましょう。また、活動場所や移動手段を事前に検討し、必要に応じて近隣地方公共団体との連携も視野に入れましょう。

ACTION

運営に係る域内のリソースを整理する

地域クラブ活動を運営・実施するための基盤である運営団体や実施主体の候補団体、関係者（ステークホルダー）を整理するとともに、関係者への説明や協力依頼の機会を設け、活動に対する理解を得ましょう。



➤ 多様な選択肢や新たな価値等を創出するため、特定の人材や団体のみを想定せず、多様な人材や団体に対して、協力依頼や理解促進に努めることが重要です。

- ➔ p.30 STEP方針「地方公共団体内の検討・連携体制を整備する」
- ➔ p.31 STEP方針「協議会を設置する」

ステークホルダーの例

学校関係者	小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、部活動指導員、PTA・保護者会 等
スポーツ関係者	総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、地域の中学校体育連盟、スポーツ推進委員、地域スポーツコミッション 等
民間事業者	非営利団体、企業 等
地域団体	自治会、子供会、老人会、福祉団体、子育て支援団体、商工会議所、青年会議所 等
大学・研究機関	大学・専門学校、スポーツ科学センター 等

ACTION

活用可能な施設を把握する

活動を安定的に実施できるように学校施設だけでなく、社会教育施設や大学の施設等、地域クラブ活動の活動場所となり得る幅広い施設を整理しましょう。



- 活動場所を選定する際には、施設の設備や備品、収容可能人数、アクセス等についても考慮することが必要です。
- 拠点会場の位置については、域内の同種目の地域クラブ活動のバランス等を踏まえ、適切な場所を選択することが大切です。

地域クラブ活動における活動場所の種類（例）



※1：地方公共団体が設置した公民館や青少年教育施設、図書館、博物館等の施設
 ※2：地方公共団体が設置した体育館、水泳プール、運動場等のスポーツ施設

stakeholder



理解促進を図るためのコミュニケーション



文書発出や一方的な調査では、理解を得ることが難しい場合があります。

相互の信頼関係を築くためには、以下のような取組が有効です。

地域や学校の課題を踏まえたコミュニケーション

- 国の方針等で示される一般的・抽象的な課題にとどまらず、自地域や学校が抱える個別具体的な課題を踏まえてコミュニケーションを図ることで、相手に納得感を持ってもらいやすくなります。
- 関係者に主体的に関わっていただくために、グループワークや対話型の研修を通じてコミュニケーションを図ることも重要です。

対面でのコミュニケーション

- 相手の課題や疑問を解消できるよう、可能な限り対面でのコミュニケーションを図りましょう。直接のやり取りによって、理解の深まりと信頼の醸成につながります。

スポーツ関連団体以外にも幅広く協力を依頼



地域クラブ活動は、青少年育成や教育、子育て等にも関わる取組です。

このため、スポーツ関係団体以外に対しても、地域クラブ活動の理念や事業等の関連性を示す等して、部活動の地域展開への理解や協力を促しましょう。

stakeholder



活動種目に応じた情報の整理



全ての施設が同様の設備や備品等を有している訳ではありません。

地域クラブ活動の種目や参加人数に応じて、必要な設備や備品の整備状況、必要な会場の広さ等を確認しましょう。また、必要に応じて、地方公共団体と相談しながら備品等の借用や計画的な修繕等を行うことも必要です。

他団体との調整



各施設では、既存の団体が活動を実施している場合があります。

他団体との利用時間の調整を行ったり、共同で使用したりする等の対応も必要です。

なお、国のガイドラインにおいて、学校施設については、生徒の移動の便宜や用具の保管等の観点からも、学校教育に支障のない限り、地域クラブ活動において優先して活用できるようにすることが極めて重要であることが示されています。

- ➔ 国のガイドライン p.17「Ⅲ 地域展開の円滑な推進に当たっての対応」

ACTION

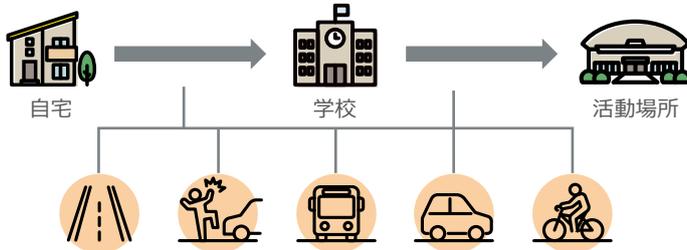
移動手段を把握する

生徒が移動手段を理由に活動への参加をあきらめることがないように、想定される活動場所への移動手段（公共交通機関等の有無）や所要時間等を整理しましょう。



- 参加者のニーズや安全面を踏まえ、生徒の移動が困難な場合は、スクールバスやコミュニティバス等の既存の交通手段の活用を検討しましょう。
- 徒歩や自転車による移動が伴う場合は、事前に危険箇所等を確認し、生徒や保護者等へ注意喚起することが重要です。また、自転車の運転マナー等を周知することも事故の未然防止につながります。
 - p.36 STEP方針「推進計画案を作成する」
 - p.62 STEP実行「収支計画を立てる」

移動手段を把握・整理する際の観点（例）



- ✓ どのような経路を活用するか
- ✓ 経路上に危険な場所はないか
- ✓ 日頃のルートと異なる場所はないか 等
- ✓ どのような移動のパリエーションがあるか
- ✓ スクールバスはどのような経路か
- ✓ 公共交通機関の運行状況はどうか 等

ACTION

近隣地方公共団体と
情報交換を行いリソースを把握する

必ずしも域内のみで十分な活動機会や施設を確保できるとは限りません。近隣の地方公共団体と情報交換を行い、活用や連携の可能性を検討しましょう。



- 周辺の地方公共団体と検討の進捗状況や取組の内容や工夫等について情報交換を行いましょう。
- 近隣の地方公共団体とリソースが共有可能か協議し、共有可能な場合は、生徒の参加や施設の使用ルール等に関して見通しを持つことが重要です。

広域連携による成果や今後の検討事項

複数の町村が連携しながら、部活動の地域展開に取り組んでいる事例では、参加者や指導者の確保に関する効果とともに、より効率的な運営が可能になる等の成果が創出されています。同時に得られた成果をいかに持続的な取組としていかに今後検討が必要な事項も明らかとなっています。

成果

- ・ 広域連携型クラブとしての体制整備
- ・ 広域連携による参加の広がり
- ・ 地域の協力体制の強化 等

今後の検討事項

- ・ 持続的な運営体制の整備
- ・ 財源確保に向けた新たな仕組みづくり
- ・ 地域クラブ活動のさらなる推進 等

stakeholder



移動手段の確保が困難な生徒への配慮



地方公共団体によっては、山間地や離島を含む地域も存在します。
移動手段の確保については、その地域に居住する生徒や保護者からの意見を踏まえながら移動方法を検討し、必要に応じて行政からの支援を行うことも必要です。
特定のエリアの生徒のみが参加できる状態とならないよう、できる限り、地域を網羅できるよう活動場所を検討することも重要です。
→ スポーツ庁「令和6年度 地域スポーツクラブ活動体制整備事業 成果報告書（岐阜県白川町）」

移動中の事故や災害等への備え



移動中に事故や災害等が発生した場合に備えて、参加生徒や保護者へ具体的な対応を事前に示しておくことが重要です。
→ p.51 STEP準備「ガイドラインやマニュアルを整備する」

地域公共交通との連携



国のガイドラインでは、地域公共交通との連携等の観点から、交通部局と教育部局及びスポーツ部局等が密接に連携しつつ対応することが必要であることが示されています。
→ 国のガイドライン p.18「Ⅲ 地域展開の円滑な推進に当たっての対応」

stakeholder



広域連携へ向けた協議



経済的困窮世帯支援や施設の優先利用等の公的支援の取り扱いや大会参加、地域クラブ活動の認定等、広域連携を図る場合には様々な調整が必要になります。
協議会を設置する等、方向性や仕組みを協議する場を設けましょう。
→ p.80 STEP検証・改善「地方公共団体の枠組みを越えた連携を図る」



推進計画を策定する

地域クラブ活動を具体的に検討していくための基盤となる推進計画を策定します。計画は地方公共団体だけでなく、多様な意見を取り入れながら、関係者の理解を深めていくことが大切です。計画の作成や周知を丁寧に進めていきましょう。

ACTION

推進計画案を作成する

改革方針や具体的な取組の内容、スケジュール等を明確にし、周知するために推進計画案の準備を進めましょう。



➤ 推進計画は各種ガイドラインや計画と連動している必要があります。地方公共団体、地域スポーツ関係者、有識者、学校関係者等、多様な関係者を巻き込むことが重要です。

推進計画の項目（例）

目的・背景	域内における学校部活動や生徒数の現状や課題等を記載
基本理念・ビジョン	根本的な考え方や将来的に目指す姿や目標等を記載
推進体制	担当部署や推進組織（協議会）の設置、関係者の役割等を記載
対象区域（エリア）等	認定する地域クラブ活動の数、競技種目等を定めるとともに、各地域クラブ活動の参加対象となる生徒の居住する対象区域を記載
予算計画	地方公共団体による補助金や委託費等充当される予算枠等を記載
成果指標・達成指標	計画の進捗や効果を測るため、指標とする効果（生徒の活動満足度等）や実施地域クラブ活動数等を量的・質的に設定し記載
ロードマップ	推進計画策定時から、何年目に何を取り組むか記載

stakeholder



国や都道府県のガイドライン等との連携



推進計画をより確かなものにするためには、国や都道府県等が示すガイドラインや計画と連動することが重要です。加えて、地方公共団体が策定する「スポーツ推進計画」との整合性を図ることも大切です。こうした連動性を意識しながら、推進計画を作成しましょう。

① 生徒の豊かで幅広い活動機会の保障



公立中学校等の生徒数や生徒のニーズ、活動場所となる施設の状況等の地域の実情を踏まえ、認定する地域クラブ活動の数や競技種目等を定めるとともに、各地域クラブ活動の参加対象となる生徒の居住する対象区域を定めましょう。

→ p.13～17 「地域クラブ活動に関する認定制度」



部活動の地域展開のコンセプト

新たな社会教育環境をつくる

人口減少、少子化が進む中「人が足らずチームが組めないからやりたい活動ができない」「田舎は不利だ」「夢は叶わない」この地に暮らす子どもたちにはそんな風に思ってしまう。そのためには取り組みを学校部活動をただただ地域に移行するものとせず、「子どもたちにとって」を議論の中心に据え、学校、地域それぞれの事情を鑑みて、子供の成長が促進される持続可能な環境や仕組みを再構築する必要があります。

✖ 部活を地域に移すため
10個の学校部活動を地域にそのまま移行では地域が続けられない

○ 新たな環境をつくるため
飛騨市ならではの新たな持続可能な仕組みや体制づくり

出典 | 「飛騨市における部活動地域展開の取り組みと令和8年度以降の新たな部活動のカたち」を基に作成

CASE STUDY

岐阜県飛騨市

取組内容 **部活動改革に限らず飛騨市が目指す「地域教育魅力化プロジェクト」と関連させながらプランを公表**

「飛騨市における部活動地域展開の取り組みと令和8年度以降の新たな部活動のカたち」の内容（一部抜粋）

- ◆ 市における部活動地域展開のコンセプト
- ◆ 地域特有の課題への対応方針
- ◆ これまでの部活動とクラブ活動のちがいがい
- ◆ 地域クラブ活動実施事例
- ◆ 地域展開に係るスケジュール

岐阜県飛騨市の「部活動の地域展開」

飛騨市は、「新たな社会教育環境をつくる」というコンセプトのもと、地域展開の取組を進めており、保護者・指導者・地域の方々への周知に向け「飛騨市における部活動地域展開の取り組みと令和8年度以降の新たな部活動のカたち」を作成・公開しています。また、生徒・保護者・指導者にとって安全・安心で持続可能な地域クラブの構築に向け、「飛騨市認定地域クラブガイドライン」を作成し、認定制度の導入にも積極的に取り組んでいます。

基本情報（令和6年度）

- ◆ 人口 21,677人
- ◆ 公立中学校数 3校
- ◆ 公立中学校生徒数 509人
- ◆ 部活動数 25部活

ACTION

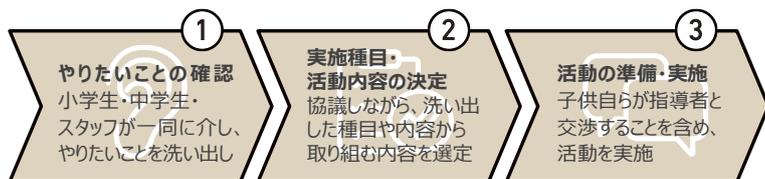
多様な意見を取り入れる

より実効性があり、魅力ある地域クラブ活動を推進していくために、多様な関係者の意見を取り入れましょう。



- 大人だけでなく、子供、特に地域クラブ活動の中心となる中学生から意見を聞くことは大切です。パブリック・コメント制度等を活用し、広く意見を収集することも一案です。

子供のやりたいことを取り入れる流れ（例）



ACTION

推進計画の理解促進を図る

関係者への周知、理解を得るために、推進計画を地方公共団体のホームページ等で公表したり、説明会等を設けたりしましょう。



- 改革の進捗状況を丁寧に情報共有する等、関係者の理解促進を図るための機会を複数回設けることが大切です。

理解促進を図る1年間の取組（例）

4 - 5 月	<ul style="list-style-type: none"> 計画策定を開始したことや基本的な方針を周知 学校だよりの配布や保護者説明会等を実施
6 - 7 月	<ul style="list-style-type: none"> 関係者に対してニーズ調査やヒアリングを実施 意見交換会等によりニーズを把握し、当事者性を高める
8 - 9 月	<ul style="list-style-type: none"> 計画素案の作成及び公表 素案段階でウェブサイト等で公開するとともに、保護者や地域住民、指導者向け説明会を実施
10-11月	<ul style="list-style-type: none"> 計画案の最終化及び実証に係る取組の紹介 保護者や子供に対して、計画案や実際の取組を説明
12 - 1 月	<ul style="list-style-type: none"> 計画（確定版）の公表 概要版の計画や説明動画等を公開するとともに、保護者や子供、地域住民に対し説明 「よくある質問（FAQ）」も合わせて作成
2 - 3 月	<ul style="list-style-type: none"> 次年度に向けた準備状況と次年度の活動の説明 次年度実施する活動等の具体的な内容を、保護者や子供、指導者、地域住民に説明

stakeholder



中学生の意見を取り入れる際の留意点（ラポール）



「ラポール」とは、調査者と調査対象者との信頼関係を表し、調査対象者との間に友好的関係が成立していることが重要です。

特に中学生を対象に調査を実施する場合には、突然知らない人から意見を聞かれても、緊張等により、自身の意見を言えなくなってしまうことが予想されます。

ラポールを損なわないために、以下の点を意識しましょう。

- 調査の目的や手順を説明し、対象者が理解した上で、協力を依頼します。
- 対象者の緊張をほぐすため、日常的な会話を冒頭に盛り込みましょう。
- 一方で、時間の経過とともにラポールが強くなりすぎ、調査者等の客観性を失うオーバー・ラポールとなるリスクもあるため、注意が必要です。

stakeholder



検討段階から積極的に発信



部活動改革は、全国で取組が推進されていますが、まだ改革が始まり数年間が経過した段階です。

域内での取組が明確に確定していない状況で、情報発信をすることをためらうこともあるかもしれませんが、情報収集が容易となった現代において、世の中の流れを踏まえ、「活動場所が無くなるのではないかな」等、不安を抱えている保護者や子供もいます。

また、様々な情報が飛び交うことにより、間違った解釈や方向性が認識されてしまうこともあります。

検討段階から積極的に情報発信を行うことにより、不安感の軽減につながります。

意見交換や情報発信の掛け合わせ



山口県長門市では、市民に対して、大きな方向性を定めた方針を策定した段階で周知し、その後市内全域でのアンケート調査や情報公開を通じて理解促進を図りました。

➔ スポーツ庁「令和6年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業成果報告書（山口県長門市）」

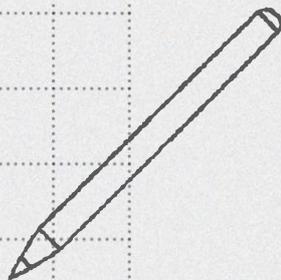




STEP 2

準備

地域クラブ活動
創設・運営における取組



具体的な取組内容や計画策定に係る段階

地域クラブ活動を実施するために、どのような取組をどのような体制で実施するかを決定するステップです。具体的には、運営体制の整備や、関係者との連携体制の構築、安全管理体制の整備等、計5つの内容を取り上げています。

地域クラブ活動の運営体制を整備する

地域クラブ活動を実施するためには、運営の中核となる運営団体を確保することが重要です。適切な運営団体を確保し、運営に係る業務内容を整理するためのポイントを確認していきましょう。

Check List

- | | |
|---------------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 運営団体を確保する | 運営団体の重要性や、運営団体確保時の留意点等について解説しています。
→ 詳細は p.42 へ |
| <input type="checkbox"/> 運営業務を整理する | 業務分担・役割整理の重要性や、運営団体の業務例等について解説しています。
→ 詳細は p.43 へ |
| <input type="checkbox"/> 研修機会を確保・充実する | 運営団体スタッフに向けた研修会の重要性等について解説しています。
→ 詳細は p.43 へ |

運営計画を策定する

運営の理念・方針や年間運営計画等を策定することにより、関係者と共通認識を持つことができ、円滑に地域クラブ活動を運営することができます。それらの計画等の方向性を検討する際のポイントを確認していきましょう。

Check List

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 運営の理念や方針等を作成する | 地域クラブ活動における運営方針策定の重要性や、運営方針策定フロー等について解説しています。
→ 詳細は p.44 へ |
| <input type="checkbox"/> 運営団体の規約を作成する | 運営団体の規約を策定する際の留意点や、規約に設けるべき項目例等について解説しています。
→ 詳細は p.45 へ |
| <input type="checkbox"/> 年間運営計画を作成する | 年間運営計画作成時の留意点や、年間計画例等について解説しています。
→ 詳細は p.45 へ |

活動計画を策定する

子供や関係者が活動の全体像を把握し、安心して地域クラブ活動に参画するためには、活動内容を正しく把握していることが重要です。運営計画と連動性を持った活動計画を策定し、適切に周知していく際のポイントを確認していきましょう。

Check List

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 活動計画を作成する | 活動計画策定時の留意点や、活動計画の内容例等について解説しています。
→ 詳細は p.46 へ |
| <input type="checkbox"/> 年間スケジュールを作成する | 年間スケジュール策定時の留意点や、年間スケジュールの例等について解説しています。
→ 詳細は p.47 へ |
| <input type="checkbox"/> 関係者へ周知する | 関係者へ周知する際のポイントや、情報を公開することによる効果等について解説しています。
→ 詳細は p.47 へ |

関係者との連携体制を構築する

地域クラブ活動を安全・安心に実施するためには、地方公共団体や学校、運営団体、実施主体等の関係者が連携することが重要です。関係者と協力し合える連携体制を整備するためのポイントを確認していきましょう。

Check List

□ 関係者間で責任の所在を明確にする

責任所在の明確化における重要なポイントや、明確化すべき事項等について解説しています。

→ 詳細は [p.48](#) へ

□ 学校等との連携体制を構築する

学校等との連携体制確保時の重要なポイントや、連携を促進する方法の例等について解説しています。

→ 詳細は [p.49](#) へ

安全管理体制やルールを整備する

子供・保護者が安心して地域クラブ活動に参加するためには、事前に様々な事項を想定しておくことや対応方法を整理しておくことが重要です。それらを検討する際のポイントを確認していきましょう。

Check List

□ リスクを整理する

リスクマネジメントの重要性や、地域クラブ活動で発生し得るリスク等について解説しています。

→ 詳細は [p.50](#) へ

□ 参加者等に対し保険への加入を徹底する

保険加入の重要性等について解説しています。

→ 詳細は [p.50](#) へ

□ ガイドラインやマニュアルを整備する

共通認識を構築するためのガイドラインやマニュアル策定時の留意点や、含めるべき事項の例等について解説しています。

→ 詳細は [p.51](#) へ

□ 必要なサポート体制を整理する

安全・安心な活動を実施するためのサポート体制の重要性や、体制イメージ等について解説しています。

→ 詳細は [p.52](#) へ

□ 相談窓口の設置・対応方法を整理する

相談窓口設置の重要性や、相談窓口設置と並行して実施することが望ましい事項等について解説しています。

→ 詳細は [p.53](#) へ

□ 施設・備品利用のルールを整備する

施設・備品の利用に関する責任所在を明確化する重要性や、利用ルール策定時の留意点等について解説しています。

→ 詳細は [p.54](#) へ

地域クラブ活動の運営体制を整備する

ここからは地域クラブ活動の開始に向けて、具体的な準備を進めていきます。地域クラブ活動を統括し、運営・管理業務の中核を担う「運営団体」の基盤を整えるべく、コーディネーターや事務スタッフ等のマネジメント人材を確保、育成するとともに、組織体制や財務基盤の整備等を行いましょ。

ACTION

運営団体を確保する

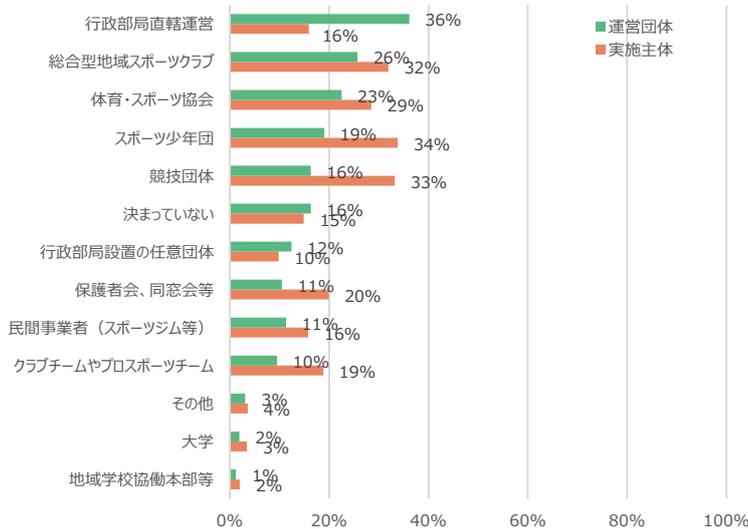
地域クラブ活動が安全・安心かつ持続的・安定的に実施されるように、運営や管理業務の中核を担う運営団体を確保しましょう。



➤ 地域の実情や既存団体等のリソース等を踏まえて、適切な運営団体を確保することが重要です。

地域クラブ活動における運営団体・実施主体の種別

(運営団体：n=1,081、実施主体：n=1,073)



出典 | スポーツ庁令和7年度調査を基に作成

stakeholder

地方
公共団体

運営
団体

実施
主体

学校

指導者



Q 地方公共団体内に運営団体になり得る団体がない場合どうすればよいですか？

A 地方公共団体が地域クラブ活動の運営団体・実施主体を担うことも一案です。

地方公共団体（教育委員会等）が運営団体・実施主体となり、子供たちの活動環境を整備している事例もあります。

➔ スポーツ庁「令和6年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業成果報告書」（茨城県常陸太田市、山口県長門市）

運営団体の重要性



従来は学校部活動では、運営と指導の両方を教師が担うことが負担となるケースがありました。

地域クラブ活動では、運営を運営団体が担うことにより、指導者や実施主体の負担軽減や業務効率化、さらには新たな価値の創出等が期待されます。

総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度の活用



総合型地域スポーツクラブの質的向上や特色ある活動を評価することができるよう日本スポーツ協会が整備している登録・認証制度があり、認証制度には「部活動の地域展開タイプ」があります。

日本スポーツ協会の審査により、運営団体を担う組織としての資質を確認することができます。

スポーツ庁の認定制度では、認証を受けた法人格を有する総合型地域スポーツクラブが運営団体となることも想定されています。

➔ p.13～17 「地域クラブ活動に関する認定制度」

➔ 日本スポーツ協会「総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度」

CASE STUDY

行政が直接運営 富山県黒部市

運営団体 | 黒部市教育委員会

- ◆ 黒部市教育委員会を運営主体として、地方公共団体が直接地域クラブ活動を運営している

地方公共団体と一般社団法人が協定 千葉県柏市

運営団体 | 一般社団法人柏スポーツ文化推進協会（KSCA）

- ◆ 学校と地域が一体となり未来を担う子供たちの成長を支えていくことを目指し、一般社団法人が総合窓口となり行政協働で地域クラブ活動を運営している

運営団体をスポーツ団体等へ委託 長崎県長与町

運営団体 | 特定非営利活動法人 総合型SC長与スポーツクラブ

- ◆ 総合型地域スポーツクラブである「長与スポーツクラブ」が主体となり、地域クラブ活動を運営している

地方公共団体が運営団体を設立 静岡県裾野市

運営団体 | 特定非営利活動法人 アクティブすその

- ◆ 運営団体として特定非営利活動法人を立ち上げ、教育委員会と連携しながら、コーディネーターが中核となり、地域クラブ活動を運営している

ACTION

運営業務を整理する

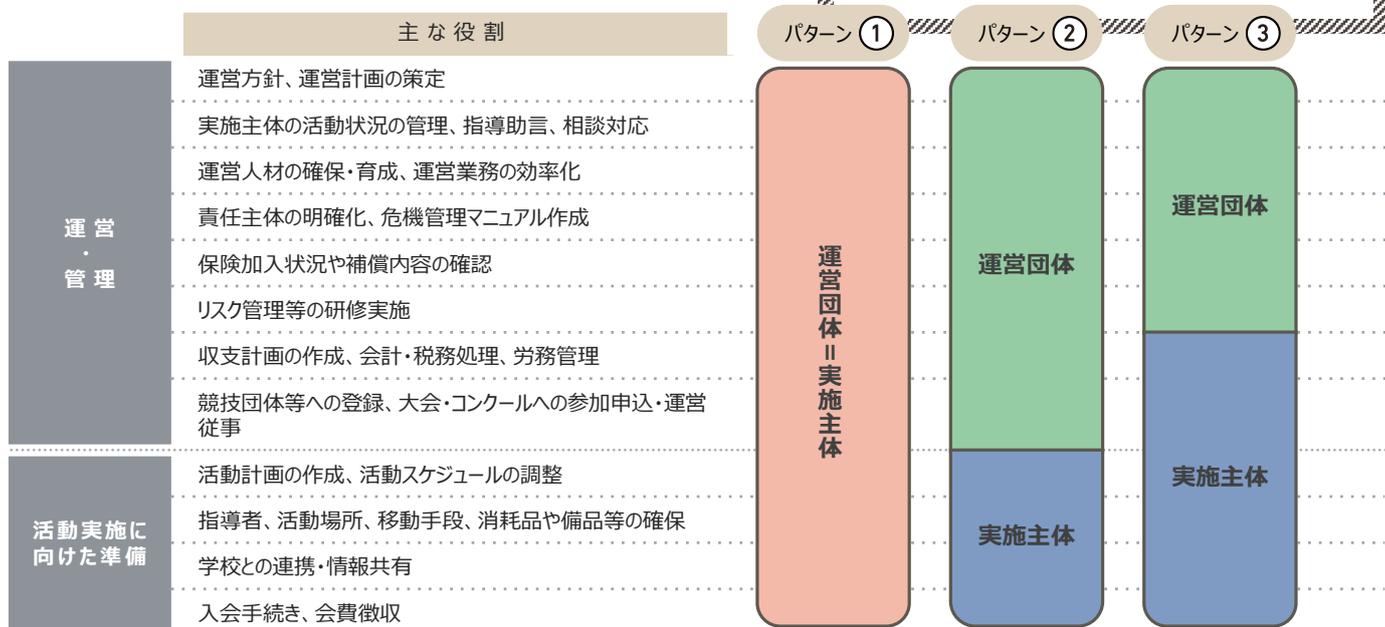
地域クラブ活動の運営が円滑に行われるように運営業務を整理しましょう。



- 地域クラブ活動に関わるステークホルダー（行政、学校、指導者、実施主体等）との業務分担、役割の整理を行います。業務を効率化していくために、活動に併せて配置を最適化することが重要です。

- ➔ p.78 STEP検証・改善「活動に合わせて指導者の配置を最適化する」
➔ p.79 STEP検証・改善「運営に合わせて業務を効率化する」

地域クラブ活動において想定される業務と役割（例）



➔ 国のガイドライン 別冊資料② 部活動の地域展開等に関する参考資料 P.8「地域クラブ活動の「運営団体」と「実施主体」の役割分担」

ACTION

研修機会を確保・充実する

運営団体のスタッフが適切に業務を行うことができるように研修等の機会を確保・充実しましょう。



- 研修会への参加促進や先進事例の視察実施、専門家からの助言・指導（会計・税務処理、労務管理、個人情報の取扱い、組織ガバナンス、リスク管理等）等を積極的に行うことが重要です。

stakeholder



公認マネジメント資格制度



日本スポーツ協会では、総合型地域スポーツクラブ等で、クラブの経営資源を有効に活用する等、健全なマネジメントを行うための資格制度として、「クラブマネジャー」や「アシスタントマネジャー」を育成しています。



運営計画を策定する

地域クラブ活動を運営する上で重要な理念やビジョン、運営方針を作成することや、具体的な年間運営計画の立案、規約の作成等を行います。地域クラブ活動の根幹となるアクションですので、地方公共団体や運営団体、実施主体、学校、指導者、保護者等の様々なステークホルダーの意見等を踏まえて策定しましょう。

ACTION

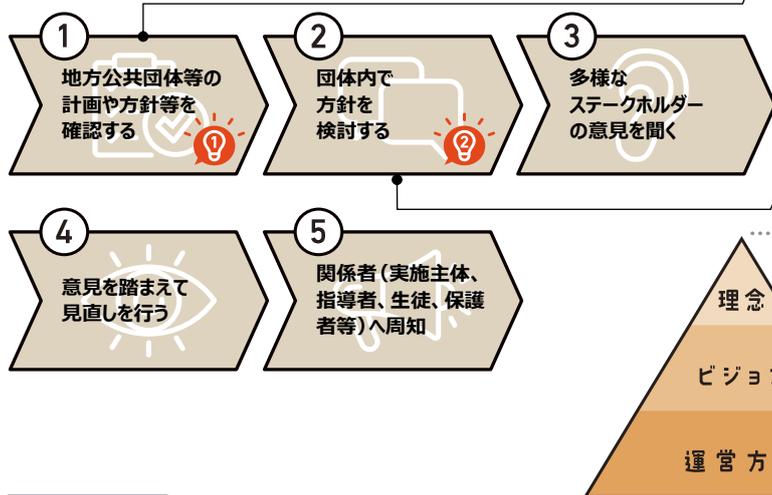
運営の理念や方針等を作成する

地方公共団体等の計画や方針、関係者の意見を踏まえて、地域クラブ活動の運営方針を策定しましょう。



➤ 策定後は関係者に周知しましょう。地域クラブ活動の運営方針を関係者全員で共通理解することで、運営の目的や方向性のぶれを防ぎ、円滑な協力体制が築くことができます。また、トラブルの予防や迅速な意思決定にもつながり、長く安定して活動を続けられるようになります。

運営方針の作成フロー（例）



stakeholder

地方公共団体

運営団体

実施主体

学校

指導者

関連する計画等の例



市区町村等

- 地方公共団体の総合計画
- 教育大綱、教育振興基本計画
- スポーツ推進計画
- 部活動の地域展開の推進計画 等



中学校

- 学校教育目標、重点教育目標
- 部活動の方針 等

運営方針の検討のヒント

まずは団体としての「理念」を整理し、次に「理念」を実現するために目指す姿や目標を「ビジョン」として設定しましょう。そして、理念やビジョンを踏まえた、具体的な行動指針となる「運営方針」を検討してみましょう。

地域クラブ活動を実施する目的や狙いは何か？

例) 生涯にわたってスポーツを親しむ人づくり

理想の地域クラブ活動とはどのような姿か？

例) 子ども大人も笑顔があふれる活動

実現のためにどのような運営を心掛けるか？

例) 安全・安心な活動環境の構築
感動があふれる地域クラブ活動

CASE STUDY

岐阜県羽島市

取組内容 運営団体における理念の設定

「一般社団法人スポーツクラブ840」における理念の内容（抜粋）

- ◆ 豊かな地域コミュニティの創造
- ◆ いつでも、どこでも、だれでも、いつまでもスポーツ・文化芸術を楽しむことができる社会の実現
- ◆ 活力ある児童・生徒の育成
- ◆ 羽島市民の健康の保持増進

スポーツと文化活動で充実した日々を
羽島市民の皆さまが豊かで健康な毎日を過ごせるように、いつでもスポーツができる環境を提供しています。

岐阜県羽島市の「部活動の地域展開」

羽島市では、少子化が進んだ未来でも、市内全ての子供たちに十分な選択肢を用意するため、3つの総合型地域スポーツクラブ「はしまモアスポーツクラブ」「はしまなごみスポーツクラブ」「はしま南部スポーツ村」の連携強化を推進し、令和6年10月、3団体が連携した上位組織「スポーツクラブ840」を設立しました。令和7年4月からは、この「スポーツクラブ840」が市内全ての地域クラブ活動を包括的に運営し、豊かな地域スポーツ環境の創造を目指しています。

基本情報（令和7年7月）

- ◆ 人口 66,228人
- ◆ 公立中学校数 5校
- ◆ 公立中学校生徒数 1,766人
- ◆ 部活動数 47部活

ACTION

運営団体の規約を作成する

共通のルール設定や判断基準の明確化等のため、運営団体の規約を作成しましょう。



- POINT > 市区町村等の認定制度を踏まえて、規約の内容を設定することが重要です。

規約に盛り込むべき項目



目的	団体の目的
役員	役員（代表、副代表、会計、監事）の選任・解任に関すること
総会	総会の運営等団体の意思決定に関すること
入退会	会員の入退会、参加費等に関すること
予算決算	予算・決算の審議・承認に関すること

stakeholder



規約でトラブルの未然防止



共通のルールを設定することにより、運営団体も参加者も判断基準が明確になります。

また、入退会や参加費の取扱い等に関する参加者とのトラブルを予防することにもつながります。

⑥適切な運営体制の確保



左の内容を含む規約等を作成・公表しましょう。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営を行います。

また、営利を主たる目的とせずに運営することを確認してください。

原則、代表、副代表、会計及び監事は、互いに兼ねることはできません。

地域の実情等により役員を確保することが困難な場合等の例外的な場合にも、監事は代表、副代表、会計を兼ねることはできません。

→ p.13~17 「地域クラブ活動に関する認定制度」

stakeholder



ACTION

年間運営計画を作成する

生徒や保護者が地域クラブ活動へ参加しやすいよう、年間運営計画は、地域や学校等における行事やイベント等を踏まえて計画しましょう。



- POINT > 地域クラブ活動の実施に係る計画のみではなく、運営に係る取組（運営方針の説明や指導者の育成等）を含めた計画を整理しましょう。

年間計画の例

4月	体験入会、保護者説明会開催、指導者研修①、年間計画の公表
5月	入会手続き、競技団体等への登録、総会開催
6月	大会参加申込、指導者研修②
7月	指導者研修③
8月	運営スタッフ研修
9月	関係者との定例会議①
10月	募集パンフレットの作成、年間計画の見直し
11月	中学校新入生説明会でのオリエンテーション
12月	次年度の計画案や予算案の作成
1月	参加者（生徒、保護者）・指導者アンケート実施、関係者との定例会議②
2月	指導者継続希望調査、体験イベント開催
3月	指導者配置調整、会場調整、会計報告

→ p.62 STEP実行「収支計画を立てる」

Q 運営団体と学校はどのような情報を共有する必要がありますか？



A 平日の部活動の入部タイミングや休日の学校行事は必ず確認しましょう。

学校によっては休日に行事等が行われます。体験会や説明会、大会等の開催日を調整しましょう。

また、関係のスポーツ団体から大会等の情報を提供いただき大会参加申込や登録等の手続きも忘れずに行いましょう。



自治体・学校

- 年間教育計画
※部活動仮入部期間や新入生説明会等

教育計画の共有 ↑↓ 年間計画の公開



運営団体

地域クラブ活動の年間計画

年間計画の公開 ↑↓ 関係情報の共有



スポーツ団体

- 選手登録のタイミング
- 競技団体主催大会スケジュール 等

小学生への丁寧な説明



新入生説明会は新中学1年生やその保護者に地域クラブ活動の魅力伝えるチャンスです。

平日は学校部活動として活動している場合は、説明会の中で平日の部活動と共に休日の地域クラブ活動を紹介する時間を確保する等、中学校と連携しましょう。

→ p.66 STEP実行「関係者に周知する」

→ p.67 STEP実行「体験会やイベント等を実施する」

活動計画を策定する

具体的な活動を実施するために、活動計画を作成していきます。運営計画と連動することはもちろんですが、地域の推進計画を確認しながら、連動性を意識することが重要です。また、年間での活動を見越し、具体的な計画をわかりやすく整理・周知していきましょう。

ACTION

活動計画を作成する

子供のニーズも踏まえた活動を実施するために、活動目的や理念、指導方針等を整理し、活動計画を作成しましょう。



- 国や市区町村等のガイドラインや運営団体、指導者の意見等も踏まえ、活動目的や理念、指導方針を検討し、子供や保護者が理解しやすい計画を作成することが重要です。スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>にも準拠することを意識しましょう。

活動計画の内容（例）

活動の目的・理念

活動環境の整備や子供たちへの教育等、地域クラブ活動を通じて目指す方向性や目的等を記載しましょう。

指導方針

子供たちがスポーツを楽しむことを優先する等、地域クラブ活動における指導者の心構え等を記載しましょう。

大会参加方針

大会への参加有無や参加する場合に想定されている大会等を記載しましょう。

その他、生徒や保護者に大切にほしいこと

地域クラブ活動に参加する際の留意点や方針等と合致しないと感じた際に起こしてほしいアクション（例：相談窓口への連絡）等を記載しましょう。

活動計画を作成する際の留意点（例）

子供の自主的・主体的な活動の確保

面談やミーティング等を通じ、子供たちの意思を確認し、共通理解に基づいた目標を設定する等、子供たちの自主的・主体的な活動となることを意識しましょう。

学校との連携

効果的・効率的な活動となるよう、内容を精査するとともに、生徒たちの日常的な学習や学校行事との兼ね合いを考慮し、積極的に学校と連携を図りましょう。

➔ p.49 STEP準備「学校等との連携体制を構築する」

ガイドライン等の方針との整合

都道府県や市区町村等では、域内で地域クラブ活動を推進するための方針を示しているケースが多いです。また、国においても、ガイドラインにおいて、地域クラブ活動に関する認定制度の認定要件を公表しています。これらの情報を活用しながら、より良い活動計画を策定しましょう。

stakeholder

地方
公共団体

運営
団体

実施
主体

学校

指導者



Q スポーツ団体ガバナンスコードとは何ですか？

A スポーツ団体が適切な組織運営を行うための原則・規範を示しています。

スポーツの価値を毀損しかねない不祥事の発生を防ぎ、また、スポーツの価値を一層高めていくため、スポーツの普及・振興の重要な担い手となっているスポーツ団体の適性なガバナンスを確保することは必要不可欠です。

スポーツ団体の適切な組織運営を行うための原則・規範が示されている資料として、中央競技団体（NF）向け及び一般スポーツ団体向けのガバナンスコードがあります。

地域クラブ活動における運営団体や実施主体に適用されるのは、「スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>」となります。

➔ スポーツ庁「スポーツ団体ガバナンスコード」

① 生徒の豊かで幅広い活動機会の保障 認

競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力を育てることを目指した生徒の自主的・主体的な参加による活動とすることが必要です。

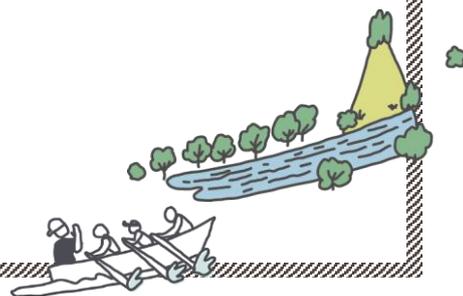
➔ p.13～17 「地域クラブ活動に関する認定制度」

② 適切な活動時間や休養日の設定 認

生徒の心身の成長に配慮し健康に生活を送ることができるよう、以下の点に留意することが必要です。

- 週2日以上休養日を設定し、活動時間は、平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること
- できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること

➔ p.13～17 「地域クラブ活動に関する認定制度」



ACTION

年間スケジュールを作成する

参加者が1年間の活動を見通すことができるように、各月の主な活動を一覧化しましょう。



- 生徒のニーズを踏まえ、また、過度な負担とならないように大会参加やイベント等の実施を計画することが大切です。

年間スケジュールの例

4月	新入会員募集、年間計画の説明会、競技団体への年度登録、保険加入手続き、活動の開始 等
5月	親子ミーティング、春季大会申込、熱中症ガイドンス 等
6月	春季大会参加 等
7月	練習試合、夏季大会申込、地域主催の交流イベント 等
8月	夏季大会参加、夏季休暇 等
9月	秋季大会申込、次年度の要望アンケート 等
10月	秋季大会参加、文化祭、メディカルチェック 等
11月	他クラブとの合同練習 等
12月	クリスマス・納会イベント、冬期休暇 等
1月	新年初練習イベント、次年度大会登録の検討 等
2月	次年度の意向調査、新メンバー募集 等
3月	活動の振り返り（親子ミーティング） 等

ACTION

関係者へ周知する

生徒や保護者への周知や関係者との連携のため、年間の活動計画や毎月の活動計画を公表しましょう。



- 地域クラブ活動の参加者である中学生と保護者だけでなく、参加を希望する小学生や関係学校、関係スポーツ団体も確認できるようにホームページ等を用いて公開することが大切です。

➔ p.66 STEP実行「関係者に周知する」



stakeholder



月の活動計画は早めに公開



複数の活動に参加する生徒がいること等も踏まえ、月の活動計画は可能な限り早めに公開しましょう。

適切な休養日の設定



大会等が続く場合は振替の休養日を設けることで生徒のスポーツ障害を防ぐことにつながります。過当たりの活動時間を踏まえて調整しましょう。

指導者の資格取得は計画的に



大会によっては、引率する指導者の資格所持を求められる場合があります。

大会要項や指導者資格取得に必要な期間、講習会の情報等を早めに確認する等、計画的に準備しましょう。



stakeholder



②適切な活動時間や休養日の設定



年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表する必要があります。

➔ p.13~17 「地域クラブ活動に関する認定制度」

関係者との連携体制を構築する

行政、学校、運営団体、実施主体等の関係者と連携体制を築くためには、様々な調整が必要です。関係者同士で責任の所在を丁寧に整理し、明確化していくことが大切です。その上で、互いに協力し合える体制を整えていきましょう。

ACTION

関係者間で責任の所在を明確にする

地域クラブ活動は学校管理下の教育活動ではありません。地域クラブ活動の運営団体・実施主体が活動で発生する事故やトラブル等に責任を持って対応するために責任の所在を明確にしましょう。



- 市区町村等や運営団体、実施主体、学校等との間で、事故や指導者等の不適切行為が発生した場合の責任の所在を明確にした上で、適切な対応を行うことが必要です。
- 責任の所在を明確にすべき事柄として、施設の管理（鍵の管理含む）、備品・用具の破損等、AEDの取り扱い、トラブル・怪我発生時等が挙げられます。

責任の所在の明確化が必要と考えられる事項（例）

- ✓ 運営団体・実施主体が負う責任の明確化
- ✓ 学校と地域クラブ活動の「責任主体」の区別
- ✓ 指導者の任用・管理における責任
- ✓ 地域展開の推進における行政の責任
- ✓ 運営体制や勤務形態に応じた諸制度の扱いの明確化 等

責任の所在に係る一例

			(1) 地域クラブ活動の運営上の瑕疵に起因する事故等			(2) 活動場所（市区町村立中学校）の施設・設備の瑕疵に起因する事故等
			①団体の瑕疵に起因	②指導者の瑕疵に起因	③生徒の瑕疵に起因	
地域クラブ活動	運営主体	市区町村	市区町村 【国家賠償法1条】	<ul style="list-style-type: none"> ・市区町村 ・指導者（故意又は重過失の場合には市区町村から求償） 【国家賠償法1条】 	生徒（保護者） 【民間保険】 ※スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」等	市区町村 【国家賠償法2条】
		市区町村以外の団体	団体 【民間保険】 ※スポーツ安全協会の「スポーツ・文化法人責任保険」（法人対象）等	指導者（団体に雇用されている場合は団体も使用者責任を負う） 【民間保険】 ※スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」等	生徒（保護者） 【民間保険】 ※スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」等	
(参考) 学校部活動			市区町村 【国家賠償法1条】 ※災害共済給付において免責特約（災害共済給付の額の限度において設置者の賠償責任を免れさせる特約）を付することが可能	<ul style="list-style-type: none"> ・市区町村 ・指導者（故意又は重過失の場合には市区町村から求償） 【国家賠償法1条】 ※同左 	生徒（保護者） 【民間保険】 ※災害共済給付では賠償責任保険は対象外。学校管理下の活動であり、「スポーツ安全保険」の対象外	

※【】は賠償制度・保険の取扱い

出典 | 国のガイドライン 別冊資料2を基に作成

stakeholder



⑤適切な安全確保の体制の確保

市区町村等、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化します。

➔ p.13～17 「地域クラブ活動に関する認定制度」

責任の所在は参加者・保護者からみても分かりやすく

参加者や保護者からの視点では、平日の部活動と休日の地域クラブ活動の違いが分かりづらく、どこに（誰に）相談すれば良いか不明瞭といった声が挙がるケースもあります。

また、部活動と地域クラブ活動では、保険の取扱いも異なりますので、怪我等が発生した際の手続きを保護者に理解してもらうことも重要です。

事故やトラブル等の対応フローのみではなく、連絡先（窓口）等をしっかりと公表しましょう。

運営側の関係者間のみならず、参加者側への配慮も忘れずに丁寧な周知を行うことが必要です。

施設管理者との連携

施設（鍵の管理を含む）や備品・用具（AEDを含む）については、施設管理者と連携の上、管理責任を明確にしておくことが大切です。万が一、破損等が起きた場合の対応も整理しておきましょう。

ACTION

学校等との連携体制を構築する

地域展開をした場合にも、学校は地域の一部として関わりを持つことになります。
地域クラブ活動において、学校との適切な連携体制を構築しましょう。



➤ 地域クラブ活動時に事故や不適切行為等が発生した場合、生徒や保護者が在籍する中学校等とも適切に連携しながら、迅速かつ丁寧に事後対応を行うとともに、再発防止に向けて事案の分析や防止対策の強化等を行うことが大切です。

- ➔ p.51 STEP準備「ガイドラインやマニュアルを整備する」
- ➔ p.53 STEP準備「相談窓口の設置・対応方法を整理する」

連携を促進するための方法（例）

情報提供

地域クラブ活動への参加促進等のため、小学校や中学校等において、以下のような協力が考えられます。

- 地域クラブ活動の募集案内や体験会案内等を配布
- 地域クラブ活動での成果等を表彰 等

連絡調整

学校施設の活用や希望する教師の兼職兼業、地域クラブ活動と指導者のマッチング等のため、以下のような連携・調整が考えられます。

- 学校の年間教育計画やテスト、休日に開催される学校行事等のスケジュールを運営団体と共有する
- 地域クラブ活動の従事実績を学校長へ共有する

担当配置

運営団体・実施主体・学校間での連携を円滑に推進するため、平日の部活動と休日の地域クラブ活動の連携等を図る際の窓口となる担当者の配置が考えられます。
また、活動方針・活動状況等の共有に当たっては、ICTの活用や既存の協議会等を活用する等、学校の負担軽減に留意が必要です。

CASE STUDY

埼玉県白岡市

取組内容 休日の地域クラブ活動における学校との連携

休日の地域クラブ活動への教師の参画

- ◆ 市内校長会や休日の地域クラブ活動に関心を持つ小・中学校教師へ説明を実施
- ◆ 小・中学校の指導を希望する教師は、兼職兼業手続きを行い、地域人材として休日の活動にも指導者として参加

平日の部活動へ地域クラブ活動指導者の派遣を実証

- ◆ 白岡市中学校の女子バレーボール部を対象に、地域クラブ指導者の派遣を数回行う実証を実施



埼玉県白岡市の「部活動の地域展開」

白岡市は、令和3年度から休日の部活動の地域展開に取り組み始め、段階的な取組を進めています。令和4年度からは、平日の部活動は教師、休日の地域クラブ活動は地域の指導者が指導する体制を一部の中学校で先行して導入しました。令和6年11月からは休日活動している全ての部活動の地域展開を完了しており、最終的には令和10年度までに平日も含めた部活動の地域展開を完了することを目指しています。

stakeholder

地方
公共団体運営
団体実施
主体

学校

指導者

⑦ 学校等との適切な連携



学校等との連携にあたり、以下の点に留意が必要です。

- 地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等を生徒の在籍する中学校等と共有すること
- 生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること
- 市区町村等が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと
- 活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教師等による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、市区町村等や学校との必要な連絡調整を行うこと

➔ p.13～17 「地域クラブ活動に関する認定制度」



Q 休日の地域クラブ活動と平日の部活動はどのように連携するの？

A 活動計画の共有から活動方針の相互理解等様々な方法があります。

生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理することが重要です。

また、市区町村等が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うことも必要です。

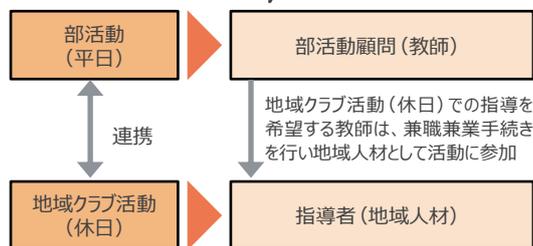
希望する教師の兼職兼業



学校の教師等が希望に応じて地域クラブ活動の指導者等として活動することができるよう、「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」（令和5年1月文部科学省）や国が示す規定等のひな型等を参照しながら、規定の整備等を行うことが必要です。

➔ 国のガイドライン p.32 「VI 関連する制度の在り方」

部活動（平日）・地域クラブ活動（休日）の実施体制イメージ図



出典 | スポーツ庁「令和6年度 地域スポーツクラブ活動体制整備事業成果報告書（埼玉県白岡市）」を基に作成



基本情報（令和6年度）

- ◆ 人口 52,403人
- ◆ 公立中学校数 4校
- ◆ 公立中学校生徒数 1,243人
- ◆ 部活動数 50部活

安全管理体制やルールを整備する

安全・安心なスポーツ活動には、安全管理体制やルールの整備が欠かせません。安全管理体制を明確化し、リスクマネジメントについて考えることに加え、子供の安全・安心な活動環境の確保に向けて、事故や暴言・暴力等の不適切行為やいじめ防止の対策をしましょう。

ACTION

リスクを整理する

子供たちの安全・安心な活動環境を整備するために、事前に想定されるリスクを、運営・活動双方の面から想定しましょう。



- 地域クラブ活動を持続的に実施し、信頼を維持するためには「リスクマネジメント」は必要不可欠です。
- 地域クラブ活動時の事故や怪我だけでなく、組織運営や情報管理に関するリスクもあります。想定されるリスクを把握し、予防策を準備しておくことが重要です。

地域スポーツクラブ活動のリスク（例）

活動時のリスク	事故、怪我、熱中症、落雷、自然災害 等
施設・用具管理時のリスク	備品・用具破損、転倒・落下、床板剥離、盗難 等
人・組織のリスク	指導者の暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、不適切な経理処理 等
情報のリスク	個人情報漏洩 等
活動環境のリスク	騒音、夜間照明、近隣への迷惑行為 等
経営面のリスク	参加費収入の減少、参加費未納 等

ACTION

参加者等に対し 保険への加入を徹底する

生徒及び指導人材に対し、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険への加入を徹底しましょう。



- 地域クラブ活動への参加同時にクラブが責任を持って保険に加入させる等、参加者と指導人材の適切な保険への加入を確認することが重要です。

例) スポーツ安全保険の概要

加入対象	スポーツ活動、文化活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、地域活動等を行う4名以上のアマチュアの団体・グループが加入可能
補償対象	日本国内での以下の事故が補償対象 ・団体での活動中（団体の管理下における団体活動中の事故） ・往復中：団体が指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の経路往復中の事故
補償期間	加入する年度の3月31日午後12時まで

出典 | 公益財団法人スポーツ安全協会「スポーツ安全保険（加入区分け、掛け金、補償額）」を基に作成

stakeholder



運動・スポーツ中の安全確保対策の 評価・改善のためのガイドライン



全ての運動・スポーツ活動に共通して必要となる取組として、関係者の立場に応じたガイドラインをとりまとめています。

➔ スポーツ庁「運動・スポーツ中の安全確保対策の評価・改善のためのガイドライン（試行版）」

リスクマネジメント



あらかじめ起こり得る危険や問題を見つけ、被害をできる限り小さくするための取組を表します。

➔ 公益財団法人日本スポーツ協会「スポーツリスクマネジメントの実践」

⑤適切な安全確保体制の確保



生徒の安全・安心な活動を担保するために、以下の点に留意することが必要です。

- 生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮の上、適切な指導内容や活動時間、休憩時間、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること
- 市区町村等、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化していること

➔ p.13～17 「地域クラブ活動に関する認定制度」

stakeholder



⑤適切な安全確保体制の確保



参加者及び指導人材が、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入していることが必要です。

➔ p.13～17 「地域クラブ活動に関する認定制度」



ACTION

ガイドラインやマニュアルを整備する

参加者の安全・安心な活動環境を確保するために、地域クラブ活動の基本方針や安全管理体制、関係者の役割分担等を整理しましょう。



- 地域クラブ活動を実施する場所や環境に応じて、基本となる指針や緊急時の対応フローが示されていることが必要です。
- 地方公共団体の方針等も確認しながらガイドラインやマニュアルを整備するとともに、実施主体、学校、指導人材等の関係者への周知を徹底しましょう。

ガイドラインやマニュアルに含めるべき事項（例）



基本方針	地域クラブ活動に関わる人全員が共通で持ってほしい考え方を示す
関係者の役割	地域クラブ活動の代表者や安全管理責任者、指導人材、保護者等、子供の活動に関わる人材が担う役割を明確に示す
緊急連絡体制等	連絡網を整備するとともに、誰が119番通報するか明示する。加えて、AEDの場所や避難経路も示す
緊急時対応 災害時対応フロー	命に係わる緊急事態、怪我・事故、体調不良等、それぞれの状況に合わせて適切な対応ができるよう複数の状況を示す。また、地震や雷・豪雨等への対応も示す
教育や研修計画	地域クラブ活動に関わる人材に対し、マニュアルを共有するタイミングや方法を示す



- 事故等の発生時に備えて、緊急連絡のフローを整備し、迅速な対応ができる体制を整えることが重要です。

緊急時の対応フロー（例）



事故発生時の対応フロー（EAP: Emergency Action Plan）（例）



- ➔ p.48 STEP準備「関係者間で責任の所在を明確にする」
- ➔ p.80 STEP検証・改善「ヒヤリハットや事故事例を整理する」

stakeholder

地方
公共団体運営
団体実施
主体

学校

指導者

持つべき5つの観点



ガイドラインやマニュアルを整備する際には、以下の5点を重要視しましょう。

- ① 命を守るため
- ② 対応を標準化し、混乱を防ぐため
- ③ 法的リスクから指導者や団体を守るため
- ④ 安全意識を統一するため
- ⑤ 事故を未然に防ぐため

厳しい指導と許されない指導の区別



平成25年5月に文部科学省が示した「運動部活動での指導のガイドライン」では、肉体的・精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導をしっかりと区別する重要性が示されています。

体罰や人間性、人格の尊厳を損ねたり、否定するような発言・行為は決して許されるものではなく、厳しい指導として正当化して良い事項ではありません。

子供の指導に携わる関係者は全員が、これらの行為は「決して許されないものである」との認識を持ち、許されない指導が行われないような取組を推進しましょう。

保護者や学校との連携



国のガイドラインでは、「地方公共団体や地域クラブ活動の運営団体・実施主体等との間で、事故等や不適切行為が発生した場合の責任の所在を明確化した上で、発生時には、保護者や生徒が在籍する中学校等とも適切に連携しながら、迅速かつ丁寧に事後対応を行うとともに、再発防止に向けて事案の分析や防止対策の強化等を行うことが重要。」であることが示されています。

➔ 国のガイドライン p.19「Ⅲ 地域展開の円滑な推進に当たっての対応」

適切な安全確保体制の確保



市区町村等、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化しましょう。

また、保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行いましょう。

➔ p.13～17 「地域クラブ活動に関する認定制度」



ACTION

必要なサポート体制を整理する

安全・安心な活動を実施するために、指導人材の配置方針や人員の役割を整理しましょう。



- 指導者を複数名配置することや、見守りスタッフやボランティア等の支援人材を適切に配置することが重要です。
- レクリエーション志向の地域クラブ活動の場合は、必ずしも専門的な技術指導ができる人材が必要でない場合も考えられます。指導者が配置できない場合は、安全管理を中心に行う見守りスタッフ等、多様な人材によるサポートを検討しましょう。

体制のイメージ



stakeholder

地方
公共団体運営
団体実施
主体

学校

指導者

Q

指導者一人で活動を実施してはいけ
ない？

A

適切な指導の実施体制として、複数の指
導人材が携わる体制づくりが推奨されてい
ます

国のガイドラインでは、「持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故防止や暴力・暴言等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が活動に携わること」また、「複数の指導人材が携わることが難しい場合は、市町村等の職員・コーディネーターや運営団体の職員等による地域クラブ活動の実施主体への巡回指導を適切に実施すること等により、事故防止や暴力・暴言等の不適切な行為の防止を図ること」も地域クラブ活動の認定要件として示されています。

➔ 国のガイドライン p.21「Ⅲ 地域展開の円滑な推進に当たった対応」

➔ p.13~17 「地域クラブ活動に関する認定制度」

Q

見守りスタッフとは何ですか？

A

主に生徒の活動の安全管理を担うスタッ
フを指します。

技術指導ができる指導者が配置できない場合でも、見守りスタッフを配置することで安全な実施体制を構築できます。

➔ スポーツ庁「令和6年度地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業 事例集（熊本県和水町）」

CASE
STUDY

熊本県和水町

取組内容

指導者を支える
見守りスタッフの配置

取組の概要

- ◆ 地域クラブ活動の指導者が1名の場合、見守りスタッフを配置する方針を決定
- ◆ 見守りスタッフは、地域クラブ活動ごとに最大2名配置
- ◆ 保護者説明会や保護者会総会にて見守りスタッフ制度の意義を伝え、保護者への協力を依頼
- ◆ 見守りスタッフのローテーションを保護者会で管理し、継続的な協力体制を維持



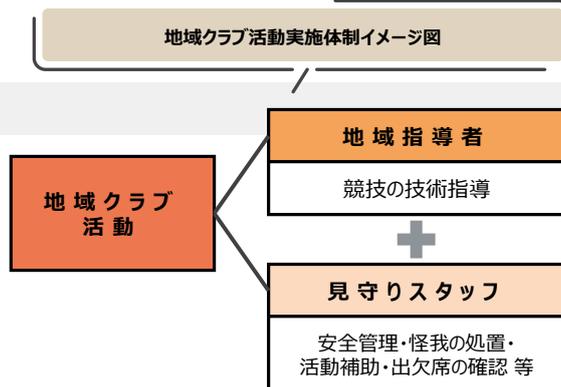
熊本県和水町の「部活動の地域展開」

熊本県和水町では、地域クラブ活動の指導者の数が十分ではないという課題があり、複数体制による活動が困難な状況でした。そこで、より安全で安心な指導体制とするため、保護者を主体とした「見守りスタッフ」制度を導入し、地域指導者や保護者を含めた地域総ぐるみで子供たちの活動を支える仕組みを構築しを進めています。



基本情報（令和6年度）

- ◆ 人口 8,996人
- ◆ 公立中学校数 2校
- ◆ 公立中学校生徒数 195人
- ◆ 部活動数 9部活



※ 指導者が2人以上配置できる場合は見守りスタッフを配置しない

出典 | スポーツ庁「令和6年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業成果報告書（熊本県和水町）」を基に作成

ACTION

相談窓口の設置・
対応方法を整理する

トラブル等の発生に備え、地域クラブ活動の相談窓口を設置するとともに相談時の対応方法を整理しましょう。



生徒や保護者等が相談しやすい窓口の設置や巡回等の支援、そして迅速かつ適切な対応方法を整理することが重要です。

相談窓口の種類 (例)

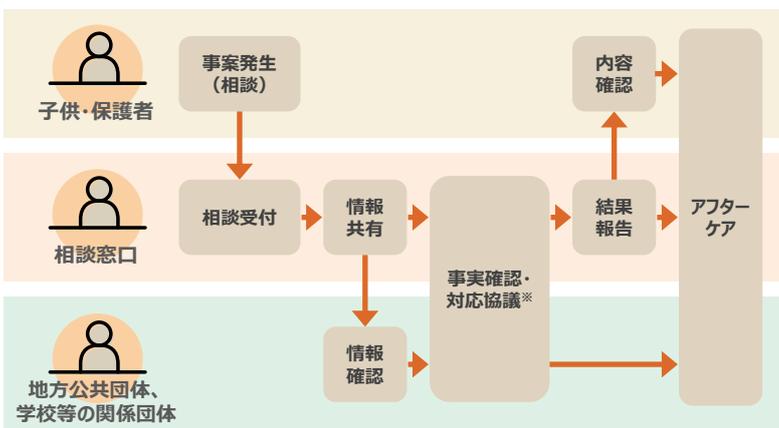


指導人材や団体において、トラブルや暴力・暴言・ハラスメント等の不適切な行為があった場合の相談窓口



地域クラブ活動を円滑に進めるため、関係者や指導人材への支援体制の一環として、運営や調整、指導等を担う相談窓口

対応フロー (例)

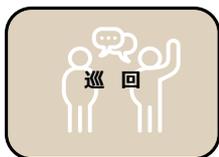


※ 必要に応じて、カウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察、弁護士等への相談や臨時での協議会開催を検討することが必要です

相談窓口の設置と並行して実施することが望ましい事項 (例)



対応者によって対応が異なることがないよう、よくある相談等について、FAQを作成し、広く関係者に共有



地域クラブ活動現場の状況把握のため、コーディネーターや運営団体のスタッフ等が巡回・支援を行う体制づくり



相談の受付である「プル型(受動的)」と巡回や情報発信による「プッシュ型(能動的)」を組み合わせる取組を実施

stakeholder



外部の相談窓口の活用



設置した相談窓口だけでなく、中央統括組織・中央競技団体等が開設している相談・通報窓口を周知し、活用することも考えられます。

- 地域のスポーツ少年団や総合型クラブの窓口
日本スポーツ協会、各競技団体
- 中学校の部活動の窓口
日本中学校体育連盟、各競技団体 等
- 活動の種別を問わず、人権侵害、困りごとを相談できる窓口
法務省(人権相談窓口)、文部科学省(24時間子供SOSダイヤル)

→ 公益財団法人日本スポーツ協会「NO! スポハラ」

相談の実態



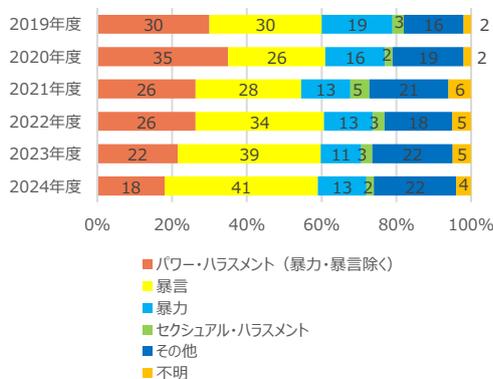
日本スポーツ協会が設置する「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」においては、平成25年の設置以降、令和6年度に過去最多を更新しています。



出典 | 公益財団法人日本スポーツ協会「暴力根絶に向けた取り組み」を基に作成

近年は「暴言」や「ハラスメント」に関する相談も多く寄せられています。

年度別相談内容内訳 (令和6年度末時点)



出典 | 公益財団法人日本スポーツ協会「暴力根絶に向けた取り組み」を基にデータを一部抜粋しグラフを作成

ACTION

施設・備品利用のルールを整備する

事故発生時にトラブルとならないよう、施設や備品等の利用ルールを決めておきましょう。



- 事故や備品破損時における責任の所在について、取扱規定や借用書等により明文化しておくことで、事故発生後の円滑な対応やトラブルの未然防止につながります。

➔ p.48 STEP準備「関係者間で責任所在を明確にする」

決めておくことが望ましいルール（例）

- ✓ 事故発生時の情報共有方法や連絡先
- ✓ 備品の確認ポイントや破損時の報告、修繕方法
- ✓ 消耗品の使用や補充
- ✓ 備品台帳（購入日、借用日、耐用年数等）の作成・記録方法
- ✓ 施設の入退出ルールや禁止事項（飲食等）
- ✓ 鍵の管理責任者や管理方法 等



- 学校施設を利用する場合は、送迎車両の駐車場所や最終退場時刻の設定、立入禁止場所等の利用ルールを定めます。
- 紛失や施錠忘れ等を防ぐために、鍵の管理方法を明確にしておくことが重要です。

➔ p.49 STEP準備「学校等との連携体制を確保する」

鍵の管理に関するポイント（例）



鍵の管理責任者の明確化	開錠後の鍵の管理責任者や最終使用者を明確にすることで、未施錠等のトラブル発生時にスムーズな対応が可能になります。
共有範囲の設定	設定した鍵の管理責任者以外に渡さない（いわゆる「又貸し」をしない）ことで鍵の紛失トラブルを防ぎます。やむを得ず、責任者以外が開錠しなければならない場合には、その旨を実施報告書に記載する等確実な記録が重要です。



- 地域クラブ活動が安定的に活動できるように、地方公共団体や学校が施設の優先予約の仕組みや使用料の減免制度を設けることも有効です。



stakeholder



ルール作成のフロー



関係者との丁寧な調整

- 一方的なルール設定ではなく、管理者・利用者の双方の視点を持ちながら、関係者と協議を重ねましょう。

関係者へ広く公表

- 管理者と地域クラブ活動関係者だけでなく、施設を使用する社会体育団体等へも共通理解を図りましょう。

ルールの見直し

- 一度定めたルールが完璧なものとは限りません。ルールの使いにくさ、不向き、関係者からの意見等を踏まえながら、使いやすいルールに見直していきましょう。

鍵の管理責任



学校の施設を使用する際、特に鍵の管理については細心の注意を払いましょう。例えば、以下のような行為はトラブルの原因となるため、禁止すべきです。

- 鍵の無断複製
- 鍵の又貸し
- 鍵を子供へ預ける 等

例えば、以下のような方法を採用することで鍵の管理が容易になります。

- ナンバーキー付のボックスを入口等に設置
- スマートロック・スマートキーボックスの活用

学校施設の稼働率向上



施設の予約システムを導入し、地域クラブ活動が利用していない時間帯を可視化することで、他の地域クラブ活動が利用したり、小学生や社会人のスポーツ団体等の社会体育団体等が利用したりすることが可能になり、学校体育施設の稼働率を向上させることも期待できます。

対話と共創で築く、新しいスポーツ環境



溢谷 健一

公益財団法人新潟県スポーツ協会スポーツ推進課長。広域スポーツセンターや総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、スポーツ施設協会を担当。スポーツ庁地域スポーツクラブ活動アドバイザーを務めている。

- 首長・行政の強いリーダーシップにより、早期かつ継続的な「対話」による相互理解と合意形成が不可欠です。
- 全ての当事者がポジティブなマインドで取り組み、主役である子供たちを含む地域全体にメリットをもたらす持続可能な地域スポーツ推進体制を「共創」していくことが重要です。

関係者が連携を図る際に立ちちはだかる「不」の障壁の解消

部活動の地域展開は、行政、学校、地域スポーツ団体といった異なる立場の関係者にとって、これまでにない大きなチャレンジでありチャンスです。しかし、新潟県内でも初期の段階では、「情報不足」「指導者不足」といった「不足」から「不安」が募り、相互の「不満」、さらには「不信感」に悪化する「不の連鎖」が散見されました。この「不の連鎖」は、相互理解と信頼構築なくして改革を前に進められないことを強く示唆しています。

公益財団法人新潟県スポーツ協会では、「地域スポーツ推進体制づくり支援活動」という事業にも取り組んでいます。

一例を紹介すると、教育長をはじめとする地方公共団体職員、中学校長や教師、スポーツ協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブの代表者等の主要なステークホルダーによる総合型地域スポーツクラブ主催の勉強会へ、県教育委員会担当者と私が講師として参加し、講演のあとは、車座になって「自分の町は運営団体・

実施主体のどのパターンに該当するのか」「スポーツ少年団はそのまま認定地域クラブ活動になれるのか」等について、全員で確認し合いました。

主催者からは「国や県の動向と照らし合わせて、町の現在地を知ることができた。」「関係者で事前に勉強会を設けて現状把握と事前質問を考え、当日、講師からのアドバイスを受けて理解が深まった。」

「自身の想いや悩み、疑問に感じていること等を共有することができた。」「今後どのように進めていくべきか、改めて確認する必要があることを参加者全体で共有できた。」といった報告があり、こういった積み重ねが「不」の障壁を解消し、スムーズに活動を展開していくことにつながると考えています。

全国どの地域においても、この課題を直視し、「不の連鎖を断ち切る」ことこそが、最も重要な第一歩だと認識しましょう。

「対話」を機能させる、行政のリーダーシップとスポーツ団体の主体性

全ての関係者にとっての共通の目標は、「将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図ること」です。

立場の違いから生まれる懸念や誤解を早期に払拭し、行動を具体化させるためには、「対話」が不可欠です。この「対話」を機能させるために、ぜひ首長・行政には改革の火を灯す強いリーダーシップの発揮をお願いします。私たちスポーツ関係者は、行政や学校現場が抱える課題を理解し、共に解決するパートナーです。

公益財団法人新潟県スポーツ協会では、県教育委員会等と連携して「運営団体ミーティング」を開催し、市町村行政・スポーツ団体等の関係者が一堂に会して情報や課題・成果を共有する機会を

設け、地域における「対話」を促進するきっかけづくりにも取り組んでいます。

地方公共団体とスポーツ団体が、それぞれの役割を明確に担うことで、初めて連携は力強く機能し始めます。



「千載一遇のチャンス」をつかみ、オールウィンの未来を「共創」する

「対話」を通じて連携が確立されれば、その先には「オールウィン (All Win)」の未来が待っています。

この改革で、スポーツ指導者の数の増加や質の向上等が加速化し、その結果、子供たちはもちろんのこと、全ての世代にとってのスポーツ環境がよりよいものとなります。

新潟県内では、市町村スポーツ協会が広域連携で指導者の確保や質の向上を図り、これを機に、地域スポーツを推進する新たなプラットフォームを創ろうという前向きな動きも生まれています。

また、競技団体にとっては、「選ばれる競技団体」となり、愛好者を増やす絶好の機会です。

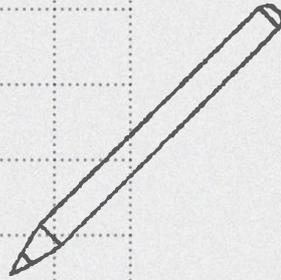
関与した人が負担感ではなく達成感を味わえるような仕組み、仕掛けづくりを模索し、持続可能な地域スポーツ推進体制を構築する絶好のチャンスを活かして、各主体が連携し、それぞれにとってのメリットを見つけ出し、「共創」することに前向きに取り組んでいきましょう。



STEP 3

実行

地域クラブ活動
創設・運営における取組



地域クラブ活動を実施する段階

検討・策定された計画等に基づき、実際に地域クラブ活動を実施するステップです。具体的には、研修機会の確保や、参加費の決定、関係者への周知、運営団体・実施主体の支援の仕組みの検討等、計5つの内容を取り上げています。

指導者等を配置・育成する

技術指導にとどまらず、部活動の教育的意義等を継承・発展させた地域クラブ活動を実施するためには、指導者確保に関する指針や研修制度を整備することが大切です。適切な指導者の確保・育成におけるポイントを確認していきましょう。

Check List

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 人材確保に向けた指針・制度を整備する | <p>人材育成に取り組む際の留意点や、人材確保時のポイント等について解説しています。
→ 詳細は p.60 へ</p> |
| <input type="checkbox"/> 指導者等を配置する | <p>指導者等を配置する際の重要なポイントや、指導者等の配置に関する事例等について解説しています。
→ 詳細は p.61 へ</p> |
| <input type="checkbox"/> 研修機会を確保・充実する | <p>指導者等の資質向上を目指した研修機会を設ける上での留意点や、指導者研修のメニュー例等について解説しています。
→ 詳細は p.61 へ</p> |

運営に必要な資金を準備・管理する

安全・安心で持続可能な地域クラブ活動を運営するためには、必要な収入を確保するとともに、適切かつ透明性のある経理処理を実施することが重要です。それらの整理や検討時のポイントを確認していきましょう。

Check List

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 収支計画を立てる | <p>収支計画策定時のポイントや、計画策定の進め方等について解説しています。
→ 詳細は p.62 へ</p> |
| <input type="checkbox"/> 参加費を決定する | <p>参加費を検討する際のポイントや、収入と支出のイメージ等について解説しています。
→ 詳細は p.63 へ</p> |
| <input type="checkbox"/> 参加費等の支援制度を構築する | <p>家庭の経済的理由等により参加を諦める生徒がでないように、地域クラブ活動への参加費等の支援制度等について解説しています。
→ 詳細は p.63 へ</p> |
| <input type="checkbox"/> 外部資金を獲得する | <p>活動を継続していくために必要な外部資金の獲得方法等について解説しています。
→ 詳細は p.64 へ</p> |
| <input type="checkbox"/> 適切な経理事務を行う | <p>適切な経理事務の実施における留意点や、経理事務に関するよくあるトラブルの例等について解説しています。
→ 詳細は p.64 へ</p> |

地域クラブ活動の参加者を募集する

地方公共団体と運営団体・実施主体が連携し、適切な方法で地域クラブ活動の参加者を募集することで、生徒や保護者は安心して活動に参加することができます。参加者を募集する際のポイントを確認していきましょう。

Check List

- 募集案内を作成する**

参加者募集時の留意点や、募集案内項目等について解説しています。
→ 詳細は [p.66](#) へ
- 関係者に周知する**

情報を周知する際の留意点や、周知に利用する媒体等について解説しています。
→ 詳細は [p.66](#) へ
- 体験会やイベントを実施する**

体験会やイベントを実施する重要性や、体験会の実施方法等について解説しています。
→ 詳細は [p.67](#) へ

地域クラブ活動を実施する

生徒が安心して地域クラブ活動に参加できるようにするためには、事故やトラブルの防止、また発生時に適切に対応するための事前の情報整理が重要です。それらの事項を検討・整理する際のポイントを確認していきましょう。

Check List

- 活動当日の流れを整理する**

活動当日の流れを整理する重要性や、活動を実施する際に確認することが推奨される観点等について解説しています。
→ 詳細は [p.68](#) へ
- 当日の流れをまとめ周知する**

当日の流れを周知することの重要性や方法等について解説しています。
→ 詳細は [p.69](#) へ

運営団体・実施主体への支援・指導助言等を実施する

持続性のある地域クラブ活動を実現するために、市区町村等が改革の責任主体として、運営団体や実施主体に対する支援を実施することが大切です。支援の仕組みや体制を検討する際のポイントを確認していきましょう。

Check List

- 支援の仕組みや役割を検討する**

支援の仕組みを検討する際の留意点や、想定される支援の仕組み等について解説しています。
→ 詳細は [p.70](#) へ
- 地域クラブ活動支援人材等を確保・育成する**

支援人材に求めるスキルや、支援人材の確保・育成方法等について解説しています。
→ 詳細は [p.71](#) へ
- 支援を実施するチームの体制を整備する**

支援を実施する体制を構築する重要性や、チーム体制の例等について解説しています。
→ 詳細は [p.71](#) へ

指導者等を配置・育成する

地域クラブ活動を実施するために必要な体制等を踏まえて、指導者等を配置します。また、地域クラブ活動は、部活動の教育的意義等を継承・発展させた活動です。指導人材の育成にも注力していきましょう。

ACTION

人材配置・育成に向けた
指針・制度を整備する

指導者の配置や育成に向け、どのような体制を整備すべきか、どのような指導者を育成すべきか等を示す指針を策定しましょう。



- 指導者の質（どのような指導者を求めるか、育成するか）については、関係者で協議し、求める指導者の認識を統一することが重要です。
- 「認定地域クラブ活動指導者」登録制度を整備し、研修等を通じて指導者育成に取り組むことも必要です。

検討する際の観点（例）

体制整備

- ✓ どの程度の指導者数が必要か
- ✓ どのような報酬体系が適切か
- ✓ 連携できる機関や団体はあるか
- ✓ 多様な指導者が関わっているか

等

指導者育成

- ✓ 指導者にどのような役割を求めるか
- ✓ 指導に必要な資格や制度はあるか
- ✓ 指導者の活動を評価する仕組みはあるか

等

stakeholder

地方
公共団体運営
団体実施
主体

学校

指導者

④適切な指導体制の確保

国のガイドラインでは、認定地域クラブ活動で指導を行うために必要となる登録や研修等に関する基準が示されています。ガイドライン別紙2「認定地域クラブ活動指導者」登録制度を参照してください。

また、持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴言・ハラスメント等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が携わる体制を確保してください。

→ p.13~17 「地域クラブ活動に関する認定制度」

→ p.16~17 「認定地域クラブ活動指導者」登録制度

地域クラブ活動での指導を希望する教師の
兼職兼業制度の整備

国が示している要綱のひな型を参考に、速やかに関係規定の整備・周知を行いましょ。

また、兼職兼業による教師等の地域クラブ活動への指導については、運営団体が教育委員会やコーディネーター、所属学校と連携し、本務に支障が出ないよう適切な労務管理を行うことも重要です。

→ 国のガイドライン p.32「VI 関連する制度の在り方」

幅広い年代層の確保

指導者の人数を確保することも重要ですが、長期的な視点から、20代等の若手人材を確保することも重要です。

若手人材については、ライフイベント等により、活動に参加できない期間が発生する可能性もありますが、20代等での経験を基に、指導者へ復帰してもらえる可能性も見込まれます。

CASE
STUDY

福岡県大野城市

取組内容

「大野城市地域クラブ活動安全安心マニュアル
～地域クラブ活動における危機管理と指導～」の作成

マニュアルの目次

手引きの内容（概要）

- ◆ 地域クラブ活動における危機管理と指導に係る基本方針から実際に活動を実施する現場での対応等をマニュアルとして整理
- ◆ 健康管理や応急対応等の内容は、救急医療の知識・経験を有する大学教授が医学的知見に基づき作成・監修

危機管理編

- ・ 総則
- ・ 施設・用具の管理
- ・ 体調管理、体調不良・傷病対応
- ・ 災害等緊急時対応
- ・ その他の安全管理

指導編

- ・ 総則 / 教育的指導
- ・ ハラスメント等の防止
- ・ 準備運動～コンディショニング～クールダウン
- ・ 保護者・学校との連携及び対応
- ・ その他指導に関する事項

福岡県大野城市の「部活動の地域展開」

大野城市は、令和4年度から検討を開始し、令和5年度に方針の検討、生徒や保護者等へのアンケート調査、令和6年度に学校等との調整を経て、地域クラブ活動を開始しています。「地域クラブ活動指導者バンク」を大野城市スポーツ協会が設置し、指導者確保に取り組むとともに、スポーツ協会等の研修会を活用し、指導者の資質向上に取り組んでいます。これらの取組を推進するために、「大野城市地域クラブ活動安全安心マニュアル」を作成し、地域クラブ活動に携わる指導者等に対し、留意すべき点や基準等の共有を図っています。

基本情報（令和6年度）

- ◆ 人口 102,800人
- ◆ 公立中学校数 5校
- ◆ 公立中学校生徒数 3,087人
- ◆ 部活動数 70部活

ACTION

指導者等を配置する

stakeholder

地方
公共団体運営
団体実施
主体

学校

指導者

安全性の担保と多様な生徒に対応するため、地域クラブ活動の規模や種目の特性等に応じて指導者を配置しましょう。



- 指導者や見守りスタッフ、巡回する運営スタッフやコーディネーター等の役割分担を明確にし、相互に連携して活動を実施することが重要です。

→ p.52 STEP準備「必要なサポート体制を整理する」

CASE STUDY

茨城県土浦市

取組内容

複数名の指導者と巡回指導員の配置

取組の概要

- ◆ 各クラブには指導者を複数名配置し、指導員同士の指導方法の共有等による、指導スキルの向上を図っている
- ◆ 巡回指導員を2名配置していることに加え、イベント時には救護指導員を4名配置



茨城県土浦市の「部活動の地域展開」

土浦市は、令和4年度から部活動の地域展開に関する検討を開始し、関係団体等との連携や調整を重ねながら、令和6年度には通年での実証事業等に取り組みました。指導者には3つのカテゴリー（指導員[有償]・ボランティア指導員[有償]・ボランティアスタッフ[無償]）を設けることにより、人材バンク登録への障壁を低減する等、指導員の確保に努めるとともに、複数名による指導体制を確保し、安全・安心な活動環境の整備を推進しています。



基本情報（令和6年度）

- ◆ 人口 142,114人
- ◆ 公立中学校数 8校
- ◆ 公立中学校生徒数 3,129人
- ◆ 部活動数 122部活

ACTION

研修機会を確保・充実する

stakeholder

地方
公共団体運営
団体実施
主体

学校

指導者

指導者の資質向上を図るため、定期的な研修の機会を確保・充実しましょう。



- 活動目的や指導方針、コンプライアンス等、指導者に求められる資質や能力に応じた研修内容の設定が重要です。日本スポーツ協会の公認指導者資格制度や、大学等との連携による研修制度等、外部の関係機関の活用も検討しましょう。

指導者に求められる資質・能力及び研修メニュー（例）

項目	求められる資質・能力	研修メニュー例
総論・制度	部活動の地域展開・地域クラブ活動に関する基本的な仕組みを理解	部活動の地域展開の理念や地域クラブ活動の在り方 等
基本姿勢 服務規律	倫理観・責任感等を有し、参加生徒の人権を尊重しながら、公正に指導を行う	暴力・暴言・ハラスメントの防止 等
生徒への指導	発達段階や多様な実情等に配慮し、十分なコミュニケーションを図りながら指導を行う	中学生段階の生徒の特徴や配慮事項 等
安全管理 事故対応	安全・安心な環境の下で活動できるようにするとともに、事故発生時に現場で適切に対応できる	生徒に対する安全・障害予防に関する知識・技能の指導 等
保護者や学校との連携	保護者と円滑にコミュニケーションを図るとともに、参加生徒が在籍する中学校等と連携を適切に行う	保護者との連携調整 等

④適切な指導体制の確保



国のガイドラインでは、「認定地域クラブ活動指導者」登録制度における市区町村等が定める研修研修として、以下の4つを示しています。

- ① 市区町村等が自ら行う研修
- ② 当該市区町村が所在する都道府県が行う研修
- ③ 認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体が行う研修
- ④ 市区町村等が認めたスポーツ・文化芸術団体、大学等が行う研修

→ p.16~17 「認定地域クラブ活動指導者」登録制度

既存情報・制度の活用



平成25年に公表された「運動部活動での指導のガイドライン」や中央競技団体等が作成している指導手引きの活用、スポーツ団体の公認指導者資格の取得により、知識・技能を学ぶことも考えられます。

運営に必要な資金を準備・管理する

地域クラブ活動を運営する上で必要となる資金の確保と適切な管理方法を検討していきます。収支計画を立て、持続可能な参加費の設定を検討するとともに、外部資金の活用にも取り組み、適切な経理事務を行いながら健全な運営を目指しましょう。

ACTION

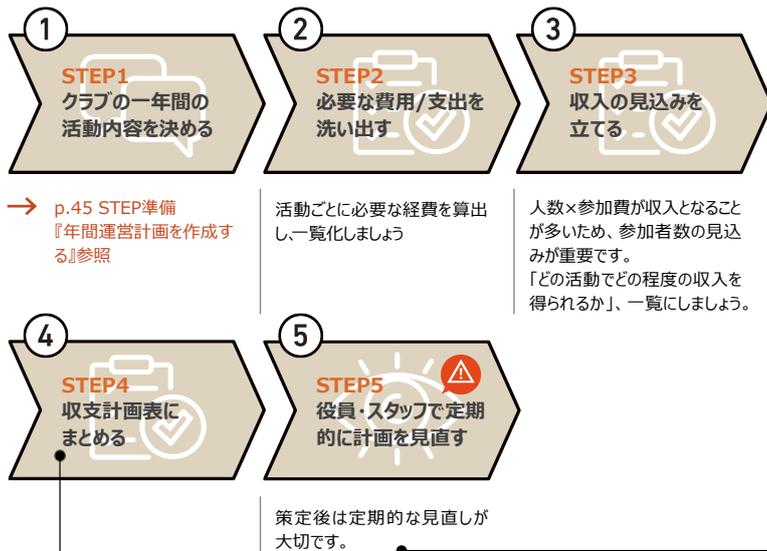
収支計画を立てる

収支計画は、活動を安定して続けていくための大切な準備です。あらかじめ収入と支出の見通しを立てておくことで、無理のない持続的な運営を実現しましょう。



- 運営団体が中心となり、地方公共団体や実施主体と連携しながら、支出と収入を一覧化し、収支計画を立てましょう。
- 収支計画を立てたあとは、定期的に計画を見直していくことが大切です。

収支計画作成のフロー（例）



収支計画の項目（例）

項目	内容（例）
収入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金、助成金 ・ 都道府県や市区町村からの補助金、助成金 ・ 民間企業からの協賛金、寄附 ・ 参加費 等
支出 (地域クラブ活動費)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導者等の諸謝金 ・ 会場使用料 ・ 消耗品費 ・ 雑役務費（登録料や大会参加料等） ・ 生徒、指導者保険料 等
支出 (運営費)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人件費 ・ 交通費 ・ 消耗品費 ・ 印刷製本費 ・ 通信運搬費 ・ 振込手数料 等

stakeholder



Q 営利を目的としても良いのでしょうか？

A 営利を主たる目的とせずに運営することが地域クラブ活動では重要です。

地域クラブ活動の実施主体等が、非営利団体（特定非営利活動法人、一般・公益社団法人、一般・公益財団法人等組織構成員に利益を分配しない団体）ではなく、個人事業主や株式会社等の場合には、例えば、当該地域クラブ活動に係る収支計画書の提出を求め、参加費等の金額、人件費、諸謝金の単価等を確認し、営利を主たる目的としたものではないことを確認することが考えられます。

なお、市区町村等が運営団体・実施主体となり地域クラブ活動を実施する場合において、市区町村等が事業者等に委託して地域クラブ活動を実施する場合は、本事項は適用されません。

→ p.13～17 「地域クラブ活動に関する認定制度」

入出金や計画と実績の差異等をチェック

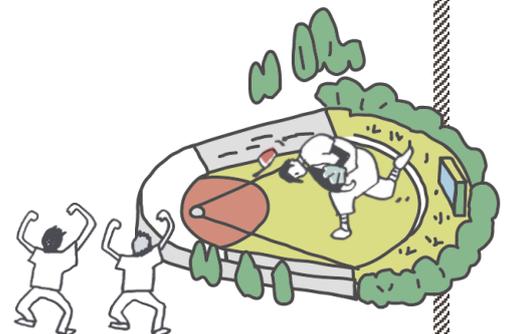
収支計画は“作ったら終わり”ではありません。収支計画は、その後の活動の「管理ツール」として活用することが効果的です。

月に1回は入出金の状況や計画と実績の差異を検証して、必要に応じて参加費や活動内容を調整しましょう。

月単位の資金繰り表の作成

補助金や助成金、委託料等を扱う場合、入金と出金に大きなタイムラグが生じることがあります（例：補助金は、四半期ごとや年度末に入金される一方で、講師への謝金は毎月支払う必要がある等）。

このような場合、収支上は黒字でも資金が一時的に不足するリスクがあります。こうしたリスクを避けるために、「月ごとの入金・出金の見取り図」を作成する等、資金管理の工夫が重要です。



ACTION

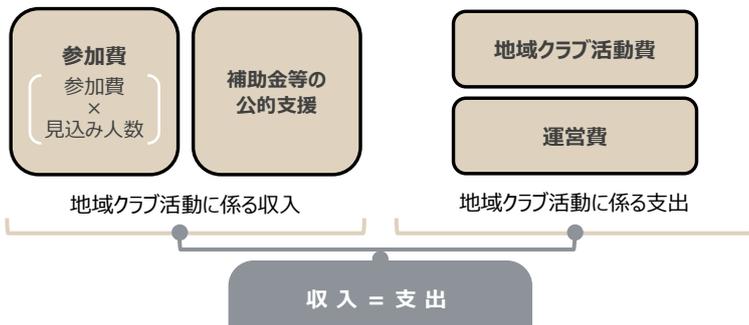
参加費を決定する

持続可能な形で安定的・継続的な地域クラブ活動を実施するために、参加費（受益者負担）を決定しましょう。



- 指導者の報酬や事務局運営費等の必要な支出経費を踏まえて、地方公共団体や運営団体・実施主体が連携して、可能な限り低廉な参加費等を設定しましょう。
- 人口推移等将来的な見込みを踏まえ、持続性のある金額を検討しましょう。

収入と支出のイメージ



stakeholder

地方公共団体

運営団体

実施主体

学校

指導者

③参加費等の設定 認

国が示す参加費のイメージを踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等を設定してください。

→ p.13~17 「地域クラブ活動に関する認定制度」

【参考：参加費のイメージ】

- 休日に週1日・月4日程度の活動を実施する場合、月額1,000円～3,000円程度を参加費のイメージとする。
- ただし、これはあくまでイメージであり、地域の実情や、実施回数、実施体制、競技種目等の特性等の実態を踏まえ、例えば、月額数百円程度や月額4,000円程度とすること等も含め、多様な設定があり得る。
- 地方公共団体の判断によっては、参加費を徴収せず、参加費相当額を地方公共団体が負担し、全て公費負担で運営するということもあり得る。

ACTION

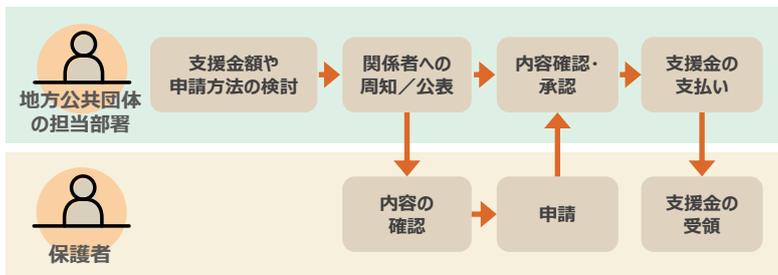
参加費等の支援制度を構築する

経済的な理由で子供たちが地域クラブ活動への参加を諦めることがないよう、支援制度を構築しましょう。



- 家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることはないよう、経済的に困窮する世帯の生徒への支援については確実に措置を行うことが必要です。
 - 国のガイドライン p.6「I 部活動改革の基本的な考え方・方向性」
 - p.30 STEP方針「地方公共団体内の検討・連携体制を整備する」
 - p.49 STEP準備「学校等との連携体制を構築する」

地域クラブ活動参加費用支援に係るフロー（例）



stakeholder

地方公共団体

運営団体

実施主体

学校

指導者



Q 地方公共団体の立場からみた「参加費支援制度」を運用する上でのポイントはなんですか？

A 機微な個人情報を取り扱うため、情報管理に留意する必要があります。

個人情報保護法や地方公共団体の個人情報保護条例に基づき、適切に情報を管理することが大切です。

参加費支援制度の申請内容を確認できる担当者等を制限することや、それらの情報を扱う担当者に対する研修等を通じて、意識醸成を図ること等も検討しましょう。



ACTION

外部資金を獲得する

持続的な運営の観点から、民間企業との連携や寄附等の外部資金を獲得しましょう。



- 外部資金の獲得については、「地域クラブ活動が地域にどのような価値をもたらすか（＝社会的価値）」を地方公共団体と運営団体等が連携し、言語化・発信することが重要です。また、「小さな金額でも継続して支援できる仕組み」も有効です（例：SNSと連動した継続支援等）。

外部資金獲得方法（例）

企業版ふるさと納税

地方公共団体と民間企業等が連携協定を締結し、企業版ふるさと納税として寄附を受ける

施設設置備品等からの収益

企業と連携し、部活動の地域展開を応援する自動販売機を設置。売上に応じ、収入を得る。

クラウドファンディング

企業に限定せず、子供の活動を応援したい個人からの寄附を受ける。

→ p.77 STEP検証・改善「継続的な支援を確保する」

ACTION

適切な経理事務を行う

適切かつ効率的な経理事務を行い、透明性を高めましょう。



- 参加費等の集金は、可能な限り「キャッシュレス（口座引き落とし等）」にて対応することで、現金収受のトラブルを防止できます。
- 経費精算については必ず「領収書（原本）の添付」を義務付けましょう。1人の運営スタッフ等が集金と支払の両方を兼務しないことや代表や副代表等の責任者への月1回の帳簿確認報告を実施すること等、二重のチェック体制を整備することも重要です。

CASE STUDY

福岡県宗像市

取組内容

兼職兼業の教員へ確定申告の案内

運営団体による案内の概要

- ◆ 1年間に支払った報酬を整理し、確定申告が必要な教員へお知らせ
- ◆ 当該教員へ年間の総支払額をまとめた書類（支払明細書）を提供
- ◆ 毎年度、指導者講習会の際に確定申告が必要なケースについて説明



福岡県宗像市の「部活動の地域展開」

宗像市では、令和7年度までに学校の運動部活動10種目において、市主催の地域クラブ活動である「むなかたアカデミークラブ」を実施しています。また、新たな地域クラブ活動の選択肢として、市民団体等と連携し、野球3、サッカー2、陸上競技1、バスケットボール2、バレーボール1、卓球1クラブの創設を支援しています。学校部活動は平日の月、水、金曜日と第1、2、3週以外の休日のみ実施し、それ以外の曜日は、希望する生徒がむなかたアカデミークラブや市民団体等の地域クラブ活動へ参加しています。

基本情報
(令和7年)

- ◆ 人口 96,723人
- ◆ 公立中学校数 7校
- ◆ 公立中学校生徒数 2,816人
- ◆ 部活動数 74部活

stakeholder

地方公共団体

運営団体

実施主体

学校

指導者



外部資金は必ず必要なものですか？

単一の収入源に頼らないことが事業の継続性につながります。

収入計画を策定する際は、単一の収入源に依存せず、複数の収入源を確保することが財源の安定性につながります。参加費等に加え、公的資金、寄附、企業版ふるさと納税、企業協賛、収益還元型の自動販売機等を活用し、財源の多様性を確保しましょう。地方公共団体と運営団体が連携しながら、一体的に取組を進めることも効果的です。

stakeholder

地方公共団体

運営団体

実施主体

学校

指導者

⑥ 適切な運営体制の確保

公正かつ適切な会計処理を行い、透明性を確保するために関係者に対する情報開示を適切に行いましょう。

→ p.13～17 「地域クラブ活動に関する認定制度」



公的資金を活用する場合に留意する点がありますか？

補助金等の公的資金と自己財源等は明確に区別して管理する必要があります。

公的資金である補助金等の実績報告書には、収入・支出・活動内容等を明記する必要があり、それらの整合性が求められます。

例えば、活動回数の過大報告、領収書の不足、不適切な支出等が発生した場合には、補助金等の返還が求められるケースもあります。

補助金交付要綱等に定められていない経費は計上しないよう、十分注意してください。

よくあるトラブルの例

- 現金での集金が多く、収受確認が困難
- 指導者謝金の源泉徴収忘れ
- 指導備品購入を個人のクレジットカードで行い、領収書が残らない
- 補助金や委託料における対象外経費の計上
- 不適切な経理処理 等

CASE STUDY

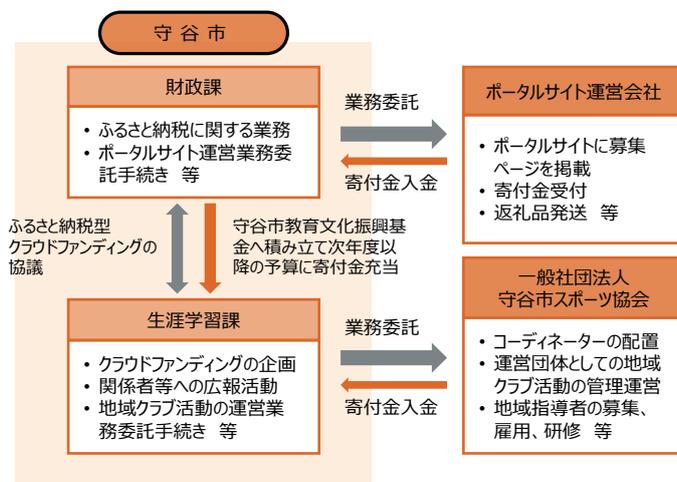
茨城県守谷市

取組内容 ふるさと納税型クラウドファンディング

寄付金の活用方法（例）

- ◆ 各種目の専門コーチを雇用するための費用
- ◆ 地域クラブ活動を安全に行うための指導者講習会の開催費用
- ◆ 部活動にはない新しい競技に関する体験会の開催費用

ふるさと納税型クラウドファンディングに関するフロー図



出典 | スポーツ庁「令和6年度 地域スポーツクラブ活動体制整備事業成果報告書（茨城県守谷市）」を基に作成

📍 茨城県守谷市の「部活動の地域展開」

守谷市は、公的支出だけでは難しい地域クラブ活動の運営費の一部を賄うため、ふるさと納税型クラウドファンディングに挑戦し、新たな財源確保に取り組み、令和6年度は90日間で10,094,500円の寄付金を集めました。クラウドファンディングを通じて得た寄附金の一部は、地域クラブ活動の用具購入や指導者研修費用等に充てられ、より充実した活動環境の整備に活用されています。

📍 基本情報（令和6年度）

- ◆ 人口 70,900人
- ◆ 公立中学校数 4校
- ◆ 公立中学校生徒数 1,913人
- ◆ 部活動数 42部活

CASE STUDY

北海道安平町

取組内容 「地域貢献型自動販売機」の設置

「地域貢献型自動販売機」の概要

- ◆ 「地域貢献型自動販売機」は北海道教育委員会、安平町、NPO法人アピースポーツクラブ、飲料メーカーが連携し、設置
- ◆ 当該自動販売機の売り上げの一部は地域クラブ活動の運営団体へ寄附
- ◆ 「地域貢献型自動販売機」は学校（地域開放部分）や役場庁舎、町民センターに設置され運用
- ◆ 地域住民は、地域クラブ活動の指導や運営という形だけでなく、飲料を購入することで地域クラブ活動を支援することが可能



📍 北海道安平町の「部活動の地域展開」

安平町は、令和7年度末までに平日・休日の部活動を地域クラブ活動へ展開することを目指し、取組を進めています。また、安平町では、運営団体の財源確保手段として企業等と連携し、「地域貢献型自動販売機」を設置しており、運営資金の確保に取り組んでいます。さらなるクラブ運営費の財源確保に向け、民間企業との連携手法について継続的に検討をしています。

📍 基本情報（令和7年7月）

- ◆ 人口 7,221人
- ◆ 公立中学校数 2校
- ◆ 公立中学校生徒数 157人
- ◆ 部活動数 10部活

地域クラブ活動の参加者を募集する

地域クラブ活動における参加者の募集は、単なる広報ではなく、地域と学校、保護者等が信頼を築く第一歩です。地方公共団体と運営団体・実施主体が連携しながら、学校や競技団体等とも連携し、「安心して始められる」「安心して続けられる」ような様々な方法を駆使しながら、周知しましょう。

ACTION

募集案内を作成する

保護者や生徒が、初めて地域クラブ活動に参加する際に、できる限り不安を持たないよう、安心感につながる情報をまとめましょう。



- 活動内容のみではなく、費用や年間計画等、見通しを持てる情報をまとめることが大切です。また、「どのような生徒」が参加する見込みか、「どのような雰囲気（目的）」を持って活動しているかを伝えることにより、内容とニーズの不一致を防止します。

募集案内の項目（例）

活動の概要	活動の方針や目指す姿 等
曜日・時間帯 場 所	活動を実施する曜日や時間帯、場所 等
参加者の構成	参加対象の学校・学年、指導者の体制 等
活動の方針	活動の方向性（楽しむ活動重視 等）
年 間 計 画	月ごとの主な活動スケジュール、参加予定大会 等 
費 用	入会時や毎月の費用及びその内訳（参加費、保険料、用具費 等） 
用具・服装	必要な持ち物、用具の貸し出しの有無 等
ア ク セ ス	電車やバスの最寄り、スクールバスの運行時刻 等
問い合わせ先	運営団体や実施主体の連絡窓口

stakeholder



怪我や保険への対応を示すことで安心感をアップ

- 保険加入状況や参加時に加入する保険を明記する
 - 応急対応の体制を明記する
- ➔ p.50 STEP準備「参加者等に対し保険への加入を徹底する」
➔ p.51 STEP準備「ガイドラインやマニュアルを整備する」

大会参加に係る方針の記載

- 大会への参加予定の有無を明記する
- ➔ p.82 STEP検証・改善「成果発表の機会を設ける」

購入が必要な用具等の明示

- 入会時に購入が必要な用具等や総額の目安をお知らせすると保護者は安心につながります。
- また、各家庭の負担をできる限り減らすことができるよう地域クラブ活動に必要な用具等を所有し、貸し出すことのできる仕組みを設けると、体験入会もしやすくなります。
- ➔ p.34 STEP方針「活用可能な施設を把握する」



ACTION

関係者に周知する

参加者や関係者が必要な情報にアクセスできるようにウェブサイトやSNS等、多様な媒体を活用して、関係者に周知しましょう。



- デジタル媒体を活用した周知のみではなく、学校と連携して生徒や保護者向けに説明会を開催することや中学校の全校集会等で周知の機会を設定することにより、幅広い関係者に情報を届けることが可能になります。
- 令和6年12月に一部改訂された学習指導要領解説において、学校と地域クラブ活動との連携等に関する記載が新設され、「地域で実施されているスポーツ活動の内容等を生徒・保護者に周知すること」が示されています。

stakeholder



近隣の地方公共団体と連携した募集

- 地方公共団体の規模や地理的特性等によっては、近隣の地方公共団体と連携して地域クラブ活動の選択肢を増やすことも想定されます。
- その際は募集案内を共有する等、生徒が幅広い選択肢から自分自身が取り組みたい活動を選べるようにしましょう。
- ➔ p.35 STEP方針「近隣地方公共団体と情報交換を行いリソースを把握する」
➔ p.80 STEP検証・改善「地方公共団体の枠組みを越えた連携を図る」

多様な方法を用いた周知

不特定多数への発信

地方公共団体ポータルサイトでの情報掲載

→ スポーツ庁
「令和6年度地域クラブ活動体制整備事業
成果報告書(山口県周南市)」



運営団体ホームページやSNSでの情報掲載

→ スポーツ庁
「令和6年度地域クラブ活動体制整備事業
成果報告書(北海道伊達市)」



多様な方法を用いた周知



説明会や行事等での説明

→ スポーツ庁
「令和6年度地域クラブ活動体制整備事業
成果報告書(岐阜県郡上市)」



印刷物の配布

→ スポーツ庁
「令和6年度地域クラブ活動体制整備事業
成果報告書(長野県小布施町)」

ターゲットを絞った発信

ACTION

体験会やイベントを実施する

実際に活動として行われる内容を知らうために、子供や保護者が体験できる機会を企画しましょう。

POINT



➤ 体験会を実施し、実際の活動の様子を見たり、指導者の指導を受けたりする等、安心感の醸成に繋げることが重要です。

体験会やイベント(例)

子供たちの地域におけるスポーツ・文化芸術活動の振興を図り、子供たちの「やってみよう」活動を見つかる場として、スポーツ・文化芸術活動に出会う機会を提供するイベント。

開催概要

参加団体 スポーツ団体・文化芸術団体を含めた20-30団体

開催頻度 年2回(5月、12月)

実施内容

- ・参加団体による活動紹介
- ・活動体験(上越市の地域特徴を生かしたグリーンスポーツとウィンタースポーツの体験を実施)
- ・スタンプラリーによる抽選会
- ・ゲストとしてお招きしたプロ選手との交流 等

Q ポータルサイトとは何でしょうか?



A 様々な情報を一元的に管理・確認できるウェブサイトを指します。

地域クラブ活動の紹介や経済的困窮世帯支援の申請方法、指導者の募集等の地域クラブ活動に関する情報を一体的に掲載するウェブサイトのことです。

各運営団体・実施主体が個別に情報を発信することも有効ですが、地方公共団体が中心となって情報を一元管理すると参加者が情報にアクセスしやすくなります。

小学生への説明機会を確保



小学生が、中学校入学時に参加する地域クラブ活動を早期に検討できるように高学年を中心に説明する機会を積極的に設けましょう。

先を見通して、小学生を対象としたスポーツ少年団等への参加促進にもつながる等、小学生のスポーツ実施率の向上も期待できます。



stakeholder

地方公共団体

運営団体

実施主体

学校

指導者

Q 体験会の参加者は子供のみでしょうか?



A 保護者に運営方針や地域クラブ活動等を説明するチャンスです。

地域クラブ活動を理解してもらうためにも保護者の説明会を兼ねることが有効です。

地方公共団体担当者等による改革の趣旨やロードマップ等の説明、地域クラブ活動の運営団体による運営方針や各活動の理念や指導方針等の説明等が考えられます。

トップアスリート等との連携



各種目の魅力はもちろん、スポーツ全般の魅力を伝えるため、トップアスリートや地域のプロチーム等を招いたイベントを開催することも有効です。

参加者との対話の機会



体験会参加後も不安や疑問等は生まれることが予想されます。

入会に関する相談窓口を設置したり、アンケートを実施した上でFAQを作成したりする等、参加者が安心できる工夫をしましょう。

地域クラブ活動を実施する

地域クラブ活動を実施する際には、参加者が安全・主体的に活動できるよう、「安全の確保」「円滑な運営」を目指し、活動当日の流れを整理します。関係者全員が共通認識を持つことにより、事故やトラブルを未然に防ぐことにつながります。活動環境や参加者の様子に注意を払いましょう。

ACTION

活動当日の流れを整理する

参加者の安全を確保することや活動の質を上げるために、活動前・活動中・活動後の一連の流れを整理しましょう。



一連の流れを事前に整理することで、潜んでいるリスク等に気づくことができます。活動を実施する「施設」や「環境」、参加者の「様子」を確認することが特に重要です。

活動前・活動中・活動後に推奨される確認の観点（例）



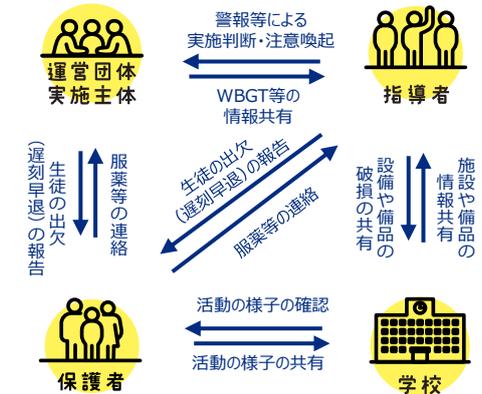
→ p.51 STEP準備「ガイドラインやマニュアルを整備する」
 → p.54 STEP準備「施設・備品利用のルールを整備する」

stakeholder



報告や判断はそれぞれが必要な役割を担う

役割分担の例



活動前の確認が重要

活動前に推奨される確認点は多岐にわたります。怪我や事故に直結するため、活動前に必ずチェックすることを心がけましょう。

人命に関わる事項は全員で共有

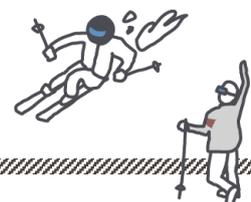
特にAEDの場所については、全員が把握していることが重要です。また、器具の破損については、軽微であっても報告をしましょう。

Q 開催判断は地域クラブ活動ごとに行いますか？

A 状況によっては一斉の中止判断も必要です。

屋外や屋内等、会場や時間帯によって状況が異なるため、必ずしも一律の中止判断は必要とは言えませんが、雷警報が発生している場合や台風が接近している場合等、会場への移動中の事故のリスクも踏まえ、一斉の中止判断することも必要です。

→ p.50 STEP準備「リスクを整理する」
 → p.51 STEP準備「ガイドラインやマニュアルを整備する」



ACTION

当日の流れをまとめ周知する

安全・安心な活動のために、運営団体・実施主体・指導者等の関係者が方針の共通理解を持って活動を実施しましょう。



- 関係者が活動現場でも活用しやすいよう、ハンドブックとして内容をとりまとめることも一案です。紙やウェブサイト等、複数の方法を用いながら共有することも有効な手段です。
- ハンドブックを作成する際には、以下の点を踏まえると、一層効果的となります。
 - ・現場での汎用性を見据えチェックリストを含める
 - ・活動後の振り返りを踏まえ、適宜更新する

ハンドブックの内容（例）

スケジュール	時系列に整理された活動当日の流れ
安全確認	安全面の確認ポイントの一覧（チェックリスト）
緊急時対応	事故等が発生した際の緊急時の連絡先や対応方法
記録様式	活動日や指導者、活動場所、活動内容、観察事項等、当日の様子等を記録できる様式
報告様式	記録した事項を報告する様式

stakeholder

地方
公共団体運営
団体実施
主体

学校

指導者



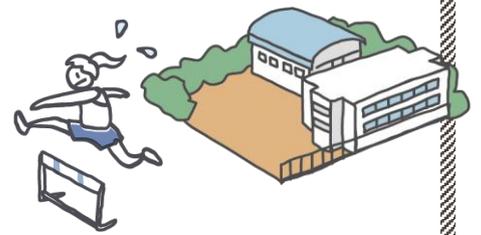
情報の更新頻度の目安は？

A 学期や年度ごとに見直しを行うことが望ましいです。

大きな内容の変化が無くとも、各学期末や年度末に内容を見直し、更新の要否を確認することが望ましいです。

また、活動後に振り返りを実施し、地域クラブ活動ごとに必要な観点は追加していきましょう。

ハンドブックについては、更新ごとに印刷して配布することが難しい場合には、クラウドサービス等を用いて共有する等、常に最新版を確認できるよう情報共有を図りましょう。



CASE STUDY

愛知県春日井市

取組内容 「春日井市地域クラブ活動指導者用マニュアル」の作成

マニュアルの概要

- ◆ 年3回の指導者研修会や、メールを活用して地域クラブ指導員へ情報を発信
- ◆ 活動前の確認事項や施設の開錠・施錠まで一連の流れを共有
- ◆ 活動日報の報告や大会の引率等、幅広い情報を共有
- ◆ マニュアルは作成後も学校長や関係者の意見を踏まえ内容を更新



📌 愛知県春日井市の「部活動の地域展開」

春日井市では、少子化に伴い、部活動に参加する生徒数が減少し、部活動の種目を存続することが困難な状況に陥っていました。また、生徒数の減少に伴い、教師の人数も減少しているなか、ニーズとの兼ね合いから、部活動数を減らすことが難しい状況にありました。スポーツ系の活動としては、令和6年度末時点で、146活動、344名の指導者が参画しており、マニュアルを活用して指導者の質向上等に取り組みながら、部活動の地域展開を推進しています。

🔍 基本情報（令和7年11月）

- ◆ 人口 305,232人
- ◆ 公立中学校数 16校
- ◆ 公立中学校生徒数 8,303人
- ◆ 部活動数 189部活

運営団体・実施主体への支援・指導助言等を実施する

市区町村等は、改革の責任主体として、地域クラブ活動の位置付けを十分に踏まえ、豊かで幅広い活動が実現されるよう、地域クラブ活動の認定や運営団体等への支援・指導助言等を丁寧に実施していきましょう。

ACTION

支援の仕組みや役割を検討する

多岐にわたる運営団体や実施主体の業務を支援する仕組みを構築しましょう。



- 市区町村等のコーディネーターが中心となって、域内の地域クラブ活動の運営団体や実施主体、指導者等を支援する仕組みを作っていきます。
- 認定地域クラブ活動について、定期的な報告やヒアリング、現地確認等により取組状況等を適宜把握し、申請の際に行われた誓約等に基づき、必要な指導助言等を行うことも必要です。

→ p.13～17 「地域クラブ活動に関する認定制度」

運営団体・実施主体を支援する上で想定される仕組み（例）

関係者等との連絡・調整機能 ①

学校、地域団体、指導者、保護者、関係団体等の複数の関係者が連携するための“つなぎ役”として地方公共団体が調整を行う。

主な役割

- ・連絡体制の整備
- ・活動場所の調整、スケジュール共有
- ・役割分担の明確化
- ・協働のルール整備
- ・保護者等からの相談の受付 等

人材育成機能 ②

人材確保・マッチング、研修、団体のマネジメント力向上等、運営団体のスタッフや指導者が成長できる環境を整える。

主な役割

- ・指導者の把握とマッチング
- ・研修の実施
- ・課題整理と改善計画の助言
- ・団体同士の学び合いの場づくり 等

運営支援機能 ③

運営団体の事務負担を軽減し、円滑な実施を後押しする基盤を担う。

主な役割

- ・各種手続きの標準化
- ・会計・経理の基本ガイド提示
- ・デジタルツール導入の助言
- ・テンプレート提供・FAQ整理
- ・運営の安全性の確保 等

評価・改善機能 ④

活動状況を定期的に把握し、改善につなげる仕組みを持つ。

主な役割

- ・活動状況のモニタリング
- ・事故・ヒヤリハットの共有
- ・団体ニーズの把握
- ・改善提案と先行事例の紹介
- ・活動成果の可視化 等

stakeholder

地方
公共団体

運営
団体

実施
主体

学校

指導者



なぜ支援が必要なのでしょう？

より安全・安心で持続的な活動を実施するためです。

各地方公共団体における適切な支援や調整等の在り方は、地域クラブ活動全体の実施体制や運営団体の種別によって異なります。

Case ① 運営団体が複数存在

各運営団体によって、運営方針や計画等が異なりますので、全体を統括したり、調整したりする仕組みが必要です。

例えば、ガイドラインの周知徹底や活動場所の調整等を行う連絡会議を開催することも支援の1つです。

静岡県掛川市では、「かけがわ地域クラブ設立連絡協議会」（令和8年夏より、「かけがわ地域クラブ連絡協議会」）を設置しています。

→ スポーツ庁「令和6年度地域スポーツクラブ体制整備事業成果報告書（静岡県掛川市）」

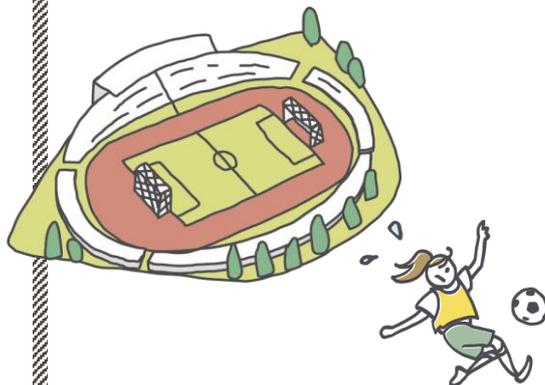
Case ② 単一の運営団体

運営団体のスタッフのマネジメント力の育成を図りつつ、伴走支援する仕組みが必要です。

例えば、地域クラブ活動実施上の課題等を行政やコーディネーターが共有するための定期連絡会議を開催することが考えられます。

千葉県柏市では、行政と運営団体の週1回の定期連絡会を開催しています。

→ スポーツ庁「令和6年度地域スポーツクラブ体制整備事業成果報告書（千葉県柏市）」



ACTION

地域クラブ活動を支援する人材等を確保・育成する

支援の効果を最大化するためには、適切な人材の確保や育成を行きましょう。



- まず求める能力やスキルを明確にし、その基準に沿った人材の配置や研修等を行きましょう。

人材に求める能力・スキル (例)

関係者との調整力

プロジェクトマネジメント力

ヒアリング・対話力

安全・契約・会計等の知識

課題整理力

等…

人材の確保・育成方法 (例)

求められる役割に合わせて担当者を育成する

- 育成方法 例
- ・ 研修の実施
 - ・ 他の地方公共団体からのノウハウの学習
 - ・ 地方公共団体内部におけるノウハウの共有 等

対象として想定される人材を確保する

- 想定される人材候補 例
- ・ 地方公共団体担当者
 - ・ コーディネーター
 - ・ 総合型地域スポーツクラブ
 - ・ スポーツ協会
 - ・ 専門家
 - ・ NPO等の運営支援団体
 - ・ 大学・研究機関
 - ・ 民間事業者 等

ACTION

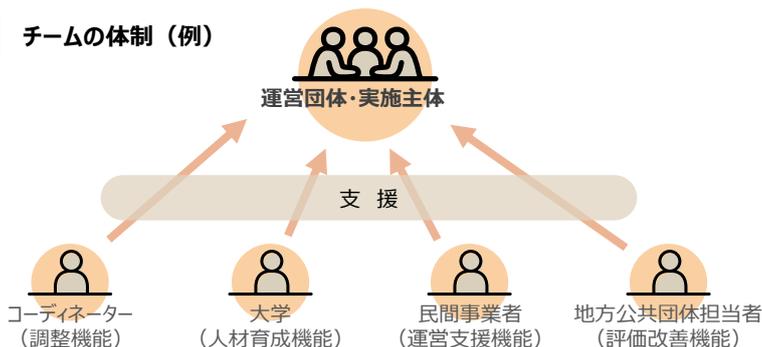
支援を実施するチームの体制を整備する

円滑かつ効果的な実施のために、関係者と連携し、チーム一丸となって取組を進めましょう。



- 人材の配置や役割分担について整理し、行政、コーディネーター、関係団体、運営団体等が一体となって地域クラブ活動を実施する体制構築が重要です。

チームの体制 (例)



stakeholder

地方公共団体

運営団体

実施主体

学校

指導者

Q

支援機能の役割はどのような人材に任せべきでしょうか？

A

地方公共団体担当者やコーディネーター、地域団体等が想定されます。

各運営団体や実施主体間の調整等を担うためには、十分な従事時間が必要です。

様々な分掌業務を有する地方公共団体の職員では対応が難しい場合は、専任のコーディネーターを配置したり、マネジメント経験のある地域団体や民間企業等に委託することも有効です。

また、以下のように支援機能を分担することも考えられます。

- ① 調整機能：コーディネーター
- ② 人材育成機能：大学
- ③ 運営支援機能：民間事業者
- ④ 評価改善機能：地方公共団体担当者

人材育成における研修内容



人材育成のための研修は、地域クラブ活動の運営・実施の過程で生じる課題や想定されるリスク等を踏まえて、企画することで、より効果的になります。

研修内容 (例)

- 人材マネジメントに関する研修 (例：コーチング研修、ポジティブフィードバック研修)
- 財務会計・税金制度に関する研修
- リスクマネジメント研修
- コンプライアンス研修 等

stakeholder

地方公共団体

運営団体

実施主体

学校

指導者

支援機能の集約



各支援機能を集約した機能を有するセンター組織を設けることも有効です。

例えば、兵庫県伊丹市では、「伊丹地域クラブサポートセンター」、長崎県南島原市では、「南島原市地域クラブサポートセンター」を設置しています。



地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体への支援について考える



金谷 英信

公益財団法人日本スポーツ協会（JSPO）地域スポーツ推進部長（クラブ担当）。総合型クラブの育成支援を中心にスポーツ少年団や地域スポーツ組織の支援等を担当。スポーツ庁の部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議委員を務める。

- 地域クラブ活動の持続可能な運営を見据えた時に、運営団体・実施主体がそれぞれ単体で取り組むことが難しい場合も想定されますので、運営団体・実施主体に対する支援は重要です。
- また、その役割は主に地方公共団体が担うこととなりますが、その支援の全てを地方公共団体だけで担うことは、地域の実情や地方公共団体のリソース等により難しい場合もあります。
- 地域クラブ活動を担う組織の一つとして総合型地域スポーツクラブを支援する体制を紹介し、それぞれの地域における運営団体・実施主体への包括的な支援について考えてみましょう。

運営団体、実施主体への支援の重要性

部活動の地域展開において地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体への支援が重要な理由に、次の二つが考えられます。

第一に、地域クラブ活動の“持続可能性”の確保です。地域クラブ活動は、地域の関係団体が中心となって担うことが多くあります。しかし、こうした地域団体は人材や運営資金、組織体制が十分でない場合も多く、運営団体の基盤整備を支援し、活動を継続できる体制を確保することが不可欠です。

第二に、子供たちにとって、より良いスポーツ・文化芸術活動を行う環境を整備するためです。運営団体・実施主体への支援によって、指導者の質向上のための研修や情報共有の仕組み等が整うとともに、競技・種目や活動の

多様化を図ることにもつながります。また、年齢や発達段階に応じた指導体系も構築しやすくなり、子供たちの安全の確保や成長に応じた適切な支援も可能となるでしょう。こうした取組は、スポーツや文化芸術が好きな子供だけでなく、苦手な子供や、特別な支援を必要とする子供にもメリットをもたらします。

以上のように、運営団体や実施主体への支援は、部活動の地域展開を円滑に進めるための「基盤整備」であり、多面的な効果をもたらすものと言えます。

地域における包括的な支援の在り方

運営団体、実施主体への支援は地方公共団体が中心となって担うことが想定されますが、それぞれの地域の実情や地方公共団体のリソース等により、その全てを地方公共団体が担うことが難しい場合も少なくありません。地方公共団体の支援には、制度整備や財源措置、学校との連携調整等の重要な役割がありますが、地方公共団体内のリソースの状況によっては、地域クラブ活動の運営面、実務面等のサポートにまで十分に手が回らないところもあるでしょう。その場合は、多様な関係者とともに連携・協力する等、地

域における包括的な支援体制を整備することが考えられます。例えば、地域クラブ活動を新たに担う組織の設立、規約の整備、会計処理、会員・指導者・スタッフ等の人材管理、広報や安全管理等といった運営ノウハウの提供、指導者の育成・研修、運営団体間のネットワークの構築、民間資金の獲得等の支援が求められ、これらは、総合型クラブでの実践面や民間組織における専門性を活かした支援が考えられます。

運営団体・実施主体への支援事例

総合型地域スポーツクラブは、地域クラブ活動の担い手として期待されています。地域で活動する総合型地域スポーツクラブに対しては、都道府県スポーツ協会等が総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度の運用を通じて中間支援組織としての機能を担っています。全ての都道府県に配置されているわけではありませんが、「クラブアドバイザー」という専門人材が、総合型地域スポーツクラブを訪問して日常的な相談に応じたり、事業計画づくり、会計処理等といったクラブの実務面での助言や支援を行ったりしています。

ここで現在行われている運営団体・実施主体に対する支援の事例として、2件をご紹介します。

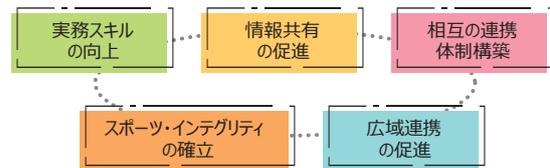
新潟県においては、新潟県スポーツ協会が、県内の行政、スポーツ団体を対象（運営団体が在るなしに関わらず）として「運営団体ミーティング」を令和6年度は年3回開催し、「部活動の地域展開」に伴う、中学生世代の新たなスポーツ環境づくりと、それを契機とした地域におけるスポーツ推進体制の再構築に向けて、関係者間での意識共有、情報交換とスキルアップを図っています。

掛川市においては、令和6年4月から行政組織内「地域クラブサポートセンター」を設置し、新たに地域クラブを創設しようと考えている方や既に活動中の地域クラブにおいて市の公認を希望する方を対象に、「クラブ創設相談」「広報活動支援」「研修機会提供」といった支援を行い、掛川市独自の地域クラブ活動の認定要件を活用しながら、部活動に代わりうる多様な活動環境の整備に取り組んでいます。

地方公共団体のみならず、地域において、運営団体・実施主体への支援体制をどのように考えていくか、地域団体を巻き込みながら、専門人材の配置や既存の体制の活用を含め、地方公共団体と民間で役割分担する等、その体制整備について、一度考えてみてはいかがでしょうか。

新潟県の事例（運営団体ミーティング）

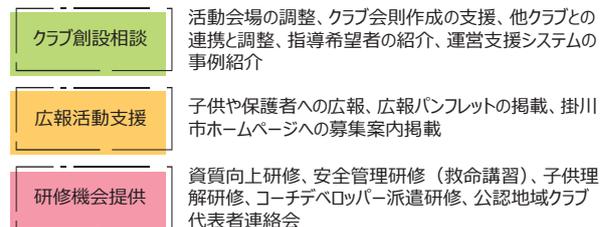
新潟県スポーツ協会が有する弁護士、税理士、中小企業診断士、大学教授等の専門家とのネットワークを活用し、運営団体の質的な向上を支援



出典 | スポーツ庁「令和6年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業成果報告書（新潟県）」を基に作成

静岡県掛川市の事例（地域クラブサポートセンター）

多様で持続性のある地域クラブ活動環境の整備を目指し、行政機関として活動中の地域クラブや今後公認を希望する地域クラブに対して支援

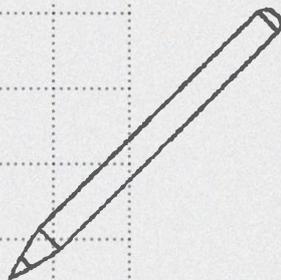


出典 | 静岡県掛川市「地域クラブ公認制度（地域クラブサポートセンター）」を基に作成

STEP 4

検証・改善

地域クラブ活動
創設・運営における取組



振り返り・発展的な活動を推進する段階

これまでの取組内容を検証し、地域クラブ活動の一層の充実等に向け、改善や発展的な内容を検討するステップです。具体的には、短期的・長期的な運営コストの分析や、運営に合わせた業務を最適化、地方公共団体の枠組みを越えた連携、インクルーシブな活動環境の確保等、4つの内容を取り上げています。

持続的な運営資金を確保する

持続的な地域クラブ活動を実施するためには、運営に係る資金や支援を安定的に確保することが大切です。それらを実施するための分析の観点や体制構築に関するポイントを確認していきましょう。

Check List

短期的・長期的な運営コストを分析・確認する

運営コストを分析・確認する重要性や、運営コストの分析方法等について解説しています。

→ 詳細は [p.76](#) へ

参加者ニーズに対応できる体制を構築する

子供や保護者等のニーズを取り込みながら取組を継続するために、参加ニーズの把握からプログラム設計までの進め方等について解説しています。

→ 詳細は [p.76](#) へ

継続的な支援を確保する

外部からの継続的な支援を確保する際の留意点やポイント等について解説しています。

→ 詳細は [p.77](#) へ

運営を効率化する

地域クラブ活動を安定的に実施していくためには、業務プロセスの見直しや、ICT等を活用することにより、業務等を最適化していくことが重要です。運営に関して、検証・改善するためのポイントを確認していきましょう。

Check List

活動に合わせて指導者の配置を最適化する

参加者やプログラム等に合わせて、指導者の配置を最適化するためのポイントや、指導者確保の改善アイデア等について解説しています。

→ 詳細は [p.78](#) へ

運営に合わせて業務を効率化する

業務を効率化するための方法やアイデア、運営のDX化における留意点等について解説しています。

→ 詳細は [p.79](#) へ

環境の変化に対応する組織づくり

参加者の減少や運営における課題等の変化に対応するためのポイント等について解説しています。

→ 詳細は [p.79](#) へ

活動を振り返り・改善する

地域クラブ活動をより良くするためには、立案された計画に対する取組状況や日々の活動を振り返り、改善方法を検討することが大切です。それらを実施する際に重要となるポイントを確認していきましょう。

Check List

□ ヒヤリハットや事故事例を整理する

事故を防止するための情報の整理等における留意点やポイントについて解説しています。

→ 詳細は p.80 へ

□ 地方公共団体の枠組みを越えた連携を図る

域内でのリソースのみで取組を推進することが難しい場合の地方公共団体の枠組みを越えた広域連携のメリット等について解説しています。

→ 詳細は p.80 へ

□ 計画の達成状況を確認する

地方公共団体や運営団体等が定めた計画の達成状況を確認する重要性や留意点等について解説しています。

→ 詳細は p.81 へ

□ 更なる改革を検討する

よりよい取組を推進するために検討する観点等について解説しています。

→ 詳細は p.81 へ

活動を継続的に発展させる

生徒により豊かな活動機会を提供するためには、地域クラブ活動の検証・改善を踏まえ、発展的な活動に取り組んでいくことが大切です。関係者が、多様な形で地域クラブ活動に参画することを目指した活動環境の整備について、ポイントを確認していきましょう。

Check List

□ 成果発表の機会を設ける

ニーズ等を踏まえながら大会参加する際のポイントや、大会参加や運営までの進め方等について解説しています。

→ 詳細は p.82 へ

□ 多世代の活動を促進する

生徒のみではなく、様々な世代の活動基盤を整備する際のポイント等について解説しています。

→ 詳細は p.82 へ

□ インクルーシブな活動環境を確保する

障害の有無に関わらず生徒が地域クラブ活動に参画できる環境を整備する際の留意点や、事例等について解説しています。

→ 詳細は p.83 へ

持続的な運営資金を確保する

持続的に運営資金を確保するための検証と改善の方法を検討します。短期的・長期的に見込むべきコストを整理し、参加費収入と外部資金（公的資金・民間資金）等の継続的な確保につなげていきましょう。

ACTION

短期的・長期的な 運営コストを分析・確認する

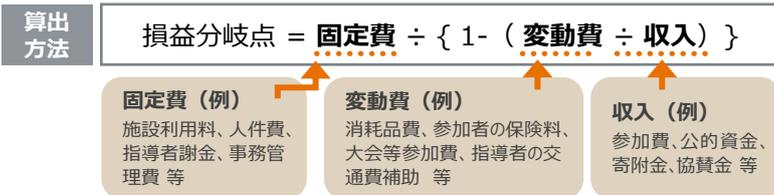
立ち上げた活動の持続性を見据え、運営コストを分析・確認しましょう。



- 立ち上げ段階での赤字を防ぐために、初期費用の見積りの漏れや、実績（現状）との乖離がないか確認することは不可欠です。
- 開始初期段階での資金不足を回避するためにも、損益分岐点※を確認した上で、参加費を検証しましょう。また、指導者謝金等の毎月発生する支出を適切に管理できているかを確認するため、月次の収支をモニタリングできる体制を整えることも重要です。

※損益分岐点とは：支出と収入がちょうど一致する点を表します。
→ p.62 STEP実行「収支計画を立てる」

損益分岐点の計算方法（例）



ACTION

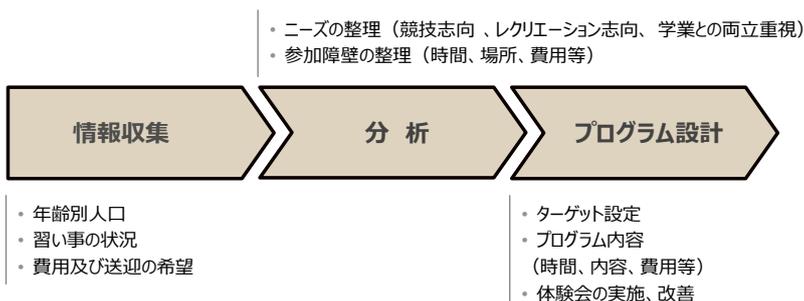
参加者ニーズに対応できる 体制を構築する

少子化が進む中、参加者を継続的に確保するために、地域状況の分析と、中学生のニーズに応じたプログラムを設計しましょう。



- 地域状況を分析する際は、まず小学生・中学生の人口推移を把握しましょう。特に「小学4年生～中学2年生」の人数を確認することで、1年後や5年後の参加者数を予測できます。
- 生徒保護者の生活実態やライフスタイルを踏まえ、生活課題をスポーツを通して解決するという視点も、プログラムづくりには有効です。

参加者ニーズの把握からプログラム設計の実施（例）



stakeholder



Q 長期的な視点で見込んでおくべきコストにはどのようなものがありますか？

A 活動を継続するために欠かせない費用には、人件費、備品の更新に係る費用、安全管理に要する費用等が含まれます。

長期的に必要な経費への備え

5、10年先を見据えると、人件費、備品の修理・更新費、施設利用料等が想定されます。ただし、備品や施設利用の方法は地域によって大きく異なるため、地方公共団体や学校等と連携し、当該地域に応じた損益分岐点を算出するとともに、費用負担の在り方を検討することが重要です。

また、継続的な支出に備えるためには、安定的な財源確保が不可欠です。民間企業等との連携や寄附等の活用等も組み合わせていくことも重要です。

stakeholder



Q 参加者を継続的に確保するためにはどうしたらよいですか？

A データを活用した運営を行い、定期的に改善する仕組みづくりが重要です。

「人口推移×ライフスタイル×スポーツニーズ」に関する情報を掛け合わせ、中学生が求めるプログラムを探っていきましょう。これにより、新しいスポーツ機会が創出される可能性があります（例：忙しい中学生に向けた「短時間・高効率」プログラム、初心者でも気軽に入りやすい「ライト層向け」プログラム等）。データに基づく地域クラブ活動の運営を行い、定期的に改善する仕組みを作ることが重要です。

→ p.28 STEP方針「ニーズを把握する」

大学（教育・研究機関）の活用

データの収集・分析には、時間・費用・ノウハウが必要となる場合があり、導入が困難な状況も想定されます。日本には793*の大学があり、そのうち体育・スポーツ関連の学科は194*あります。スポーツ指導だけでなく、調査・分析を含む運営面でも大学と連携することで、データに基づく戦略立案が期待できます。

*大学の設置数：2025年7月15日時点（旺文社 教育情報センター公表）

ACTION

継続的な支援を確保する

持続的な地域クラブ活動の運営を実現するためにも、企業や地域人材等からの継続的な支援を獲得しましょう。



- 企業からの支援を継続的なものとするためには、「支援効果の可視化」「定期的なコミュニケーションによる関係構築」が重要です。
- 指導や運営を支えるボランティア人材（有志の保護者や地域人材、企業関係者等）を獲得することは、持続的な地域クラブ活動の運営に寄与します。

継続的な企業支援に繋げるための年間スケジュール（例）

1 学期 (4月～7月)	<ul style="list-style-type: none"> ・新年度挨拶 ・年度計画の共有 ・活動報告（写真・参加者数等） 等
2 学期 (8月～12月)	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントへの招待 ・SNSでの協賛の紹介 ・中間報告、次年度構想に向けたヒアリング 等
3 学期 (1月～3月)	<ul style="list-style-type: none"> ・年度報告 ・次年度協賛メニューの提示 ・契約更新 等

CASE STUDY

新潟県阿賀野市

取組内容 地域クラブ活動への公的支援

公的支援の概要と今後の課題

- ◆ 中体連主催・共催大会（県大会以上・地区大会は佐渡市会場のみ）の参加費、交通費、宿泊費を全額補助
- ◆ 市内の全施設における施設使用料の全額免除
- ◆ 地域クラブ活動における備品の学校からの無償貸出しの実施
- ◆ 指導者の大会出場に際する交通費や宿泊費への支援も拡充
- ◆ 今後は大会参加費支援に関する財源の確保や、老朽化していく貸出用備品の買い替えに係る経費の負担方法の検討等が課題として挙げられている

新潟県阿賀野市の「部活動の地域展開」

阿賀野市は、休日の部活動の地域クラブ活動への展開に伴い、中体連主催・共催大会の参加費（交通費及び宿泊費）の全額補助を行うことで、これまでの部活動と同様に、家庭の大きな費用負担なく大会へ参加ができるよう、行政や学校が地域クラブ活動を支える仕組みを構築しました。当該支援の実施により、令和6年度は中体連が主催する下越大会では、1人当たり18,649円、県大会では1人当たり40,128円の経済的な支援を実施するとともに、学校施設や備品の無償貸出しも行う等、地域クラブ活動の運営経費の節減も図っています。

stakeholder



企業支援継続のためのポイント



① 支援の「見える化」を徹底する

支援した企業が知りたいことは、自社の支援がどのように役立ったのかという点です。活動報告書やSNSでのスポンサー紹介等、企業の支援を自然な形で見える化しましょう。

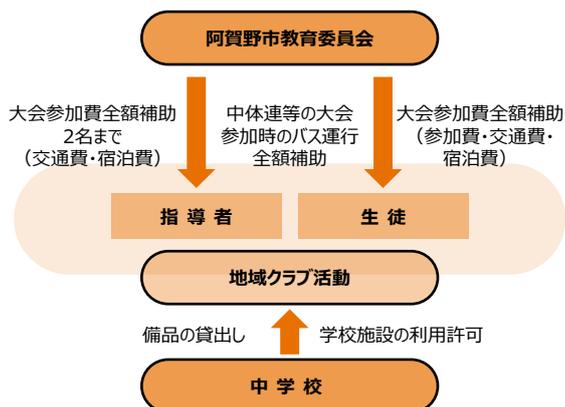
② 良好な「関係性」を構築する

定期的な報告や挨拶の機会を設けること、そして最初の約束を確実に守ること（例：ロゴの掲載位置やSNSでの紹介回数等）によって、信頼関係を築いていきましょう。さらに、表彰式でのプレゼンターやイベントへの出展を提案することで、企業が「関わり」を実感できる特別な機会を提供することも効果的です。

地方公共団体と運営団体が連携しながら、より良い関係性を構築していきましょう。



公的支援実施に関するイメージ図



出典 | スポーツ庁「令和6年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業事例集（新潟県阿賀野市）」を基に作成

基本情報（令和6年度）

- ◆ 人口 39,134人
- ◆ 公立中学校数 4校
- ◆ 公立中学校生徒数 965人
- ◆ 部活動数 31部活

運営を効率化する

持続的な運営を見据え、運営を効率化する視点について検討します。業務プロセスを見直す上で重要となる観点や、ICT活用のポイントを整理するとともに、指導者確保に関する取組の検証や改善、中期的な視点からの統廃合ルールづくりに取り組みましょう。

ACTION

活動に合わせて指導者の配置を最適化する

参加者数や活動内容を踏まえ、指導者の配置や確保に向けた取組や機能を検証しましょう。



- 生徒数に対して適正な指導者を配置できているかを確認します。また、人数だけでなく、主担当・副担当・補助等、役割別に配置状況を検討する視点も重要です。
- 地域のスポーツ関係者や大学生等の多様な人材を確保できているか、希望する教師の兼職兼業や報酬の手続きが効率化できているかを確認し、改善に繋げることも大切です。



stakeholder

地方
公共団体運営
団体実施
主体

学校

指導者

指導者確保の改善アイデア

指導者の確保方法は多岐にわたります。十分な指導者数を確保し、さらに多様な人材を確保するためには、従来の方法に加えて新たな工夫が必要です。

指導者確保方法の改善アイデア

- 競技団体等と連携して指導者を紹介してもらう
- 大学と連携して、学生の多様な受け入れ方法を構築する
(例：体育・スポーツ系大学の学生インターンの活用、教師を志望する学生の授業運動型演習の実施、大学生アスリートによる短期コーチング実習の実施)
- ボランティアへの交通費支給や副担当者の配置、指導者資格取得の補助制度を設ける等、参加しやすい環境を整える

希望する教師の兼職兼業の課題と対策

希望する教師等の兼職兼業については、指導者の量と質を確保する上で重要な取組の一つです。

一方で、教師等の人事異動により指導の継続が困難となるケースも想定されるため、学校間及び地方公共団体間の共通理解や連携等の対応が求められます。

➔ 国のガイドライン p.32「VI 関連する制度の在り方」

CASE
STUDY

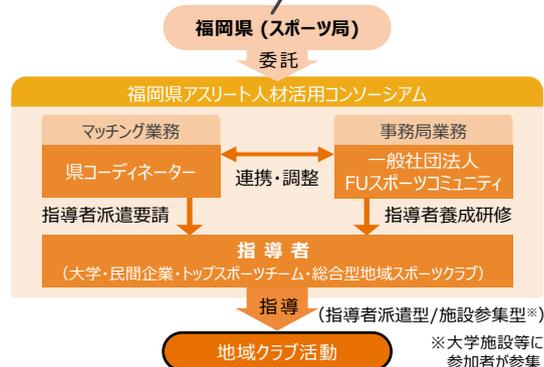
福岡県

取組内容 「福岡県アスリート人材活用
コンソーシアム」の設立

「福岡県アスリート人材活用コンソーシアム」の概要

- ◆ 一般社団法人FUスポーツコミュニティが事務局を担う
- ◆ 「福岡県アスリート人材活用コンソーシアム」には、4大学、4企業、トップスポーツチーム6チーム、一般社団法人総合型地域スポーツクラブ連絡協議会が参画し、大学・民間企業等・地方公共団体の産官学連携による取組を推進
- ◆ 大学や企業等に所属している競技経験者や指導者経験者に対して、指導者養成研修会の開催、各地区への指導者派遣等を実施
- ◆ 複数の中学校に所属する生徒を大学に集め、大学施設を活用した参集型の活動も実施

「福岡県アスリート人材活用コンソーシアム」の取組イメージ図



出典 | スポーツ庁「令和6年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業事例集（福岡県）」を基に作成



福岡県の「部活動の地域展開」

福岡県は、部活動の地域クラブ活動への展開を進めるに当たり、指導者不足が大きな課題となっていることから、県主導で指導者の確保・養成に取り組んでいます。令和6年度には、「福岡県アスリート人材活用コンソーシアム」を設立し、一般社団法人FUスポーツコミュニティを事務局として指導者養成研修会を開催し、県コーディネーターが各地区への指導者派遣を実施しました。令和7年度は、参画団体を拡充し、広域に指導者を派遣しました。



基本情報（令和7年9月）

- ◆ 人口 5,088,814人
- ◆ 公立中学校数 320校
- ◆ 公立中学校生徒数 141,960人
- ◆ 部活動数 4,002部活

ACTION

運営に合わせて業務を効率化する

業務改善を図るため、漠然と進めるのではなく、既存業務や作業時間を洗い出し、業務を見える化した上で取り組みましょう。



- 会計、会員管理、大会事務、指導者管理、保険対応、広報等の運営業務と作業時間を整理し、業務を可視化することが重要です。
- 「誰がどの業務を担うべきか」を明確にし、適材適所の役割分担を行うとともに、運営支援アプリを導入して業務のDX化を推進しましょう。

運営支援アプリ導入による業務効率化の例

業務内容	指導者	事務局	アプリ
練習指導（平日・休日）、大会引率	●		
遅刻、早退、欠席連絡受付	●	→	●
保護者、指導者への連絡		●	●
指導者労務管理、報酬支払		●	
利用場所（活動拠点）の調整、予約		●	
会費の納入、臨時集金		●	●
備品の購入手続き、支払い		●	

出典 | スポーツ庁「令和6年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業 事例集（コラムNo.4）」を基に作成

ACTION

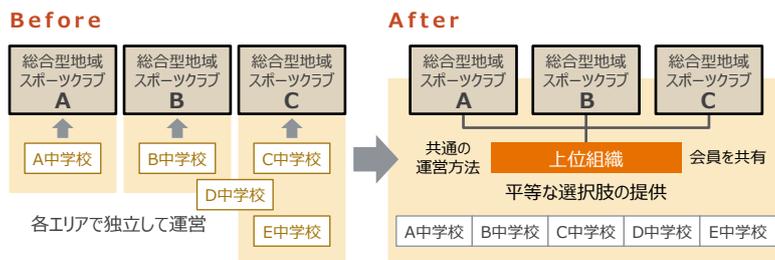
環境の変化に対応する組織づくり

急激な参加者の減少等、運営継続を脅かす課題に備えるため、想定範囲を広げ、中期的な見通しを立てましょう。



- 1つの団体で対応が困難になった場合は、複数の団体や地方公共団体と連携し、統合を進めることも選択肢の一つです。

地域団体の連携による新たな運営体制づくりの例



団体の統合により、種目の選択肢拡大、多様な練習機会の提供、運営団体の信頼性向上といった成果も期待できます。

例えば、3つの総合型地域スポーツクラブが連携した上位組織を設立し円滑な運営につなげていくことが考えられます。

出典 | スポーツ庁「令和6年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業 事例集（岐阜県羽島市）」を基に作成

stakeholder



Q 運営のDX化に取り組む際、どのようなステップで進めると効果的ですか？

A DX化は一度に全てを進める必要はありません。負担が大きい業務から順に導入すると効果的です。

第1段階 【負担とリスクが大きい業務から対応】

- ▶ 参加費等の集金システムの導入
- ▶ 入退会や出欠の管理、指導者の労務管理等ができる運営支援アプリの導入 等

第2段階 【コミュニケーションの効率化】

- ▶ 保護者や指導者との連絡ツールの活用
- ▶ 「予約投稿+テンプレ化」による日々のSNS投稿の実施 等

第3段階 【業務効率化及びマネジメント目標達成に向けた分析・改善サイクルの自動化】

- ▶ 継続率及び満足度等の分析 等

DX化やアプリ導入のねらい

DX化とは、「事務作業を減らす」「不正リスクを低減する」「改善サイクルを回す」ための仕組みづくりです。

そのためには、単にアプリを導入するだけでなく、業務フローを見直し、属人化を排除することも重要なポイントとなります。

stakeholder



Q 統合のルールづくりはどのような点に留意する必要がありますか？

A 「何を基準に」、「誰が」、「どのような手順で」、「何を決めていくのか」を明確にしていることが大切です。

〈何を基準に〉(例) :

- ▶ 継続して参加者数が想定人数を割っている
- ▶ 財務状況が2年度連続で赤字になっている
- ▶ 指導・運営体制が維持できない
- ▶ 地域環境の中期的な改善の見込が薄い

〈誰が、どのような手順で〉(例) :

- ▶ 決定権者（理事会・総会等）が明確である
- ▶ 議決方法が明示されている
- ▶ 関係団体（学校・地方公共団体・保護者）への説明プロセスが決まっている
- ▶ 審議の記録・決定過程の透明性が確保されている

〈何を決めていくのか〉(例) :

- ▶ 会費・料金体系の統一方法を決める
- ▶ 指導者の契約方法、役割を共有する
- ▶ 備品の使用、移管ルールを明確にする

活動を振り返り・改善する

活動の振り返り・改善を行う上で重要なヒヤリハットや事故事例の整理、地方公共団体の枠組みを越えた連携、計画の達成状況の確認、更なる改革の方向性について検討します。日頃の活動の振り返りから、計画を評価・改善・見直し、スポーツに親しむ機会の更なる充実につなげましょう。

ACTION

ヒヤリハットや事故事例を整理する

日常的な活動におけるリスクを回避するために、事故に至らなかったヒヤリハット事案や事故の要因を記録・分析しましょう。



- ▶ ヒヤリハットや事故等の事案を分析し、マニュアルの整備・見直し、研修プログラムの修正等を行い、未然防止に努めましょう。

→ p.50 STEP準備「リスクを整理する」

報告書に記載する事項（例）

発 生 日 時	何月何日、何時頃に発生した事案が記録
発 生 場 所	体育館、グラウンド、会議室等、事案が発生した場所を詳細に記録
当 事 者 ・ 関 係 者	生徒や指導者、スタッフ、目撃者等、関係者を全て記録
状 況 ・ 経 緯	何が起きたのか、どのように危険が発生したか、「事実ベース」で記録
ヒヤリハットの要因	ヒト（スタッフや子供）やモノ（器具・施設）、環境、管理・運営等の要因を検討し、記録
結 果 ・ 影 響	事象による怪我の有無、備品破損等を記録
講じた対応・応急措置	練習中止、器具の撤去等、その場でどのような対応を実施したかを記録
今後の対策・提案	再発防止策を整理し、記録
記 録 ・ 報 告 者	氏名や所属、役職、記録日を記録

stakeholder

地方
公共団体運 営
団 体実 施
主 体

学 校

指 導 者

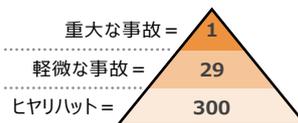
「ハインリッヒの法則」



ハインリッヒの法則とは、「1件の重大な不祥事の裏には、軽微な不祥事案件が29件あり、さらにその裏にはヒヤリハット事例300件が潜んでいる」という経験則です。

アメリカの安全技師ハーバート・ウィリアム・ハインリッヒによって1931年に提唱されました。

重大事故を防ぐためには、軽微な事故やヒヤリハットの段階で適切に対処することが重要であることを示しています。



事故になる一歩手前のヒヤリハットの記録を習慣化する



事故事例だけでなく、ヒヤリハット事例を収集することが重要です。指導者と連携して、習慣化しましょう。

事故防止啓発資料の活用



独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）では、学校等における事故を未然に防ぐための様々な事故防止啓発資料が提供されています。

→ 独立行政法人日本スポーツ振興センター「事故防止啓発資料・お役立ちコンテンツ」

ACTION

地方公共団体の枠組みを越えた連携を図る

少子化による子供の減少や、単一の市区町村内だけでは指導者や活動場所等の資源が不足する場合の解決策として、複数の市区町村による広域連携を検討しましょう。



- ▶ 広域連携を図ることで十分な参加者数を確保するだけでなく、運営や指導のリソースの集約にもつながり、多様なニーズへの対応や持続可能な活動環境の構築等を図ることができるようになります。
- ▶ 更なる少子化が進むことも踏まえ、地方公共団体の枠を越えた連携を検討することも重要です。

→ p.35 STEP準備「近隣地方公共団体と情報交換を行いリソースを把握する」

stakeholder

地方
公共団体運 営
団 体実 施
主 体

学 校

指 導 者

Q

広域連携のメリットは何か？

A

地域のリソースを共有することができます。

例えば、長野県南佐久郡では、複数の町村が連携することによって参加者が集まり、団体種目のチーム編成を実現しています。

また、複数の地方公共団体内で指導者を確保できることも強みです。

さらに、共同で地域クラブ活動の運営団体を設置しているため、より効率的な運営も可能になっています。

→ スポーツ庁「令和6年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業事例集（長野県南佐久郡）」

ACTION

計画の達成状況を確認する

部活動の地域展開を更に充実・発展させるために、地方公共団体が定めた推進計画や各運営団体や実施主体が定めた活動計画の達成状況を評価・検証し、改善点を整理しましょう。



- PDCAサイクルを意識し、改善点やアンケート調査等によって得られた満足度等を踏まえ、次年度の活動計画を見直す等、よりよい取組に改善しましょう。

- p.36 STEP方針「推進計画案を作成する」、
- p.46 STEP準備「活動計画を作成する」

- 地域クラブ活動の参加者や保護者、学校を対象とした満足度調査を実施する等、運営団体や実施主体にフィードバックしましょう。

- 令和6年度「地域スポーツクラブ活動体制整備事業成果報告書（兵庫県播磨町）」

ACTION

更なる改革を検討する

生徒の活動機会の確保・充実のみならず、大人も含めた全ての住民のウェルビーイング向上、地域社会の維持・活性化等へ向けて更なる改革を検討しましょう。



- 子供の減少はもとより、地域の人口減少も進展する中、地域全体の未来も見据え、大人だけではなく、子供・若者も一緒になって考えることが大切です。

検討の観点（例）

縦の広がり

中学生年代のみではなく、小学生や高齢者等、幅広い年齢層のスポーツライフを考えましょう。

- 令和6年度「地域スポーツクラブ活動体制整備事業成果報告書（沖縄県石垣市）」

横の広がり

単一の中学校や市区町村のみではなく、垣根を越えて充実したスポーツ実施環境を考えましょう。

- 令和6年度「地域スポーツクラブ活動体制整備事業成果報告書（長野県南佐久郡）」

時間軸の広がり

近視眼的にならず、地域全体が協力して、未来のスポーツ・文化芸術活動をデザインする、いわば「地域の文化を未来へつなぐ種まき」と捉えましょう。

- 令和6年度「地域スポーツクラブ活動体制整備事業成果報告書（熊本県南関町）」

stakeholder

地方
公共団体運営
団体実施
主体

学校

指導者

PDCAサイクルを回す

Plan
(計画)

推進計画、運営計画、
活動計画における
目標設定

Do
(実行)

地域クラブ活動の運営、
実施

Act
(改善)

各計画の見直し、
課題解決へ向けた
取組検討等

Check
(評価)

アンケート調査等による
評価や分析

stakeholder

地方
公共団体運営
団体実施
主体

学校

指導者

Q

域内の取組の方向性を定めている推進計画は見直しが必要ですか？

A

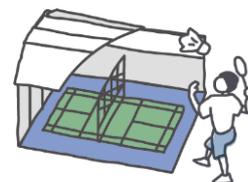
定期的な見直しを行うことが大切です。

地域クラブ活動に先行的に取り組む地方公共団体では、当初取りまとめた推進計画を、実際の取組状況に応じて見直しを図っている事例も見受けられます。

ただし、推進計画の見直しについては、本ガイドブックの「方針」パートにも記載されているとおり、大きな労力がかかります。

毎年見直しを図ることは現実的ではありませんが、常に推進計画に示されている方向性とズレが生じてきてはいないか、確認しながら進めることに留意しましょう。

- p.36 STEP方針「推進計画案を策定する」



活動を発展させる

地域クラブ活動の検証と改善を踏まえて、活動をさらに発展させていくための方針と計画を策定します。ジュニアからシニア世代の人々が、世代や立場、障害の有無、活動志向を超えて多様な形で参画できる機会を短期的・長期的に検討し、地域クラブ活動の次なる指針を策定することを目指しましょう。

ACTION

成果発表の機会を設ける

生徒のニーズを踏まえ、生徒が地域クラブ活動の成果を発表する機会を設けましょう。



- 大会への参加申込を適切に行うとともに、大会参加に必要な大会運営役員や審判等を確保する必要があります。
- 競技結果に捉われない大会を企画する等、新たな成果発表の機会の創出を検討することも大切です。

大会参加や運営までのフロー（例）



stakeholder



⑥適切な運営体制の確保

大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力をお願いします。→ p.13~17 「地域クラブ活動に関する認定制度」

登録漏れに注意

競技団体等への登録が必要となる大会もあります。登録漏れがないよう、運営団体は地域の競技団体等と適切な情報共有を行いましょう。

中学生の参画

生徒が審判や運営スタッフとして関わることで、将来的な支える人材の育成につながります。その観点からも、運営等への参加について検討されることが望まれます。

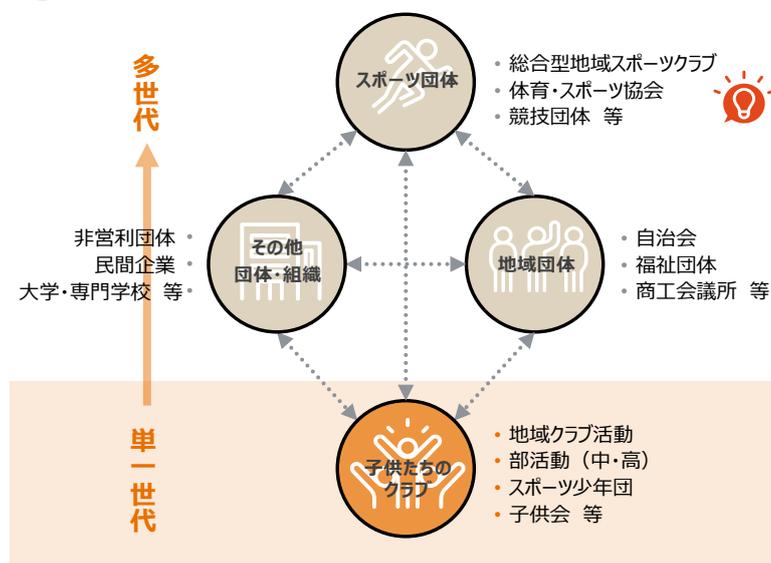
ACTION

多世代の活動を促進する

生徒のための活動機会としてだけでなく、地域に暮らす様々な世代のスポーツ活動の基盤となることを目指しましょう。



- 「縦 = 世代」と「横 = 団体・組織」の観点から、交流や連携を進める。



stakeholder



Q 多世代の活動を促進する上で重要なポイントは何でしょうか？

A 同様の活動を行っている団体を結びつけるようにすることです。

子供たちの活動を支えるだけでなく、地域の全ての人々が関わることは、地域クラブ活動の新たな価値を生み出すこととなります。そのためには、子供たちのスポーツクラブ（学校）・大人たちのスポーツクラブ（クラブチーム）・スポーツ団体（競技団体）等、活動や関心を共有している団体を結びつけることが大切です。

地域クラブ活動の発展に向けて

多世代の活動を促進する地域クラブ活動の発展に向けて、運営団体は構想を検討して、地方公共団体や関係団体と共有を図ります。

活動団体は具体的な企画を共有し、地方公共団体は新たな地域クラブ活動の基本方針を策定します。

→ p.30 STEP方針
「地方公共団体内の検討・連携体制を整備する」



ACTION

インクルーシブ※な活動環境を確保する

障害のある生徒や運動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒がそれぞれの希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備しましょう。



- インクルーシブなスポーツ環境を構築するためには、法令で定められた地方公共団体内の事業所・センターをはじめ、「組織と組織」の連絡・調整と各機関の担当者による「人と人」の連携を長期的な視点から進めていくことが大切です。



地方公共団体
・運営団体

- 担当部・課（学校教育課・福祉支援課）
- インクルーシブ推進担当部局

協力依頼 ↑ ↓ 情報提供・支援



関係機関

- 放課後等デイサービス事業所
- 地域活動支援センター
- 障害者スポーツセンター
- 障害者スポーツ協会



運営団体

- インクルーシブな活動環境・機会の企画
- 体験・交流機会の運営

調整 ↑ ↓ 参画



関係機関担当者

- 事業所やセンターにおける活動状況
- 既存事業の調整
- 業務による地域クラブ活動への参画

※ 障害の有無、年齢、性別、国籍、文化的な背景等に関わらず、全ての人が排除されることなく、平等に参加・貢献できる状態

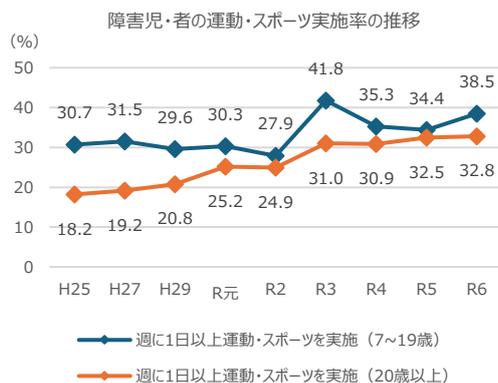
stakeholder



障害のある子供たちのスポーツ実施率



障害のある子供たちのスポーツ実施率は、平成25年以降少しずつ上昇していますが、38.5%に留まっています。



出典 | スポーツ庁『令和6年度「障害児・者のスポーツライフに関する調査」』を基に作成



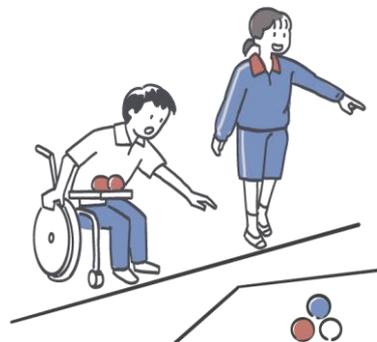
CASE STUDY

新潟県村上市

取組内容 障害の有無にかかわらず参加できるインクルーシブスポーツの実施

取組の概要

- ◆ 市内の放課後等デイサービス事業所を利用している子供を対象としたインクルーシブスポーツ活動を計画
- ◆ 特別支援学校やこども発達支援所、県障害者スポーツ協会等により構成される検討会議を設置し、関係者間の横の連携を強化
- ◆ 放課後等デイサービス事業所の協力のもと「楽しい運動教室」や、市陸上競技協会の協力を得て「楽しい陸上教室」を開催



新潟県村上市の「部活動の地域展開」

障害のある子供たちのスポーツ活動への参加の課題に対応するため、地域クラブ活動の運営団体を中心としてインクルーシブなスポーツ活動環境の整備を推進しています。関係機関が連携し、障害の有無にかかわらず、全ての子供たちが共に活動できる仕組みの構築に挑戦しています。さらに、総合型地域スポーツクラブに参加していた生徒が、社会人になってクラブのスタッフとして地域のスポーツ活動を支える人材として活躍しており、地域スポーツクラブへの多世代的な関わりが生まれています。

基本情報（令和6年度）

- ◆ 人口 53,592人
- ◆ 公立中学校数 7校
- ◆ 公立中学校生徒数 1,008人
- ◆ 部活動数 52部活

地域で取り組まれる多様な活動

- 地域クラブ活動においては、生徒を中心に考え、豊かで幅広い活動が実現されるよう、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出することが重要です。
- 本コラムでは、実際に新たな価値の創出につながる多様な活動を展開している3つの事例を紹介します。

生徒のニーズに応じた新たな活動の立ち上げ

生徒のニーズに沿った取組を実施することは、スポーツ活動への主体的な参加を促す上で重要なポイントの一つです。

アンケートやワークショップ等を通じて生徒の声を反映し、生徒のニーズに応じた地域スポーツ環境の構築を推進しましょう。



事例 1 山口県萩市

山口県萩市では、中学生の「やってみたい」という思いに応えるため、絆スポーツクラブ萩と至誠館大学が連携しています。この連携では、平日の放課後活動を見据えた実証事業として、大学生のサポートを受けながら中学生が中心となって企画した活動を実施する取組を行っています。令和6年度には、学生が考案したルール（ボールを風船にする、鈴を入れる等）を取り入れたソフトバレーボールの活動等を行いました。

➡ スポーツ庁「令和6年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業 成果報告書（山口県萩市）」

幅広い世代との豊かな交流

少子化が進む地域において、幅広い世代が参加する地域クラブ活動環境を整えることは、子供のスポーツ機会を保障するための有効な手段の1つです。また、小学生や中学生が高校生・大学生等から技術指導を受けられるだけでなく、高校生や大学生等にとっては指導経験の蓄積にもつながり、地域のスポーツ環境を支える人材等、スポーツ実施者の裾野拡大が期待されます。このように多世代の交流等を通じ、スポーツ・文化芸術全体の振興につなげていきましょう。



事例 2 福井県南越前町

福井県南越前町では、小学校と中学校、中学校と高校が一緒に活動する取組を実施しています。さらに、競技別の町内イベントを通じて小中高生の交流促進にも取り組んでおり、「町民サッカーフェスティバル」や「町民卓球大会」を活用して、地元の小中高生が集まる場を提供し、世代間交流を深めました。今後も、多世代交流の促進に向けたワーキンググループ等での協議を予定しています。

➡ スポーツ庁「令和6年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業 成果報告書（福井県南越前町）」

パラスポーツを活用したインクルーシブな活動

障害の有無に関わらず、生徒が希望する活動を主体的に選択できる環境の整備を進めていくためには、障害のある生徒も地域クラブ活動に参加することを想定して、各種の取組を進めることが重要です。そのためにも、指導者を含めた関係者等の理解や連携が不可欠であり、例えば、特別支援学校や福祉関係団体等と連携して生徒のニーズや実態等の把握

に努めたり、指導者の研修に多様な特性への対応に関する内容を組み込んだりと、インクルーシブなスポーツ環境の構築へ向けた取組を推進しましょう。



事例 3 新潟県新潟市

新潟県新潟市では、障害等の有無に関係なく一緒に活動することができる「バスケットボールU15男子」チームや、小学校低学年から中高生までが、同じスポーツ用車椅子を使って活動する「車椅子バスケットボールジュニア（男女）」チームを運営しています。「車椅子バスケットボールジュニア（男女）」チームでは、成長段階や障害の程度に応じて柔軟に対応し、誰でも参加できる環境を整えています。さらに、経験豊富なコーチの指導のもと、技術指導だけでなく栄養指導も行い、心身の成長を総合的にサポートしています。

➡ スポーツ庁「令和6年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業 成果報告書（新潟県新潟市）」

参考情報



3



関連資料

地域クラブ活動の創設や運営に関連する情報が掲載されている資料の一例を紹介します。地域クラブ活動の方向性を検討する際や地域クラブ活動を実施する際には、地域の実情に合わせて、これらの情報も活用してください。

基本的な考え方等に関連する資料

部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン

発行機関 文部科学省

発行日 令和7年12月

概要 令和8年度から令和13年度までの6年間の改革実行期間における部活動改革や地域クラブ活動の推進に関する国の基本的な考え方や具体的な取組方針等がとりまとめられている。

リンク https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00025.htm



「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ

発行機関 地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議

発行日 令和7年5月

概要 部活動の地域展開を推進するための基本的な方針や課題、今後の施策の在り方についてとりまとめられている。

リンク https://www.mext.go.jp/sports/content/20250516-spt_ori para-000042507_0202.pdf



希望する教師の兼職兼業に関連する資料

公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業（手引き）

発行機関 文部科学省、スポーツ庁、文化庁

発行日 令和5年1月

概要 全ての運動・スポーツ活動に共通して必要となる取組について、関係者の立場に応じたガイドラインがとりまとめられている。

リンク https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/mext_02032.html



安全・安心な環境整備に関連する資料

運動・スポーツにおける安全対策の評価・改善のためのガイドライン（試行版）

発行機関 スポーツ庁

発行日 令和8年1月

概要 特定の競技や属性に限定することなく、全ての運動・スポーツ活動に共通して必要となる取組として、スポーツ事故やスポーツによって生じる外傷、障害等の防止や軽減に資するためのガイドラインがとりまとめられている。

リンク https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/list/1372002.htm





関連資料

学校の危機管理マニュアル作成の手引き

発行機関	文部科学省
発行日	平成30年2月
概要	スポーツ実施場面に限定せず、学校という環境において想定し得る災害や事故として不審者侵入や自然災害等の場面を想定し、事前・事後の危機管理までをとりまとめている。
リンク	https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/_icsFiles/afieldfile/2019/05/07/1401870_01.pdf



スポーツ事故防止ハンドブック

発行機関	独立行政法人日本スポーツ振興センター
発行日	令和2年12月
概要	心停止や頭頸部外傷、熱中症等、スポーツ活動を実施している現場で想定される事故が発生した際の対応フローや防止するための観点等がとりまとめられている。
リンク	https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/anzen_school/R2handbook/handbook_A5.pdf



スポーツリスクマネジメントの実践 – スポーツ事故の防止と法的責任 –

発行機関	公益財団法人日本スポーツ協会
発行日	平成27年2月第1版、令和4年3月第2版
概要	2009年から2013年度までの5年間で、全都道府県で実施されたリスクマネジメント研修会の内容及び質疑応答の内容をとりまとめている。
リンク	https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/kurabuikusei/SC/riskmanagement_20220331.pdf



No！スポハラ

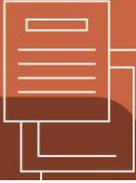
機関	公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本パラスポーツ協会、公益財団法人日本中学校体育連盟、公益財団法人全国高等学校体育連盟、一般社団法人大学スポーツ協会
概要	関係団体が連携し、暴力や暴言、ハラスメント、差別等、安全・安心にスポーツを楽しむことを害する行為への対応や未然に防ぐための予防・啓発に係る動画コンテンツやイベント案内等の情報をとりまとめている。
リンク	https://www.japan-sports.or.jp/spohara/



暴力根絶に向けた取り組み

機関	公益財団法人日本スポーツ協会
概要	日本スポーツ協会が取り組む、暴力や暴言、ハラスメント等の不適切行為の根絶に向けた取組や予防・啓発に関連する取組をとりまとめているウェブサイト。日本スポーツ協会が設置している相談窓口への相談件数や内容等の経年変化等のデータも公表している。
リンク	https://www.japan-sports.or.jp/cleansport/tabid1355.html





関連資料

指導方針や方法等に関連する資料

運動部活動での指導のガイドライン

発行機関 文部科学省

発行日 平成25年5月

概要 運動部活動において指導を行う際に、考慮が必要な基本的な事項や留意点をとりまとめている。

リンク https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/06/12/1372445_1.pdf



運動部活動用指導手引き

機関 スポーツ庁

概要 運動部活動における合理的かつ効果的な活動を実施するために、中央競技団体が作成した運動部活動用の指導手引きをとりまとめたウェブサイト。

リンク https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/detail/1408193.htm



障害のある方へのスポーツ指導・関わり方入門ハンドブックーパラスポーツが持つ可能性ー

発行機関 スポーツ庁

発行日 令和7年3月

概要 インクルーシブなスポーツ実施環境の整備の一助となることを目的に、様々な障害種の特徴を踏まえた指導のコツやポイントがとりまとめられている。

リンク https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop06/list/detail/1379526_00004.htm



部活動改革に関連する資料

運動部活動改革に向けた取り組み～ジュニアスポーツの環境改善・充実に向けて～

機関 公益財団法人日本スポーツ協会

概要 部活動改革に関する基本的な考え方や部活動、地域クラブ活動における指導時の留意点等をまとめた動画教材まで、幅広く掲載している特設ウェブサイト。

リンク <https://www.japan-sports.or.jp/tabid1377.html#03>





関連資料

運営団体・実施主体に関連する資料

総合型クラブ創設ガイドハンドブック

発行機関	公益財団法人日本スポーツ協会
発行日	令和7年3月
概要	部活動の地域展開におけるステークホルダーとして想定される総合型地域スポーツクラブについて、クラブ設立までの流れやポイント、クラブ設立後の運営に関する内容に加え、部活動の地域展開に関する事例もとりまとめられている。
リンク	https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/kurabuikusei/kouhoubutsu/sousetsuguide.pdf



令和6年度総合型地域スポーツクラブに関する実態調査結果 概要

発行機関	スポーツ庁、公益財団法人日本スポーツ協会
発行日	令和7年3月
概要	全国で創設された総合型地域スポーツクラブや創設準備中のクラブの状況に係る基礎資料。部活動の地域展開に関する認知度や実施主体を担うことに対する意向等もとりまとめられている。
リンク	https://www.mext.go.jp/sports/content/20250606-spt-stiiki-300000800-2.pdf



指導者資格に関連する資料

日本スポーツ協会公認スポーツ指導者概要

機関	公益財団法人日本スポーツ協会
概要	日本スポーツ協会が中央競技団体や都道府県スポーツ協会等と連携し運用している指導者制度であり、指導者資格の種類や資格概要、カリキュラム等がとりまとめられている。
リンク	https://www.japan-sports.or.jp/coach/tabid58.html



公認パラスポーツ指導者

機関	公益財団法人日本パラスポーツ協会
概要	日本パラスポーツ協会が加盟団体と連携し、パラスポーツの普及や発展等を目指し運用している指導者制度であり、指導者資格の種別や取得方法等がとりまとめられている。
リンク	https://www.parasports.or.jp/leader/





参考文献

- 一般社団法人社会調査協会. あれこれ(コラム) ラポール.
https://jasr.or.jp/online-old/content/column/column12_kotani.html (2026年1月19日閲覧)
- 岡正寛子, 田口豊郁. 子どもの発達に焦点をあてた地域の役割- 子どもの認識するソーシャルキャピタルの測定から-. 川崎医療福祉学会誌, 21巻(2号): 184-194ページ, 2012年
- 掛川市. 地域クラブ公認制度
<https://www.city.kakegawa.shizuoka.jp/gyosei/docs/205598.html> (2026年1月19日閲覧)
- 公益財団法人日本スポーツ協会, 公益財団法人日本オリンピック委員会, 公益財団法人日本パラスポーツ協会, 公益財団法人日本中学校体育連盟, 公益財団法人全国高等学校体育連盟, 一般社団法人大学スポーツ協会. JSPOに寄せられる相談の傾向.
<https://www.japan-sports.or.jp/spohara/punishment/> (2026年1月19日閲覧)
- 公益財団法人日本スポーツ協会. スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック(第6版)(令和7年6月28日). 株式会社エヌ・ビー・ディー. 2025
- 公益財団法人日本スポーツ協会. スポーツ指導者(資格制度)日本スポーツ協会公認スポーツ指導者概要.
<https://www.japan-sports.or.jp/coach/tabid58.html> (2026年1月19日閲覧)
- 公益財団法人日本スポーツ協会. スポーツリスクマネジメントの実践-スポーツ事故の防止と法的責任-(第2版)(令和4年3月31日).
https://www.japan-sports.or.jp/Por_tals/0/data/kurabuikusei/SC/riskmanagement_20220331.pdf (2026年1月19日閲覧)
- 公益財団法人日本スポーツ協会. 総合型クラブ創設ガイドハンドブック(第1版)(令和7年3月)
https://www.japan-sports.or.jp/Por_tals/0/data/kurabuikusei/kouhoubutsu/sousetsuguide.pdf (2026年1月19日閲覧)
- 公益財団法人日本スポーツ協会. 総合型地域スポーツクラブ登録・認定制度とは
<https://www.japan-sports.or.jp/local/tabid1337.html> (2026年1月19日閲覧)
- 公益財団法人日本スポーツ協会. 総合型地域スポーツクラブ公式メールマガジン(第124号)
https://www.japan-sports.or.jp/Por_tals/0/data/kurabuikusei/MailMagazine/H27/MM124_BN.pdf (2026年1月19日閲覧)
- 公益財団法人日本パラスポーツ協会. 改正版 障がいのある人のスポーツ指導教本(初級・中級). 株式会社ぎょうせい. 2023
- 国立社会保障・人口問題研究所. 日本の将来推計人口 令和5年推計.
https://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2023/pp2023_Report_ALLc.pdf (2026年1月19日閲覧)
- スポーツ庁. スポーツ基本法について.
https://www.mext.go.jp/spor ts/b_menu/spor ts/mcatetop01/list/1371905.htm (2026年1月19日閲覧)
- スポーツ庁. 令和6年度「障害児・者のスポーツライフに関する調査」(令和6年12月調査).
https://www.mext.go.jp/spor ts/b_menu/toukei/chousa04/spor ts/1415963_00014.htm (2026年1月19日閲覧)
- スポーツ庁. 令和6年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業(地域スポーツクラブ体制への移行等に向けた実証事業)事例集.
https://www.mext.go.jp/spor ts/content/20250901-spt_ori para-000028260_01.pdf (2026年1月19日閲覧)
- スポーツ庁. 令和6年度地域スポーツクラブ活動整備事業成果報告書.
<https://activitycasesstudy.jp/> (2026年1月19日閲覧)
- 独立行政法人日本スポーツ振興センター. 事故防止啓発資料・お役立ちコンテンツ.
https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/tabid/1627/Default.aspx (2026年1月19日閲覧)
- 独立行政法人日本スポーツ振興センター. 災害共済給付Web.
<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/tabid/102/Default.aspx> (2026年1月19日閲覧)
- 豊田市. 豊田市教育委員会. とよだ地域クラブ活動展開プラン(本編).
https://www.city.toyota.aichi.jp/res/projects/default_project/page/001/065/369/01.pdf (2026年1月19日閲覧)
- 内閣府. 平成14年度ソーシャル・キャピタル: 豊かな人間関係と市民活動の好循環を求めて.
<https://www.npo-homepage.go.jp/toukei/2009izen-chousa/2009izen-sonota/2002social-capital> (2026年1月19日閲覧)
- 飛騨市教育委員会学校教育課地域クラブ活動推進室. 飛騨市における部活動の地域展開
<https://www.city.hida.gifu.jp/soshiki/30/69354.html> (2026年1月19日閲覧)
- 文部科学省. 部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン〜子供たちのスポーツ・文化芸術活動の充実に向けて〜(令和7年12月).
https://www.mext.go.jp/spor ts/b_menu/spor ts/mcatetop04/list/1405720_00025.htm (2026年1月19日閲覧)
- 地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議. 「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ
 〜子供たちの豊かで幅広いスポーツ・文化芸術活動の保障に向けて〜(令和7年5月16日).
https://www.mext.go.jp/spor ts/b_menu/shingi/039_index/attach/1420653_00001.htm (2026年1月19日閲覧)
- 山田直子, 野井真吾. 日本の中学生における多次元資本、生活習慣、精神的健康の関連: 共分散構造分析を用いて. 日本幼少児健康教育学会誌, 7巻(2号): 69-82ページ, 2022年



執筆者

執筆者

氏名（五十音順）	プロフィール
秋吉 遼子	東海大学体育学部 講師。専門はスポーツ社会学であり、公共スポーツ施設等に係る研究を実施。地方公共団体の計画策定やスポーツ施設に関する選定等の委員を務める。
朝倉 雅史	筑波大学人間系助教。専門は体育・スポーツ経営学。主に学校体育の経営を中心として、運動部活動や体育授業に関する研究を行っている。
柴田 紘希	日本体育大学スポーツマネジメント学部助教。専門は体育・スポーツ経営学。地域スポーツクラブの成長を主なテーマとして、成長の規定要因や成長プロセスに関する研究を実施。
田島 良輝	大阪経済大学人間科学部教授。大阪市等のスポーツ施設選定委員や豊中市スポーツ推進審議会/会長を務める。社会学とマネジメントの観点から、スポーツの社会的価値の測定と生成プロセスの研究に取り組んでいる。
西村 貴之	金沢星稜大学人間科学部教授。（一社）スポーツコミッションかほく/副理事長、（特非）クラブパレット/アドバイザー。専門はスポーツまちづくり。地域スポーツにおけるマネジメント人材の育成に関する研究・教育・実践に取り組んでいる。
舟木 泰世	尚美学園大学スポーツマネジメント学部准教授。生涯スポーツ政策と地域スポーツ振興を主な研究テーマとし、持続可能な地域スポーツ環境の構築に関する研究を進めている。

コラム（No1-3）執筆者

氏名（五十音順）	プロフィール
金谷 英信	公益財団法人日本スポーツ協会（JSPO）地域スポーツ推進部長（クラブ担当）。総合型クラブの育成支援を中心にスポーツ少年団や地域スポーツ組織の支援等を担当。スポーツ庁の部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議委員を務める。
木間 奈津子	独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）総合企画部専門職。スポーツ政策に関する地方公共団体との連携ネットワーク「JAPAN SPORT NETWORK」運営を担当。部活動の地域展開等、スポーツ政策に関する情報提供やセミナー開催等に取り組む。
澁谷 健一	公益財団法人新潟県スポーツ協会スポーツ推進課長。広域スポーツセンターや総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、スポーツ施設協会を担当。スポーツ庁地域スポーツクラブ活動アドバイザーを務めている。

執筆協力（五十音順）

- 澁谷 茂樹（公益財団法人笹川スポーツ財団 アクティブシティ推進グループ長）
 友添 秀則（環太平洋大学 体育学部／大学院スポーツ科学研究科 教授）
 松尾 哲矢（立教大学 スポーツウエルネス学部／大学院スポーツウエルネス学研究科 教授）

発行機関

スポーツ庁 地域スポーツ課
 令和8年3月発行
 今年7年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業（地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業）



スポーツ庁